2022年度

自己点検・評価報告書

東京都市大学

目　　次

序　章　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　　理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第３章　　教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第４章　　教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第５章　　学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第６章　　教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第７章　　学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第８章　　教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第９章　　社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

第１０章　大学運営・財務

　第１節　　大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89

　第２節　　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

終　章　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

序章

（1）東京都市大学における教育研究と大学改革について

本学は、1929 年に工業教育の理想を求める学生たちが「学びたい」という一心のもとに、学生自らが支援者、教えてくれる人と校地・校舎を探求したことによって創立した「武蔵高等工科学校」にその源流がある。1949 年、学制改革に伴い、「武蔵工業大学」に昇格し、建学の精神である「公正」「自由」「自治」を活かしながら、「創立時における学生の熱情」を大切にする私立大学として、多くの卒業生を輩出してきた。2009 年には、武蔵工業大学を源流とする工学部、知識工学部、環境情報学部と、東横学園女子短期大学を源流とする都市生活学部と人間科学部を一つとし、大学の名称を「東京都市大学（略称：都市大）」へと変更した。そのことにより、5 学部 16 学科、及び 2 研究科 10 専攻の大学院を有する大学となるとともに、科学技術から生活福祉まで広い分野を網羅することとなり、美しく持続可能な環境の創出、生活文化の向上、活力ある産業の進展を目指して、時代と社会の要請に応える大学創りを進めている。

そのために、2009 年の名称変更以降、2012 年度に共通教育部の設置による基礎・教養科目の全学的共通化、2013 年度に環境学部、メディア情報学部の新設、2018 年度に大学院工学研究科から総合理工学研究科へ改称と各専攻の整理、2020 年度に工学部を理工学部と改称、建築都市デザイン学部の開設など様々な大学改革を進め、現在では、7 学部 17 学科、2 研究科 8 専攻を有する大学となっている。

また、2015 年度より創立 100 周年にむけた中・長期計画として「アクションプラン 2030」を掲げ、「教育の質保証」「キャンパス教育環境向上」「ブランド力向上」「大学運営向上」の 4 つのプロジェクトを中心に上記の改革も含めた大学改革を積極的に進めている。

（2）前回の認証評価結果の指摘事項等に対する対応について

本学は、2016 年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受け、同協会の定める大学基準に「適合」していると認定されている。一方で、以下の指摘を受けた。

【努力課題】

4．教育内容・方法・成果

・環境学部、メディア情報学部、工学研究科及び環境情報学研究科において、教育課程の編成・実施方針が、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。

・工学研究科及び環境情報学研究科において、研究指導の方法や年間スケジュールなど研究指導計画の作成や学生への明示、研究指導計画に基づく研究指導が不十分であるので、改善が望まれる。

・各学部における1セメスター当たりの履修登録単位数の上限について、原則 24 単位に設定しているものの、履修登録できる単位数の上限対象外とする科目設定がなされているのみならず、再履修科目についての上限緩和措置、編入学や転学部・転学科、長期療養などの特別な理由のある学生への超過履修登録の容認、在学中 1 回に限り特別な許可を得て、GPA によらず 28 単位までの

超過履修登録を認める規定等により、制度が適切に運用されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
・工学研究科及び環境情報学研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
・工学研究科において、学位論文審査基準を学生にわかりやすく明示していないので、課程ごとに『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。
5．学生の受け入れ
・収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部原子力安全工学科 1.23、同電気電子工学科 1.22、同建築学科 1.20、同都市工学科 1.20 と高く、工学研究科博士後期課程は 0.23 と低い。また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、工学部原子力安全工学科 1.21、同電気電子工学科 1.21、同建築学科 1.21 と高いので、改善が望まれる。
【改善勧告】
5．学生の受け入れ
・知識工学部自然科学科において、収容定員に対する在籍学生数比率及び過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均がそれぞれ 1.31、1.29 と高く、同情報通信工学科、同経営システム工学科の収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 1.24、1.23 と高いので、是正されたい。

これらの課題に対する改善に向けた取り組みは、全学内部質保証推進組織の自己評価・教員業績評価委員会（当時）を全体の責任主体とし、2017 年 3 月に大学評価結果を受領した直後から着手している。同委員会では、上記の勧告事項及び努力課題に加え、概評での指摘を含む全 39 件の事項について改善に臨む方針を立て、それぞれの責任主体（所管組織）を明確にした上で、同年 4 月に本学の運営に関する重要事項を審議する大学協議会（議長:学長）に諮り、各所管組織に改善計画の策定と提出を求めた。また、各所管組織が改善計画に沿って主体的に改善を進めることに並行して、自己評価・教員業績評価委員会では本学における内部質保証システムの脆弱性を改善するために全学の内部質保証推進組織としてのあり方、役割及び権限等の見直しに着手し、その結果、2017 年 10 月に自己評価・教員業績評価委員会を廃止し、大学執行部で構成する学長会議（議長：学長）の下に「大学評価室」を設置している。大学評価室では、「東京都市大学大学評価室規程」に則って第 3 期大学基準を踏まえた内部質保証システムの再構築、自己点検・評価活動のあり方を引き続き検討するとともに、同室に指摘事項に対する改善のためのワーキンググループを設置して重点的に改善に取り組むこととしている。

具体的には、2017 年 12 月、2018 年 5 月、2019 年 11 月に各所管組織から改善状況の報告を受け、報告された内容に対しては、改善状況に対する評価として評定基準（S・A・B・C）を定め評価するとともに、改善すべき内容が解決・解消している場合にあっては PDCA サイクルによって今後の発展に向けた取り組みにつながっていくよう促した。これらの評価等については、大学評価室の上位組織である学長会議において最終決定した上で、大学協議会等を通じて各所管組織に通知し、併せて本学の教育研究活動の質を向上し、社会への説明責任を果たすことの重要性を十分に意識し

ながら自律的な改善活動を継続していくことを要請した。2020 年 7 月には、これらの内容を「改善報告書」として大学基準協会に提出し、再度報告を求める事項はなく、改善が認められている。

（3）前回の認証評価結果以降の内部質保証体制に関する改革について

前回の認証評価では、概評において、「今回提出された『自己点検・評価報告書』は、2014 年度の制度改革後の内部質保証に関する活動状況・責任体制・検証システムについて、明瞭になっていない点が多かった。」との指摘を受けた。その指摘を受けて、前述の通り改善に向けて取り組むこととし、2017 年 10 月に自己評価・教員業績評価委員会を廃止し、大学執行部で構成する学長会議の下に「大学評価室」を設置することで、内部質保証サイクル再構築の第 1 歩を踏み出した。その後も、大学評価室において議論を続け、2020 年 10 月に自己点検・評価に責任を負う組織並びに実施に関する詳細を定めた「東京都市大学自己点検・評価に関する規程」の策定、2021 年 4 月には自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する評価及び内部質保証の有効性に関する評価を行う外部評価に関する詳細を定めた「東京都市大学外部評価の実施に関する細則」を策定した。また、2021 年 10 月には、自己点検・評価に関する規定に沿ったはじめての自己点検・評価を実施し、その経験から、2022 年度 4 月に学部の自己点検・評価に責任を負う組織である点検・評価委員会を同規程の改正により設置した。この事により、自己点検・評価に責任を負う組織が明確化され、学長マネジメントのもとで内部質保証を推進する体制が構築された。その体制下で行われた今回の自己点検・評価においては、改善を要する点として 2 点、留意点として 32 点指摘を行い、各所管組織に大学協議会等を通じてフィードバックを行った。改善を要する点として指摘を行った「環境情報学研究科博士後期課程における定員超過」については、指摘後に学長会議を中心に定員増加が検討され、大学協議会にて 2024 年度からの定員増を決定している。また、留意点として指摘した事項の一部もすでに改善が進んでいることなどから、学内の組織における内部質保証の取り組みが進みつつあり、PDCA サイクルが回り始めていることが確認できている。一方で、少子化等の影響により大学を取り巻く環境が悪化していく中、さらに明瞭かつ効果的な内部質保証体制の構築を進めていく必要があると考えており、大学評価室内にワーキンググループを設置し、議論を始めている。今後も、学内関係者や外部評価委員の協力も得ながら、本学の理念・目的である「持続可能な社会発展への貢献」の実現に向けて、引き続き改革を進めてまいりたい。

第１章　理念・目的

（1） 現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）

評価の視点	
1	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
2	○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の設置法人である学校法人五島育英会（以下、法人本部）では、教育理念を「健全な精神と豊かな教養を培い、未来を見つめた人材を育成する」とし、寄附行為において法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」としている（資料 1-1）。 それらを受け、建学の精神である「公正」「自由」「自治」に基づき、大学の理念を「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」と定め、大学の目的を「学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献すること」、大学院の目的を「工学並びに環境情報学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。理念である「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」については、国際的に取り組まれているSDGsの理念とも合致しており、グローバル化への対応と社会環境的な公正さが求められる現代社会において特徴的である。また、理念・目的を踏まえた教育理念を「ボーダーを超えて、学生と教職員が共に考え、学び、行動することで社会に貢献できる人材を育てる。」とし、教育目標を「公正・誠実さと自己研鑽力をもち、「都市」に集約されるような複合的課題に取り組むことができ、多種多様なボーダーを超えて新たな価値を見出すことで持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成する。」と設定している。

その上で、それらを踏まえた人材の養成及び教育研究上の目的を学部・研究科ごとに設定している（資料 1-2）（資料 1-3）。

また、学部、研究科の教育研究上の目的をもとに、学科、専攻ごとに人材の養成及び教育研究上の目的を設定している（資料 1-4【ウェブ】）。

これらの内容は、持続可能な社会の発展に向けて、ボーダーを越えて社会に貢献できる人材を育成するとしている教育理念や教育目標が、それぞれの学部・研究科の人材の養成及び教育研究上の目的として具体的に展開されていることが明確であることから、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関しており、適切に設定している。

- 点検・評価項目②　：　大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）

評価の視点	
1	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
2	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

上記に示した理念・目的、人材の養成及び教育研究上の目的については、学修要覧（資料 1-5）、履修要綱(資料 1-6)や学則（資料 1-2）及び大学院学則（資料 1-3）に適切に明示、周知している。また、「大学案内」（冊子版）（資料 1-7【ウェブ】）の最初のページに理念・目的を掲載している他、ウェブサイトにおいては、大学案内ページの 1 行目に建学の精神・理念・目的ページへのリンクがあり（資料 1-8【ウェブ】）、社会に対してわかりやすく公表しており、適切に対応している。

- 点検・評価項目③ ： 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。
- 責任主体（所管組織）：大学戦略室（大学戦略室長）

評価の視点	
1	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
1-1	・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

2014 年 4 月に、創立 90 周年である 2019 年、創立 100 周年である 2029 年を目標に国際都市東京で存在感を示す有数の私大を目指し、理念・目的に基づく「教育の質保証」「キャンパス教育環境向上」「ブランド力向上」「大学運営向上」の実現に向けた中・長期的な計画である「アクションプラン 2030」を設定している（図 1-1 アクションプラン 2030 特設サイトより抜粋）。

図 1-1 アクションプラン 2030 構想図

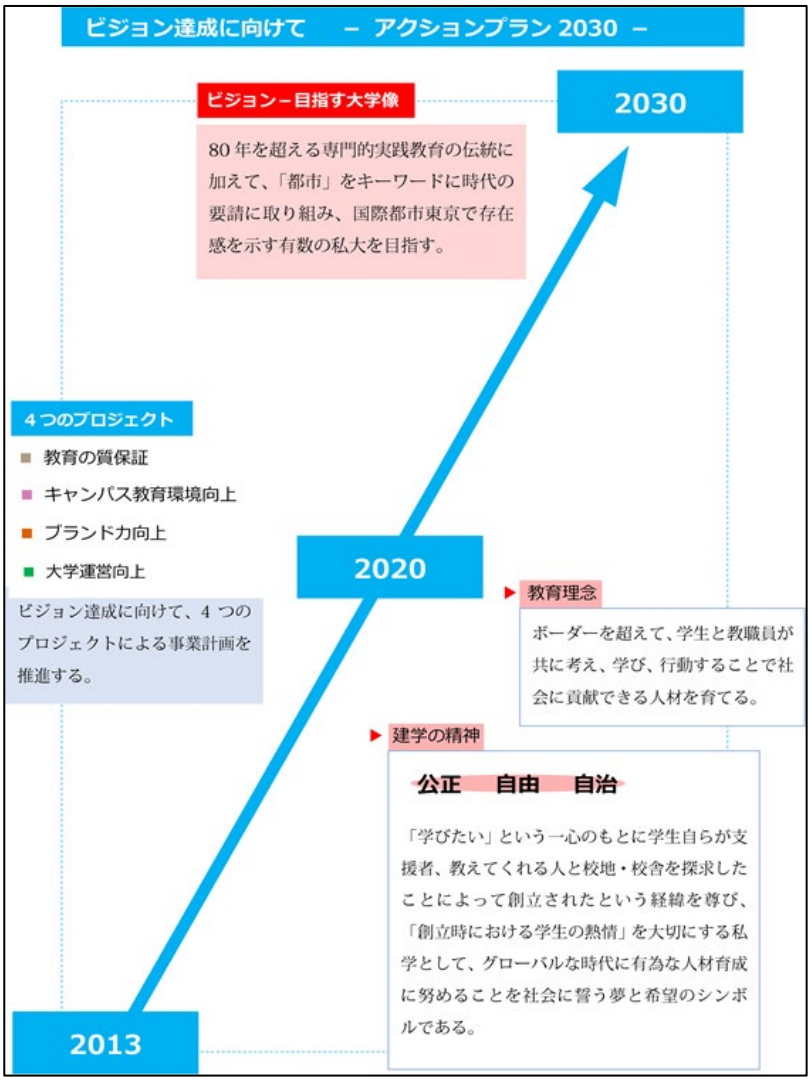

その後、法人本部にて「都市大ブランド構築」に向けた長期事業計画（2017 年度～2030 年度）が策定されたことを受けて、その傘下にアクションプランが位置づけられ、連動して施策が進められることとなった。長期事業計画は 3 期に分かれており、現在進行中の第 2 期事業計画（2021 年度～2025 年度）では、第 1 期事業計画で育んだ「社会に対して圧倒的な存在感を示すことのできる個の力」を結集し、「①良質な教育の実践」「②グループ間連携の深化・拡大」「③教育環境の整備・充実」「④認知拡大を目的としたコミュニケーション活動の実践」の実現を重点目標として取り組んでいる（資料 1-9）。それらの内容を踏まえたアクションプランにおける具体的な事業計画の策定、進捗管理、達成状況の検証および見直しを大学戦略室（資料 1-10）にて行っている（資料 1-11）（資料 1-12）（資料 1-13）。また、事業計画の進捗状況等については、学長会議（資料 1-14）（資料 1-15）に報告し、必要に応じ大学協議会（資料 1-16）（資料 1-17）にも報告するものとしており、学長マネジメントの下で各種計画の実行を担保している。

なお、これまでは、法人本部に大学戦略室を設置していたが、学長のリーダーシップによる教育研究活動の充実・向上に向けた取り組みをさらに強力に推進するための体制整備を行う観点から、

2022 年 5 月 6 日付で大学に設置した。そのため、新体制下で計画立案から実行、検証や見直しのプロセスが機能しているか適宜検証し、必要に応じて改善する必要がある。

アクションプラン 2030 の具現化に向けた予算措置については別途行っており、2022 年度は 15 億 2951 万円を計上している。このことにより、財政面における実現可能性を担保している。

なお、2016 年度大学評価における結果を踏まえて、2017 年度の計画として、教員評価システム構築を契機とした大学評価室設置による内部質保証体制見直し等の内容をアクションプランに反映し、実施した（資料 1-18）。

（2）長所・特色

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を大学の理念として掲げており、国際的に取り組まれている SDGs の理念とも合致していることは、グローバル化への対応と社会環境的な公正さが求められる現代社会において特徴的であり、長所・特色と言える。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表している。理念・目的においては、SDGs 等の国際的な目標と照らしても適切であり、持続可能な社会発展を目指すという点で幅広い領域を持つ本学ならではの個性や特徴を表している。また、理念・目的を実現するために将来を見据えた中・長期計画を設定し、教育研究活動の向上を図っている。

第 2 章　内部質保証

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：　学長会議(学長)(大学評価室(大学評価室長))

評価の視点	
1	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
1-1	・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
1-2	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
1-3	・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(ＰＤＣＡサイクルの運用プロセス等)

自己点検・評価を中心とする PDCA サイクルを適切に機能させることにより、教育研究水準の向上を図り、理念・目的に基づく、教育・研究目標及び各種方針を実現し、社会的使命を達成することが内部質保証に関する本学の基本的な考え方である(資料 2-1【ウェブ】)。その考えに基づき、以下の「東京都市大学内部質保証方針」を設定している(資料 2-2【ウェブ】)(資料 2-3)。

東京都市大学内部質保証方針

東京都市大学(以下「本学」という。)は、本学の理念・目的に基づき、教育・研究目標及び各種方針を実現するため、以下の方針を定め、内部質保証を推進する。

1. 本学は、学則第 1 条の 2(本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。)の定めに基づき、全学的な取り組みとして、主体的に自己点検・評価を行うものとする。
2. 自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目等に準拠して、年度ごとに実施し、現状を把握、検証及び分析することによって、本学の特性、長所、課題及び問題点等を明らかにする。
3. 自己点検・評価は、外部有識者、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から客観的な意見を聴くとともに、本学学生の代表者等から直接意見を聴取し、幅広い視点に立って実施するものとする。
4. 自己点検・評価の結果、教育・研究を中心とした諸活動について改善が必要と認められた場合は、真摯な姿勢で自律的に改善に取り組まなければならない。また、全学的な課題等が明らかになった場合は、東京都市大学中長期計画(アクションプラン 2030)や各種の取り組みに適切に反映させることによって本学の改善・改革を着実に推進するものとする。

5. 大学評価室は、本学における自己点検・評価のあり方に関する検討を行うとともに、この方針の達成状況について定期的に検証を行うことにより、内部質保証システムの維持・向上を図るものとする。また、自己点検・評価活動について、全ての教職員が理解・共有するための浸透を図る。

内部質保証の推進にあたっては、学長の円滑な意思決定に資する「学長会議」(資料 2-4)の下で、自己点検・評価の実施主体である「大学評価室」(資料 2-5)が「全学内部質保証推進組織」として、教育・研究を中心とした諸活動に対する自己点検・評価と改善支援を行っている。加えて、2022 年 4 月より、各学部・研究科(以下、学部等)に自己点検・評価に責任を負う組織として「学部等点検・評価委員会」を設け、大学評価室を中心に、各学部等を含めた教育・研究を中心とする諸活動に関する PDCA サイクルを適切に機能させることによって、恒常的かつ継続的に教育の質の保証及び向上を図り、教育・学習等の適切な水準を維持する体制を構築している。それらに関する具体的な手続きについては、「東京都市大学自己点検・評価に関する規程」(資料 2-6)に明示し、教学の内部質保証を含めた全学の内部質保証に関するプロセスや方向性を「東京都市大学内部質保証組織体制図」(図 2-1)として示している。教学の企画・運用等については、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを所管する各組織やその他の教学部門に関係する各委員会等を中心に行われており、それらの取り組みについて、大学評価室による検証や指摘等を踏まえた活動が行われるよう改善支援を行っている。

図 2-1 東京都市大学内部質保証組織体制図

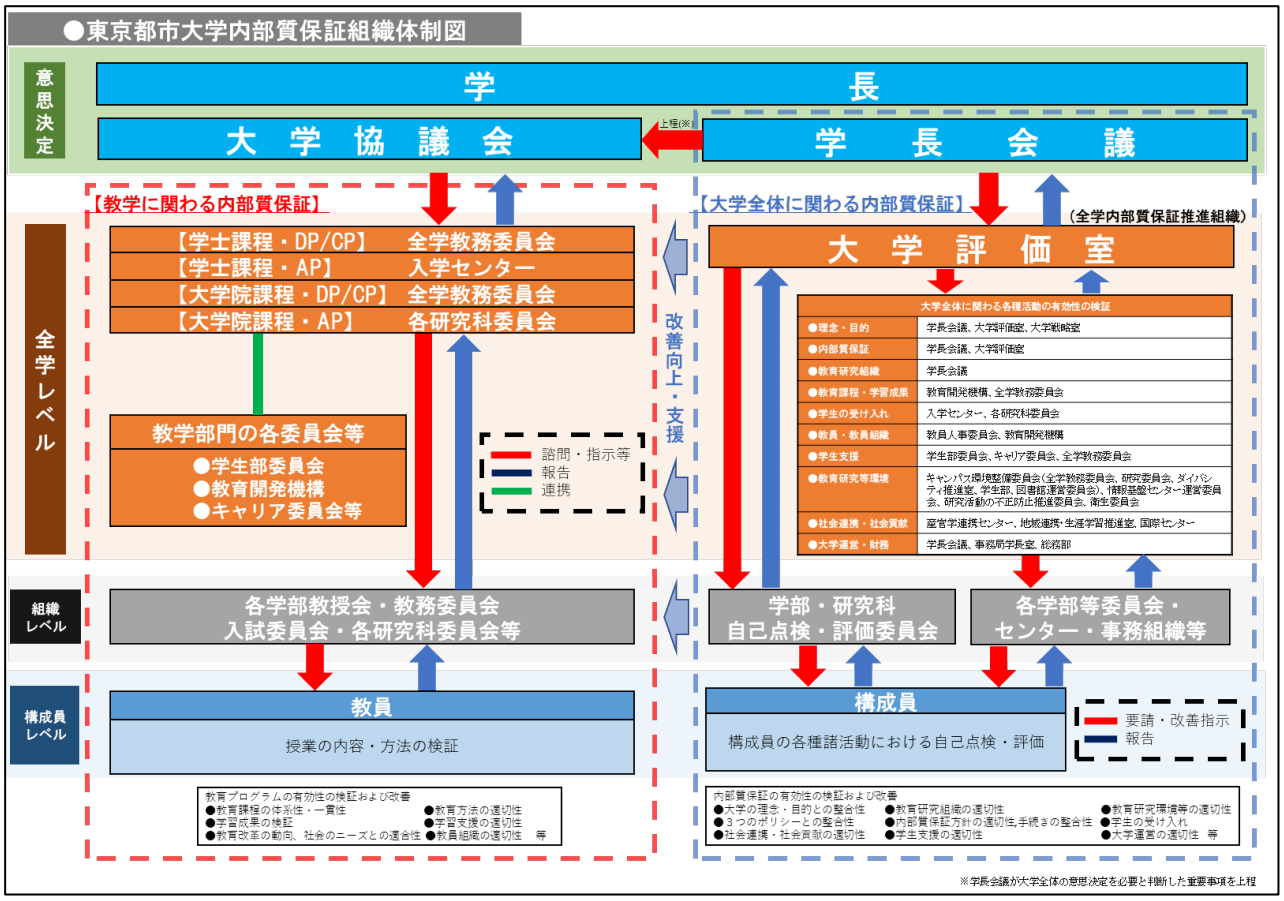

点検・評価項目②　：　内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）（大学評価室（大学評価室長））

評価の視点	
1	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2	○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前回の認証評価では、概評において、「今回提出された『自己点検・評価報告書』は、2014 年度の制度改革後の内部質保証に関する活動状況・責任体制・検証システムについて、明瞭になっていない点が多かった。」との指摘を受けた。その指摘を受けて改善に向けて取り組むこととし、2017 年 10 月に自己評価・教員業績評価委員会を廃止し、大学執行部（学長、副学長等）で構成する学長会議（資料 2-4)の下に、全学内部質保証推進組織として「大学評価室」（資料 2-5)を設置している。

「大学評価室」は、学長が任命した室長、室員を構成員としており、学長を議長とする学長会議（大学協議会）の下で、「大学全体に関わる内部質保証」に責任を負う大学評価室が、内部質保証方針等に基づく自己点検・評価を通じて、各所管組織と連携して学内の取り組みを促進している（図 2-1）。自己点検・評価においては、組織レベルが基盤となっており、学部・研究科自己点検・評価委員会や各センター等組織等を中心に自己点検・評価を行っている。学部・研究科自己点検・評価委員会は、学部長を委員長とし、委員長が指名した委員で構成されており、学部・研究科等の自己点検・評価に責任を負う組織として大学評価室の下に設置されている。全学レベル、組織レベルの自己点検・評価結果は、大学評価室で取りまとめの上、大学基準や各基準に関係する方針等に基づいて点検、評価、総括し、学長会議にその結果を提出している(資料 2-7)（資料 2-8）。その後、それらの内容を大学協議会等を通じて各所管組織にフィードバックを行うことで、各所管組織が行う活動に対する改善・向上に向けた支援に努めている。なお、大学の運営に関する重要事項を審議する大学協議会（資料 2-9）には、学長会議を通じて、自己点検・評価等、大学評価室に関する事案について報告を行い、適宜連携している（資料 2-10）。一方で、教学マネジメントの確立にあたって最も重要な 3 つのポリシーに基づく教育活動については、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みであり、「教学に関わる内部質保証」として図 2-1 の左側に記載している。教学に関わる内部質保証においては、学長のリーダーシップの下、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては、全学教務委員会、学士課程のアドミッションポリシーについては入学センター、大学院課程のアドミッションポリシーについては各研究科委員会が所管しており、大学評価室が行っている自己点検・評価を通じた教育改善・向上に向けた支援を受けつつ、学修者の受け入れ・育成に努めている。

点検・評価項目③　：　方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 責任主体（所管組織）：　学長会議（副学長（総括・教育担当））、教育開発機構（教育開発機構長）、教務委員会（教務委員長）、入学センター（入学センター長）、大学評価室（大学評価室長）

評価の視点	
1	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

2	○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3	○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組み
4	○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5	○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6	○点検・評価における客観性、妥当性の確保
7	○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

内部質保証システムを機能させ、教育の質を保証するために、建学の精神である「公正、自由、自治」や理念・目的を踏まえ、「東京都市大学における三つの方針(卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)の策定に関する基本方針（資料 2-11）」を定め、3 つの方針を策定している（資料 2-12【ウェブ】）。

3 つの方針が基本方針に沿って策定され、加えてそれら 3 つの方針に基づき教育活動を展開できているか、教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上については、全学内部質保証推進組織である大学評価室を中心とする自己点検・評価活動を通じて行っている。自己点検・評価は、原則として毎年度実施するものとしており(資料 2-13)、年度ごとに活動方針、活動計画を策定し実施している（資料 2-14）。基準については、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目並びに本学の教育研究活動の状況等を踏まえ、大学評価室が決定している（資料 2-6）。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、自己点検・評価の際に各所管組織においてどのような対応を行ったか記述するよう要請している。

実施単位としては、大学評価室および各基準と関係する所管組織を中心とする全学レベルと学部・研究科等自己点検・評価委員会等を中心とする組織レベルにおいて、PDCA サイクルを機能させるべく取り組んでいる。具体的には、各学部、研究科等に設置した点検・評価委員会を中心に基準 1、4、5、6 の各基準に関連する学部・研究科等所属委員が連携して自己点検・評価を行い、その結果を大学評価室に報告している（資料 2-15）。また、各委員会やセンター、事務組織等においては、各基準において担当する所管組織が自己点検・評価を行い、その結果を大学評価室に報告し、その内容を大学評価室が全学レベルとして取りまとめている。取りまとめる際には、大学評価室において基準ごとに主査を設定し記載されている内容と根拠資料が合致するか、大学基準に照らして適切かどうかを精査・確認している。それらの確認の結果等を踏まえた総括を作成している（資料 2-7）（資料 2-8）。

なお、全学と学部・研究科等点検・評価委員会において行われている基準 1、4、5、6 については、学部・研究科等と各基準を担当する所管組織が連携しながら適切に自己点検・評価に反映するよう、キックオフミーティング（資料 2-16）にて説明を行っている。また、大学評価室における総括作成の際には、基準ごとに全学レベルと組織レベルの報告書を確認する主査を統一することで、双方の記載に齟齬がないか等含め確認し総括している。最終的には、総括の内容について学長会議の承認を経て、改善・向上に向けたフィードバックについて大学協議会等を通じて行う形としており、一連の計画的なプロセスを展開している。

これらのプロセスについては、自己点検・評価に際して行われる前述のキックオフミーティングにて、内部質保証の概念等も含めた全体像に関する説明や自己点検・評価の方法等詳細に関する内容と合わせて説明を行っている。こうした説明の機会を設けることで、組織内におけるプロセスへの理解が深まり、組織的な改善・向上に向けた取り組みが活性化するよう取り組んでいる（資料 2-16）。なお、新型コロナウイルス感染症への対応として、キックオフミーティングはオンラインで行っている。

さらに、上記の一連のプロセスにおける自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるために、質保証外部評価委員会（資料 2-17）を設置し、2020 年度自己点検・評価、2022 年度自己点検・評価に対して外部評価を実施している（資料 2-18）（資料 2-19）。加えて、主に教育活動を対象としてその適切性を検証するため、学生インタビューを実施している（資料 2-20）（資料 2-21）。

改善・向上に向けたフィードバックについては、2016 年度大学評価にて指摘された事項の確認について、概評における指摘も含めた全ての内容を改善項目として取り上げ、改善に向けた取り組みを進めている（資料 2-22）（資料 2-23）。また、各年度の自己点検・評価においてフィードバックした内容のうち、指摘した事項に対する改善状況の確認も行っており、自己点検・評価の実施から改善に向けた取り組みが確実かつ適切に行われているか確認した上で、その状況に対してもフィードバックを行っている。具体的には、改善状況を改善状況報告書（資料 2-8）にて確認しており、指摘事項に対して改善を行っているか確認し、改善状況に対する評価を行っている。評価は A、B、C、D の 4 段階となっており、B 以下の場合は改善途上もしくは改善に着手していない状況であるため、A として改善されるまで継続して改善に対する支援を続けることとしており、指摘事項が確実に改善されるよう努めている。なお、2016 年度大学評価における改善勧告、努力課題については、上記の確認等を経て、改善報告書（資料 2-24）を提出し、改善の成果が十分に上がっていることを確認いただいている（表 2-1）。

表 2-1 2016 年度大学評価指摘事項に対する改善状況概要（改善勧告、努力課題）

No.	区分	内容概要	改善状況概要
1	努力	環境学部、メディア情報学部、工学研究科及び環境情報学研究科において、教育課程の編成・実施方針が、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。	指摘のあった全ての学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針を改訂し、それを明示・公表することで改善を図った。
2	努力	工学研究科及び環境情報学研究科において、研究指導の方法や年間スケジュールなど研究指導計画の作成や学生への明示、研究指導計画に基づく研究指導が不十分であるので、改善が望まれる。	指摘のあった両研究科とも、研究指導計画の作成と学生への明示及び研究指導計画に基づく研究指導を行うための方策を検討し、改善を図ってきた。
3	努力	各学部における1セメスター当たりの履修登録単位数の上限について、原則 24 単位に設定しているものの、履修登録できる単位数の上限対象外とする科目設定がなされているのみならず、再履修科目についての上	大学全体で段階的に改善を図ってきた。第一段階では、2017 年 2 月 22 日開催の全学教務委員会において各学部での CAP 制の趣旨にそぐわない上限緩和を撤廃する方針を確

		限緩和措置、編入学や転学部・転学科、長期療養などの特別な理由のある学生への超過履修登録の容認、在学中 1 回に限り特別な許可を得て、GPA によらず 28 単位までの超過履修登録を認める規定等により、制度が適切に運用されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。	認した。これに沿って各学部教務委員会を所管組織として検討を行い、全学部が 2018 年度末までに趣旨にそぐわない上限緩和措置を撤廃した。
4	努力	工学研究科及び環境情報学研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。	工学研究科（2018 年 4 月に総合理工学研究科へ名称変更）及び環境情報学研究科の両研究科が連携し、2016 年 9 月に実施された大学評価における実地調査の実施結果を受けて即時に対応し、2016 年度のうちに改善を図った。
5	努力	工学研究科において、学位論文審査基準を学生にわかりやすく明示していないので、課程ごとに『履修要綱』などに明記するよう、改善が望まれる。	各専攻の審査基準を基に研究科としての統一した審査基準を定め、この内容を 2018 年度から履修要綱にて研究科の学位授与方針とともに掲載して学生に明示し、指摘内容に対して改善が図られた。
6	努力	収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部原子力安全工学科 1.23、同電気電子工学科 1.22、同建築学科 1.20、同都市工学科 1.20 と高く、工学研究科博士後期課程 0.23 と低い。また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、工学部原子力安全工学科 1.21、同電気電子工学科 1.21、同建築学科 1.21 と高いので、改善が望まれる。	学士課程では、全学部・学科でのより適正な定員管理に向けて、2016 年 8 月に設置した入学センターを統括組織とし、定員管理を厳格化し改善が図られた。工学研究科では、同研究科専攻主任教授等会議を所管組織として、入学者増加を 2019 年度の重点検討施策の一つに位置付け、改善を図ってきた。
7	改善	収容定員に対する在籍学生数比率について、工学部原子力安全工学科 1.23、同電気電子工学科 1.22、同建築学科 1.20、同都市工学科 1.20 と高く、工学研究科博士後期課程 0.23 と低い。また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均	全学部・学科でのより適正な定員管理に向けて、2016 年 8 月に設置した入学センターを統括組織とし、定員管理を厳格化し改善が図られた。

		について、工学部原子力安全工学科 1.21、同電気電子工学科 1.21、同建築学科 1.21 と高いので、改善が望まれる。	

行政機関(設置計画履行状況調査等)等からの指摘事項については、2016 年度以降指摘はないものの、上記と同様に各所管組織において改善に取り組んだ内容を大学評価室が自己点検・評価を通じて確認するプロセスとしている。

- 点検・評価項目④ ： 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議(学長)(大学評価室(大学評価室長))

評価の視点	
1	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2	○公表する情報の正確性、信頼性
3	○公表する情報の適切な更新

学校教育法施行規則で公表が定められている教育研究活動等の状況、学校教育法で公表が定められている自己点検・評価結果、財務諸表等は、ホームページで公表している(資料 2-25【ウェブ】)。 また、前述のホームページだけでなく、法人本部にて毎年発行している「アニュアルレポート」では教育研究等活動や財務情報、事業報告等を掲載し、公表している(資料 2-26【ウェブ】)。

公表する情報の正確性や信頼性については、各所管組織が正確に作成することを前提に、情報公開の担当部署である学長室がダブルチェックした上で情報を公表しており、公表している情報が適切に更新されるよう年度ごとに対応している。

- 点検・評価項目⑤ ： 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議(学長)(大学評価室(大学評価室長))

評価の視点	
1	○全学的なＰＤＣＡサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
2	○点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムについては、大学評価室が主体となり、学長マネジメントの下で自己点検・評価結果を取りまとめ、精査、総括し、その内容をフィードバックし、各所管組織による改善・向上につなげていく PDCA サイクルを適切かつ有効な形で構築している(図 2-1)。これらの全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性については、内部質保証方針に基づき、毎年度行われる自己点検・評価、外部評価等にて定期的な検証を行っている。なお、根拠資料の適切性については、大学評価室で取りまとめの際に確認を行っている。一方で、大学評価室を中心とする内部質保証体制が構築され取り組みは加速しているものの、学部等点検・評価委員会との連携等、今年度から始めた取り組みを含め、内部質保証体制が適切かつ有効に機能しているか今後も検証を続ける必要がある。

具体的には、2021 年度自己点検・評価結果において、留意点として「内部質保証組織体制図に明示した体制による自己点検・評価については、2022 年度が初となるが、さらなるシステム整備を

進めるとともに、実行性のある自己点検・評価活動が定着することが望ましい。」(資料 2-7)、2022 年度外部評価において「自己点検・評価を行った結果を総合的に確認し必要な改善を促す仕組みがやや明確ではない印象も受けた。」との指摘を受けており(資料 2-19)、大学評価室内にワーキンググループを設け、現在の内部質保証システムの検証及び将来的な内部質保証システムの再構築に向けた検討に着手している(資料 2-27)(資料 2-28)。また、認証評価結果および自己点検・評価結果については、ウェブページで公開している(資料 2-29【ウェブ】)。

このことから、適切性について定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取り組みを適切に行っている。

(2)長所・特色

大学評価室を中心とする内部質保証体制の構築により、各所管組織が行う方針(P)に基づく活動(D)に対する自己点検・評価(C)、大学評価室からのフィードバックによる各組織の取り組み(A→P)の流れが整備された。大学評価室では、年度ごとの活動方針・計画を目標とし(資料 2-14)、各所管組織における改善・向上に向けた取り組みを促進しており、改善状況報告書の確認(資料 2-8)により指摘事項が確実に改善されるような仕組みを構築している。

(3)問題点

なし

(4)全体のまとめ

理念・目的に基づく、教育・研究目標及び各種方針を実現し、社会的使命を達成するため、東京都市大学内部質保証方針を設定し、全学内部質保証推進組織である大学評価室を中心とした内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組んでいる。

教育の質の保証においては「東京都市大学における三つの方針(卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)の策定に関する基本方針」を定め、3 つの方針を策定し、自己点検・評価を中心に教育活動の有効性の検証とその検証結果を踏まえた改善・向上を行っている。また、それら一連のプロセス、妥当性を担保するため、自己点検・評価に対する外部評価等を行っている。これらの内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行い、改善に結びつけている。

第 3 章　教育研究組織

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか
- 責任主体(所管組織)：　学長会議(学長)、教職課程運営委員会(教職課程運営委員長)

評価の視点	
1	○大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性
2	○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
3	○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
4	○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

大学の理念である「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」、目的である「学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献すること」に基づき、7 学部 17 学科、2 研究科 11 専攻が設置されている(資料　3-1【ウェブ】)。また、理念・目的に基づく人材育成と学術研究の向上を図るための機関として、共通教育部、情報基盤センター、総合研究所、ナノ科学技術学際研究センター、産官学交流センター、国際センター、教育開発機構を設置している。

理工学部は、科学技術の根幹をなすものつくりを支える工学に、新たに自然科学における真理を探求する理学を融合させた学部を作ることを狙いとして、2020 年 4 月、工学部より名称を変更した学部である。具体的には、知識工学部(現情報工学部)より自然科学科を移管、新設し、理学色を強くし、上記の狙いを実現している。それに加え、本学の理念を踏まえ、「理論と実践」という教育理念に基づき、理工学分野の基礎および専門知識を身に付けるとともに、科学的根拠に基づく実践によって社会の要請に応えることができる先進的な技術力や論理的な思考力を備えた人材を養成している。本学部は、機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科、医用工学科、応用化学科、原子力安全工学科、自然科学科の 7 学科と、学部の付属施設である原子力研究所(川崎市麻生区王禅寺)で構成している。

建築都市デザイン学部は、本学の理念を踏まえ、住環境から都市環境さらには地球環境までをデザインし、建築都市の諸問題を解決するための学問追及という教育理念に基づき、現実に即したアイディアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市の将来を担える高い能力を備えた建築家、技術者を養成することを目的とし設置している。本学部の母体は、旧工学部にあった「建築学科」「都市工学科」であり、これら学科を集約した学部として 2020 年 4 月に新設した。学部として独立した背景には、建築で扱う領域が工学の範囲には収まりきらないこと、建築学科と都市工学科が連携することにより、都市研究の都市大として建築や都市が抱える様々な課題に積極的に取り組んでいく狙いがある。

情報工学部は、本学の理念を踏まえ、「知の創造」を担う人材を養成することを教育研究上の目的とし、情報科学科、知能情報工学科の 2 学科で構成し、2020 年 4 月に知識工学部から教育・研

究分野を示すストレートな名称である情報工学部に名称変更している。現代の“情報社会”はネットワークの高度化、ビッグデータ解析技術および人工知能（AI）等の発展により“超スマート社会”に進化しようとしている現状から、情報科学の様々な専門知識を身に付けた技術者、IoTを駆使できる技術者、AI・ビッグデータ解析技術等を諸問題解決に適用できる能力を有する技術者を養成することを目的としている。また、国際人育成を積極的に行うために 40 単位以上の英語の講義科目を取得させて卒業させる「国際コース」を設置している。

環境学部は、本学の理念を踏まえ、現代の地球社会において、多様な時間的・空間的スケールで生起する環境問題を解決し、自然と調和できる社会を創生する人材を育成することを基本理念としている。その上で、「環境問題の解決には自然生態系と社会システムの関係を総合的に理解し改善することが必要であることを踏まえ、自然と調和した地域や都市の環境を創生する能力を備えた人材、経済活動の環境負荷を低減した社会システムを実現する能力を備えた人材の養成」を目的としている。環境創生学科と環境経営システム学科の 2 学科を設置し、学際的かつ総合的な研究や実践を通して、環境問題を深く理解して持続可能社会の実現を担うことのできる人材を養成している。

メディア情報学部は、本学の理念を踏まえ、「人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解し、より良い社会の実現に向け、社会的仕組みや情報システムを調査・分析・実現、評価・改善できる人材の養成」を目的とし、サイバー社会の仕掛けをデザイン・実現できる人材を輩出するため、文理複合の学部として社会メディア学科と情報システム学科の 2 学科で構成している。社会メディア学科では多様なメディアを駆使し、社会の様々な課題解決に取り組む人材を、情報システム学科ではユーザの視点に立って、使いやすいシステムを企画、構築・運用、評価まで一貫して手がけることができる人材を養成している。また、2 つの異なる専門性を有する学科が協力して多様な研究テーマを活かし、文理や学科の境界を超えた研究を進めている。

都市生活学部は、社会科学系の学部であり、本学の理念を踏まえ、「魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のために事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材の育成」を目的とし、都市生活学科を設置している。都市生活学部では、都市の中で営まれる人々のライフスタイル創造を目標に据え、愉しみの源となる都市の文化、それを生み出す舞台としての街、活動する人たちの居場所としての住まい創出を対象とした教育研究を行っている。

人間科学部は、本学の理念を踏まえ、いのちを大切にし、平和と環境を保持し、人類の持続可能な発展をもたらすため、「保育・教育」「発達・心理」「文化」「保健・福祉」「環境」について総合的に理解し、その向上に貢献できる豊かな感性としなやかな知性をそなえた高い専門性を持つ自立する人材の養成を目的としている。女性の社会参加や少子化等の進展等により、子育て環境は大きく変わる中、子どもに目を向けるのはもちろんのこと、保護者、家族、地域、行政と連携しながら、延長保育や緊急一時保育、保護者支援等多様なニーズに応えていく「質の高い保育」が必須になっており、子ども、親、人間、地域を深く理解しながら、理論と実践の両方を身につけた保育者を養成している。

総合理工学研究科は、従前の工学研究科の教育研究が理学と工学を融合したより総合的な内容へと変化しつつあり、また、総合性を希求した研究科であることを明確に示すため、2018 年 4 月に工学研究科から名称を変更した。「技術者・研究者として社会の要請に応える」を理念とし、その理念に沿って、機械専攻（博士前期・博士後期課程）、電気・化学専攻（博士前期・博士後期課程）、共同原子力専攻（博士前期・博士後期課程）、建築・都市専攻（博士前期・博士後期課程）、情

報専攻（博士前期・博士後期課程）、自然科学専攻（博士前期・博士後期課程）の 6 専攻で構成している。共同原子力専攻については、2010 年度に早稲田大学と協力関係を発展させた専攻であり、共同教育課程として設置している。

環境情報学研究科は、環境と情報と都市に関する学部レベルでの教育研究への取り組みをさらに展開・深化させ、「21 世紀の新しい研究領域である『環境』『情報』と『都市』に関する基礎研究や応用研究を深めると同時に、その成果を社会へ実装していくことで持続可能社会の実現に貢献していくこと」を研究科の使命として、環境情報学専攻（博士前期・博士後期課程）及び都市生活学専攻（博士前期・博士後期課程）の 2 専攻で構成している。

共通教育部は、大学全体の教養教育・外国語教育等を司るための全学組織である。学部・学科で専攻する学問分野を学ぶにふさわしい科学的な素養と広い視野から物事を多面的に考えることができる豊かな教養、さらには現代社会を生きる上で不可欠な社会性やコミュニケーション能力を身につけるための科目を開設し、学部・学科との連携のもと、全学的な教育研究の充実・向上に資することを目的としている。これを実現するために、人文・社会科学系、自然科学系及び外国語共通教育センターを設置している。

情報基盤センターは、情報及び情報処理システムに関する教育・研究の遂行、情報ネットワークを含む情報システムの有効な整備・運用・改善、並びに各キャンパスの独自性に基づいた整備・運用・改善を図ることを目的に、全学の共同利用施設として、各キャンパスに設置している。

総合研究所は、2004 年に本学の理念である「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を実現すべく開設され、学生の高度な教育を主目的とし、学内の研究活動の活性化、研究の産官学間の連携推進、それらの研究成果の社会への還元を使命としている。革新的研究を推進する各センターからなる「イノベーション研究機構」、持続可能な都市研究を進める各ユニットからなる「未来都市研究機構」、さらに卓越教員研究室、重点推進研究ユニット、インキュベーション・ラボから構成されており、今日の社会が直面する様々な問題、分野融合的な課題を解決する技術革新を都市大の中核となって進めている。また、2022 年 4 月には、「サステナビリティ学連携研究センター」を設置し、本学がリードする産官学の連携を通じ、SDGs に関連した独自性の高い研究活動を推進することにより、環境学や情報学に関連する研究水準を高めつつ、科学技術の発展と持続可能な社会の構築を目指している。

ナノ科学技術学際研究センターは、未来都市実現の基盤となるナノテクノロジー研究を推進すること、大学所有の研究設備の共用化促進、産学連携による研究成果の社会実装を進めることを目的とし、研究及び調査、研究及び調査の受託、設備・機器の共用化、学外との共同研究等を行っている。2019 年 9 月、総合研究所ナノエレクトロニクス研究センターの管理機器の移設とそれに伴う組織再編、機能強化等に伴い、ナノテクノロジー研究推進センターから名称変更し、改組して設立している（資料 3-2）。

産官学交流センターは、産官学交流を通じ、必要性の高い研究テーマを発掘し、外部から研究資源を得ることにより学内の研究の活性化を図るとともに、本学の研究成果を企業及び地域社会等に還元し、社会的貢献を果たすことを目的としている。

国際センターは、2014 年 4 月に設置した組織である。本学の国際化及び国際的な活動の活性化を強く推進するため、国際交流、国際化及び国際活動に関わる全学的な事柄に関して企画・実行し、本学の発展に資することを目的としている。

教育開発機構は、2016 年 4 月に設置した組織である。全学的な教育改革を目的として、教育開発機構を設置し、教育担当副学長が機構長となり、数理・データサイエンス教育センター、FD 推進センター、教育開発室、教育アセスメント室、教学IRセンターおよびICT 戦略室の6つの組織がそれぞれの役割のもと、教務委員会をはじめとした学内組織と連携している。主体的な学びの促進、ICT の教育への活用、学修成果を重視した新たな教育制度と教育方法の開発や、そのために必要となるFD の企画と実施に取り組んでいる。

上記の各組織に関する説明のとおり、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮し、組織体制を構築している。

なお、理工学部・情報工学部・メディア情報学部の各学科に中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得できる教職課程を、人間科学部児童学科に幼稚園教諭一種免許状を取得できる教職課程を設置している。また、大学院総合理工学研究科の各専攻に中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得できる教職課程を設置している。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 7 に基づき、本学では教職課程の円滑かつ効果的な実施を通じて教員養成の目標を達成することができるよう、組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるために、東京都市大学教職課程運営委員会を設置している。同委員会は、中等教育教諭養成教職課程運営委員会委員長、人間科学部教務委員長、教務委員会委員長、理工学部教務委員長、情報工学部教務委員長、メディア情報学部教務委員長、大学院総合理工学研究科教務委員長、共通教育部人文・社会科学系教職教育部門に所属する専任教員によって構成されている。同委員会は、全学的な実施組織として適切に機能するよう東京都市大学教務委員会、関係学部及び研究科の教務委員会と緊密な連携を保っている。

- 点検・評価項目② ： <u>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>
- 責任主体（所管組織）： 学長会議（学長）（大学評価室（大学評価室長））

評価の視点	
1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の設置、改編あるいは名称変更等をはじめ、教育研究組織のあり方、適切性については、学長会議を主体として、教育改革の動向や社会的要請等を踏まえ、改善している。具体的には、ナノテクノロジー研究推進センターの全学組織への改組（ナノ科学技術学際研究センターの設立）（資料 3-2）、学部学科の再編成（資料 3-3）、「サステナビリティ学連携研究センター」の設置（資料 3-4）等がある。その取り組みの適切性について、大学評価室が自己点検・評価を通じて点検・評価している（資料 3-5）。

なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 においては、教職課程を有する大学に対して、自己点検・評価の実施とその公表を求めている。本学では、東京都市大学教職課程運営委員会規程において、同委員会が教職課程の自己点検・評価を行う旨を規定している。2022 年 4 月 1 日に改正省令が施行されたことから、今年度中に教職課程の自己点検・評価を初めて行うとともに、その結果を公表している（資料 3-6【ウェブ】）。

（2）長所・特色

大学の理念を実現すべく開設された「総合研究所」は、学内の研究活動の活性化、研究の産官学間の連携推進、それらの研究成果の社会への還元を使命とし、様々なテーマで研究を進めており、科学技術の発展と持続可能な社会の構築に向けた独自性の高い取り組みであり評価できる。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的に則り、教育改革の動向や社会的要請等を踏まえた上で構成している。また、その適切性については学長会議を主体として検討しており、その結果に基づいて教育研究組織の改編等も行いながら、常に最適な構成となるように努めている。

第 4 章　教育課程・学習成果

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- 責任主体(所管組織)：教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

本学では、学士課程に関して共通の学位授与方針を設定している。その上で、学部・学科において、この方針と整合する内容で、課程修了にあたり学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を定め、公表している(資料 4-1)。

学位規程第3条では「学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する」と定めている。これに則して、理工学部では7学科のうち6学科が学士(工学)を、自然科学科が学士(理学)を授与している。また、メディア情報学部では社会メディア学科が学士(社会情報学)、情報システム学科が学士(情報学)を授与する等、同一学部でも授与する学位に付記する専攻分野が異なる場合(資料 4-1)もあるが、学部の学位授与方針と、これに基づいて学科の学位授与方針を定めることで、授与する学位ごとに学位授与方針を設定している。

2015年度には、全学部で一斉に3つの方針の内容に関して体系的な見直しを行ったが、その際は全学共通の「育成人材像」(自ら学び、社会の要請に応える、責任感と実践力を持った人材)を設定し、各学部ではそれを参照しながら、自学部の目的を踏まえて3つの方針を見直した。2018年度には、それまで展開してきた教育改革について教育開発機構が再整理と方向性の検討を行い、大学全体の人材育成構想の観点から全学共通の3つの方針が必須と判断し、育成人材像をベースとして検討を行い、学位授与方針を設定した。検討の過程では、産業界や卒業生に対する調査結果等の客観的な情報も踏まえて大学として一層伸長させたい、あるいは強化すべき資質・能力を確認し、これに基づいて全学部との意見交換を重ねた。こうしたプロセスによって、全学的な見地から学生が修得することが求められる知識、技能、態度等の学習成果を示すものとなり、また、学部の学位授与方針との連関性も担保した(資料 4-2)(資料 4-3)(資料 4-4)(資料 4-5)。

教育目標(全学共通)
公正・誠実さと自己研鑽力をもち、「都市」に集約されるような複合的課題に取り組むことができ、多種多様なボーダーを超えて新たな価値を見出すことで持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成する。

卒業認定・学位授与に関する方針（全学共通）

東京都市大学は、本学の教育理念に基づき、所定の単位を取得し、以下の知識・能力等を修得した学生に対して卒業を認定し、学士の学位を授与します。

（自ら学ぶ力）

1．主体的・自律的に学び、自己研鑽できる。

（課題を探究する力）

2．「都市」に集約されるような複合的な課題に対してグローバルかつ未来志向の視点で取り組むことができる。

（ボーダーを超える力）

3．多種多様なボーダーを超えて知識や考え方を共有し、新たな価値を見出すことができる。

（協働する力）

4．公正・誠実に多様な人々と向き合い、柔軟に粘り強く協働することができる。

（実践する力）

5．人類文化と社会を理解し、基礎的および専門的な知識とスキルを身につけ、それらを総合して持続可能な社会の発展に貢献することができる。

各学部は、学則別表6で掲げている「人材の養成及び教育研究上の目的」に基づいて、学位授与方針を定め、それぞれ身に付けるべき資質・能力等として学習成果を明らかにしている。また、各学科の学位授与方針では、学部で明示した学習成果をより具体的に示している。なお、各学科では日本学術会議の分野別参照基準や外部指標等を参考とし、それぞれの専門性や幅広い教養に関する資質・能力を示しており、学位規程に基づいて授与する学位に相応しい内容としている(資料4-6)。

卒業認定・学位授与に関する方針（理工学部）

所定の年限在学し、以下の知識と能力とともに所定の単位数を修得した者に、学科に応じて学士（工学）又は学士（理学）の学位を与える。

1．幅広い教養と豊かな国際性、多様なコミュニケーション能力を修得し、それを支える心身を鍛錬している。

2．学びを統合させることによって、主体的に社会に変革をもたらすための問いを生み出し、社会課題の解決に果敢に挑戦する姿勢、理工学に関する深い専門性と多面的な思考力、倫理観を修得している。

3．幅広い教養と深い専門性を持ち、自ら学び続けながら未来を切り拓く探究心、判断力と実行力、技術者や研究者をはじめとしたプロフェッショナルとしての倫理観の修得、及び、イノベーションにつながる全体最適解を導く力を修得している。

また、こうして学習成果を明らかにしていることで、学生に対しても適切に学習到達目標を示すものとなっている。但し、学部で明示した学位授与方針との学科の学位授与方針との対応関係が十分に読みとれない学科が一部あり、こちらについては、当該学科が見直しをしており、今後、教務委員会等、関係会議を通じて整合を取っていく予定となっている。

各学部・学科の学位授与方針の内容は、学生には各学部の学修要覧(資料 4-7【ウェブ】)の中で明示している。また、ホームページ(各種方針)や大学ポートレート等によって公表するとともに、全学共通の学位授与方針、学部、学科の学位授与方針の構造を分かりやすく示すため、「アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー体系図」を作成し、ホームページで公開している(資料 4-8【ウェブ】)。

各研究科・専攻の学位授与方針の内容は、学生には各研究科の履修要綱(資料 4-9【ウェブ】)の中で明示している。また、ホームページ(各種方針)や大学ポートレート等によって公表するとともに、全学共通の学位授与方針、研究科、専攻の学位授与方針の構造を分かりやすく示すため、「アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー体系図」を作成し、ホームページで公開している(資料 4-8【ウェブ】)。

- 点検・評価項目② ： 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- 責任主体(所管組織)： 教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表
1-1	・教育課程の体系、教育内容
1-2	・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
2	○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各学部では、全学共通の教育課程の編成・実施方針並びに学部の学位授与方針の内容を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。また、各学科においても、学部の教育課程の編成・実施方針並びに学科の学位授与方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。これによって、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、学習・教育到達目標を達成できるように科目を配置して、学位授与方針に基づいた学習・教育到達目標を具体化する構造としている。但し、学位授与方針と学習・教育到達目標の整合性が取れていない学科や学習・到達目標の記載がない学科が一部あり、こちらについては、当該学科が見直しをしており、今後、教務委員会等、関係会議を通じて整備していく予定となっている。

全学共通の教育課程の編成・実施の方針は、点検・評価項目①で述べた全学共通の学位授与方針と同時に体系的に策定し、一貫性を担保している。学部との関係性においても、策定の際のプロセスで全学部との意見交換や調整(資料 4-10)(資料 4-11)(資料 4-12)を行い、連関する内容になっている。

教育課程編成・実施の方針(全学共通)

東京都市大学は、卒業認定・学位授与に関する方針を達成するために、以下のように教育課程を編成・実施します。

1. 「大学における学び方」を理解するため自校教育を含む初年次教育を実施する科目を配当するとともに、教育課程を通じて主体的・自律的な学習教育を実践する。

2. 学生が自らの知力と人間力を総合し、多様な知識・スキルを持った人々と協働して、複合的課題の設定とその解決にグローバルかつ未来志向の視点で取り組むための科目を配当する。
3. 実践的な英語スキルを含むコミュニケーション力およびチームワーク力を身につける科目を配当する。
4. 建学の精神「公正・自由・自治」を理解するとともに、専門に関わる倫理を理解・実践する力を含む人間力を身につける科目を配当する。
5. 多様な教養科目と、専門の基礎から応用までの知識とスキルを身につける科目を配当する。

各学部の教育課程の編成・実施方針では、自学部の目的や学位授与方針で示している資質・能力の獲得を可能とするために、教育内容・方法等に関する基本的な考え方を示している。また、教養科目、外国語科目、専門科目等の科目区分、PBL 科目、実習、卒業研究等の授業形態によって教育課程を編成することを示している。

教育課程編成・実施の方針（理工学部）

理工学部では、「理論と実践」という学部の教育理念のもと、学びを統合させることによって、主体的に社会に変革をもたらすための問いを生み出し、社会課題の解決に果敢に挑戦していく研鑽を積むことで、自ら学び続けながら未来を切り拓く探究心、判断力と実行力、及び、技術者や研究者をはじめとしたプロフェッショナルとしての倫理観を持つ人材を養成するため、次のように教育課程を編成する。

1. 幅広い教養と豊かな国際性、多様なコミュニケーション能力を修得し、それを支える心身を鍛錬するために、「教養科目」・「外国語科目」・「体育科目」・「PBL 科目」を配置する。
2. 理工学に関する深い専門性と多面的な思考力、倫理観を修得するために、「理工学基礎科目」と「専門科目」を体系的に配置する
3. 問いを生み出す力、実社会での複合的な課題を抽出しその課題の解決に果敢に挑戦する姿勢、社会を変革し未来を切り拓く探究心、判断力と実行力、及び、イノベーションにつながる全体最適解を導く力を修得するために、「専門科目」に事例研究や卒業研究等を配置する。東京都市大学は、卒業認定・学位授与に関する方針を達成するために、以下のように教育課程を編成・実施します。

これを前提として、各学科（1 学部 1 学科の都市生活学部と人間科学部を除く）では、自学部の教育課程の編成・実施方針並びに自学科の学位授与方針の双方を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定めている。学科の方針では、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等について具体的に示すことで、自学部の学位授与方針に沿って教養科目や専門科目をバランスよく配置し、定められた教育課程に従って教育を実施することを明示している。その際、学位授与方針と同様に、各学科では日本学術会議の分野別参照基準や外部指標等を参考とし、専門性や幅広い教養に関する資質・能力を獲得できる教育課程となるように工夫している。

体系的で組織的な教育活動を展開していくためには、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関を担保することは極めて重要である。全学共通の両方針、学部、学科における両方針は、それぞれ一貫した策定・見直しによって整合を担保しているが、それを可視化するため、すべての学科で「履修系統図」または、「学習・教育到達目標と授業科目」の関係を示すマトリックス

表を導入している(資料 4-13)。学位授与方針に基づいた学習・教育(到達)目標と、教育課程の編成・実施方針に基づいて具体化した授業科目とのつながりをこの履修系統図またはマトリックス表で可視化し、学修要覧に掲載している。また、2020 年度には 3 学科を除いて、「学習・教育(到達)目標と各授業科目の関係を示す表」を導入し、学修要覧に掲載している(資料 4-14)。これによって、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関を担保している。

各学部および各学科の教育課程の編成・実施方針の内容は、学生には学修要覧の中で明示している。また、ホームページ(各種方針)や大学ポートレート等によって公表するとともに、全学共通、学部、学科の教育課程の編成・実施方針の位置付けや構造を分かりやすく示すため、「アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー体系図」を作成し、ホームページで公開している(資料 4-8【ウェブ】)。

各研究科では、研究科の学位授与方針の内容を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定め、履修要綱で公表している。また、各専攻においても、研究科の教育課程の編成・実施方針並びに専攻の学位授与方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定め、履修要綱で公表している(資料 4-15)。これによって、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、学習・教育到達目標を達成できるように科目を配置して、学位授与方針で定めた学習・教育到達目標を具体化する構造としている。

- 点検・評価項目③ : 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- 責任主体(所管組織): 教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○各学部において適切に教育課程を編成するための措置
1-1	・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
1-2	・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
1-3	・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
1-4	・個々の授業科目の内容及び方法
1-5	・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
1-6	・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
1-7	初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置【学士】
1-8	文理横断、学修の幅を広げるプログラムの実施【学士】
1-9	コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【博士前・後期】
1-10	教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
2	○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1-1.教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

全ての学部学科において、学則の規定並びに自組織の教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を開設し、学位課程として適切な教育課程を編成している。

学則第 14 条では、各学部の授業科目について以下の区分を定めている。

学則
(授業科目の区分)

第 14 条　理工学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL 科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
2　建築都市デザイン学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL 科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。
3　情報工学部にあっては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、PBL 科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
4　環境学部にあっては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、PBL 科目、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。
5　メディア情報学部にあっては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、PBL 科目、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
6　都市生活学部にあっては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、PBL 科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。
7　人間科学部にあっては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、PBL 科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

また、本学では全学共通の教育課程の編成・実施方針を策定するのに合わせて、2018 年 11 月に大学協議会において「教育施策に関する基本方針 2020」を機関決定し、2020 年度の教育課程から順次実施するための検討と準備を行ってきた(資料 4-16)。この基本方針の中では、学生の 1 週あたりの受講科目数を減らして学習効果を高めること、講義演習形式やアクティブ・ラーニングを推進するために授業科目のスリム化をさらに推進していく旨を施策として明記している。これを受けて、学部学科ではそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、かつ「教育施策に関する基本方針 2020」に明記された事柄も踏まえて教育課程を編成している。なお、編成の際は、全ての学科が履修系統図を作成している。また、一部の学科を除き、科目の学習の順次性や学習・教育到達目標と授業科目との関係も可視化している。このことで、学位授与方針との整合のみならず、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を担保している(資料 4-13)(資料 4-14)。

1-2.教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学士課程では教養科目、外国語科目、体育科目を教養教育として、また、専門科目を専門教育として位置付け、学部学科において教育課程を体系的に編成している。

「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)では、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性について、専門科目と教養的・共通的科目の比率を年次進行に従って逆転させる、いわゆるクサビ型配当を基本としている。その一環として、専門教員が関わる科目を 1 年次から適切に 4 年次まで配当する等、あくまで 4 年間にわたる学修よって成長を促す方針としている。

専門基礎科目、専門科目については、知識の積み上げを求めない科目や講義中心で授業中の演習を不要とする科目等については積極的に上級の年次へ移行する等、年次制の下で順次性に配慮して授業科目を開設している。こうした順次性と体系性を考慮した教育課程の内容は、学修要覧で学生に明示している。その際、教育課程に関する情報をつなぎあわせるものとして、各学部の学

修要覧では学科ごとに教育課程に関する解説や、科目ナンバリング、履修系統図、履修モデル、学習・教育到達目標と各授業科目の関係を示す表等の可視化した情報を掲載して、学生の順次的・体系的な履修の一助としている(資料 4-14)。

1-3.単位制度の趣旨に沿った単位の設定

全ての学部・学科において単位制度の趣旨に沿った単位の設定をしている。

学則第 18 条(教育課程、単位の計算方法及び授業の方法)第 1 項では、学部学科が編成した教育課程と、個々の授業科目の単位数及び授業時間数を別表として定めている。その際、同第 2 項では、「本条に規定する各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ 45 時間として、講義及び演習は 15 時間の授業をもって 1 単位、実験・実習・製図及び実技は 30 時間の授業をもって 1 単位、卒業研究は 30 時間をもって 1 単位を標準とする」ことを定めている。その上で、学則第 15 条(履修単位及び年限)では、学部ごとに、授業区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならないことを定めている。

なお、これを前提として、上述の「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)では授業科目のスリム化を進めていくにあたって、各学部等の特性を踏まえた上で、専門分野の単位数に関して以下の方針を示している。

・専門基礎科目について、卒業要件単位数は 30 単位以上とする(ただし、専門科目の卒業要件単位数との和は 90 単位とする)。

・専門基礎科目の開講単位数は、選択の余裕を 2 倍程度以下になるようにする。

・専門科目の卒業要件単位数は 60 単位以下とする(ただし、専門基礎科目の卒業要件単位数との和は 90 単位とする)。なお、建築都市デザイン学部建築学科については、建築士資格の観点から例外とする。

・専門科目の開講単位数は、選択の余裕を概ね 1.2 倍～1.3 倍程度以下になるように削減する。

・教職課程、資格取得に必須の科目については、免許や資格取得に支障がない範囲でこの方針に沿って編成する

2020 年度には、この基本方針に沿って 7 学部のうち 5 学部で卒業要件単位数を専門基礎科目 30 単位、専門科目 60 単位(建築都市デザイン学部建築学科ではⅲの特記事項により専門科目 68 単位)とし、教育課程を編成・実施している。また、都市生活学部は専門基礎科目 37 単位、専門科目 53 単位とし、人間科学部は専門科目 90 単位とし、教育課程を編成・実施している。

このような単位の設定の下、単位制度の趣旨はそれぞれの授業科目で具体化されることから、シラバス(資料 4-17【ウェブ】)では授業回ごとに事前事後学習課題を記載し、それに係る学習時間を明示する等、当該授業科目の単位修得に必要な授業時間外の学習量に配慮している(資料 4-18)。

1-4.個々の授業科目の内容及び方法

順次性や体系性を踏まえ、それぞれの授業科目の学習・教育到達目標を達成するのに相応しい授業内容を設定してシラバスで明示するとともに、授業形態(講義・演習・実習・実技等)や教育手法(PBL、フィールドワーク、協同学習(協働学習)、グループワーク、グループディスカッション、ディベート、プレゼンテーション、反転授業等)を採り入れている。教育手法に関する情報も、学部学科でシラバスに記載し、学生に明示している(資料 4-19)。また、専門科目の高度化に対応するため、最先端技術を取り入れた科目や、社会で活躍する実務家教員を非常勤講師として採用し、産業分野からの視点で時流に沿った話題に関する講義を開講している。さらに、少人数教育のもと、学生の専攻に対応できる指導教員を配置して、事例研究や論文作成指導を行っている。なお、PBL について

は、「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)で全学科必修の PBL 科目を 1 年次から 3 年次に開講することを決定し、2020 年度から順次スタートさせている。科目名称は、本学の教育目標である「持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成する」意を込めた教育・学習方略としての Project organized Problem-Based Learning for Sustainable Development から名付け、1 年生では「SD PBL(1)」、2 年生は「SD PBL (2)」、3 年生は各学部・学科横断で実施する「SD PBL (3)」とし、各学部・学科の教育課程に反映させている。

1-5.授業科目の位置づけ(必修、選択等)

各学部・学科において学習・教育到達目標を踏まえて学習すべき授業科目を体系的に整理した上で、個々の授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分している。各学科とも、必修科目は必ず履修しなければならない最重要科目として教育課程表中に○印を、選択必修科目は必修科目に次ぐ重要な科目から選択して履修しなければならない科目として同表中に△印、選択科目は学生個人の関心や必要性から自由に選択して履修できる科目として同表中に無印で表記し、学修要覧に掲載している。学修要覧ではこうした位置付けの意図を学生へ確実に伝えるために、各学科のカリキュラムの特性に関する解説や履修上の注意事項の中で、学習の仕方、履修の考え方等、科目の種類に関して必要な情報を掲載し、理解が深まるように工夫している(資料 4-20)。

1-6. 各学位課程にふさわしい教育内容の設定及び 1-7. 初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置【学士】

全ての学部において初年次教育、高大接続への配慮を行いながら、また、教養教育と専門教育を適切に配置して、学士課程教育に相応しいバランスの取れた教育内容を提供している。新入生に対しては、入学時に実施する英語 TOEIC IP テストの結果から、レベル別にクラス編成をし(必修科目)、習熟度に応じた学習支援を行っている。また、推薦入試の入学者に対して、一般入試経路の入学者と学力差なく授業に入っていけるように正課外教育を実施している。推薦入試による入学予定者に対しては入学前教育も 2 回実施しており、初回は 12 月に全学部共通の実施日を設定して各学科を主体とするプログラムを、2 回目は 2 月に全学部合同により、混成メンバーでワークショップを実施している。特に、2020 年度からは「心に学びの灯を点ける」プログラムとして、入学前ワークショップ、入学後のフレッシャーズキャンプ、1 年次開講の「SD PBL(1)」を体系的に実施する枠組みを整えた。入学前ワークショップは 2017 年度に導入していたが、「心に学びの灯を点ける」プログラムの開始にあたって、新しく始まる大学での学習へのマインドセット・ウォーミングアップに相応しい内容に刷新した(2020 年度入学生に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に伴って 2 月の入学前ワークショップは中止を余儀なくされた)。こうした取り組みによ

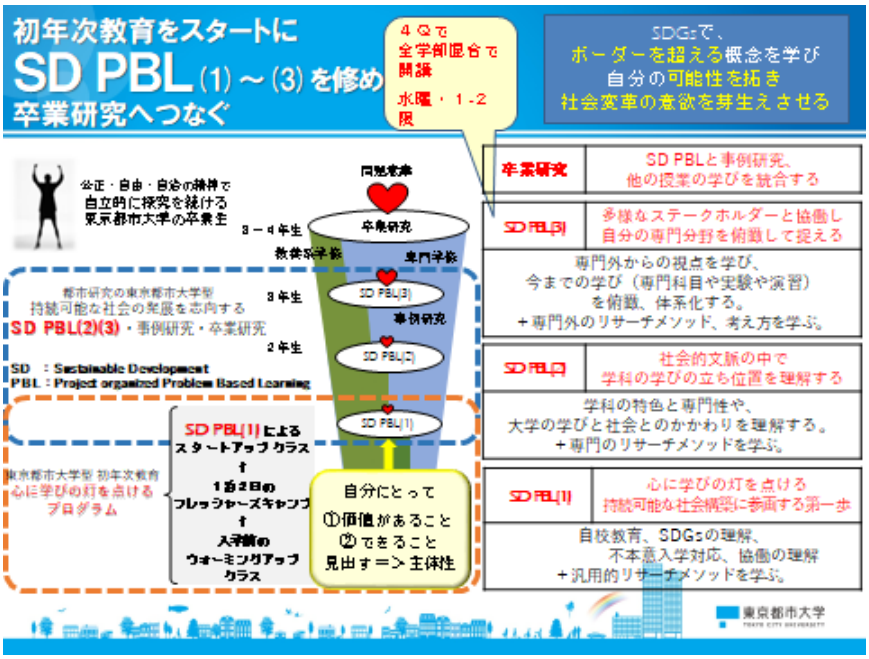

って、2・3 年次の「SD PBL(2)」、「同(3)」の学習を経て卒業研究につなぎ、4 年間をかけて主体的・段階的に能力を育成する計画としている。

教養教育と専門教育の配置については、学士課程では開講科目を教養科目、体育科目、外国語科目、専門科目等に区分し、教養科目、体育科目、外国語科目を教養教育として、また、専門科目を専門教育として位置付けている。

各学部では卒業要件 124 単位の中で、教養科目、体育科目、外国語科目ごとの単位修得要件を定めている。

理工学部・建築都市デザイン学部・情報工学部(国際コースは外国語科目 12 単位)・環境学部・メディア情報学部・都市生活学部の 6 学部では、教養科目 10 単位、体育科目 1 単位、外国語科目 8 単位を要件としている。また、人間科学部では教養科目、体育科目、外国語科目の合計で 20 単位の修得を要件としている。

これを前提として、各学部における教養教育は、全学組織の共通教育部が担っている。共通教育部では学部学科で専攻する学問分野を学ぶにふさわしい科学的な素養と広い視野から物事を多面的に考えることができる豊かな教養を身に付けるための科目や、現代社会を生きる上で不可欠な社会性やコミュニケーション能力を身に付けるための科目を開設している。なお、共通教育部は 3 つの組織で構成しているが、人文・社会科学系、外国語共通教育センターは 2 キャンパスに跨って授業科目を開設し、自然科学系は世田谷キャンパスの 3 学部を対象に授業を開講している。

教養科目は全学で共通化しており、学生に対して、2 キャンパス開講のほぼ全ての科目を、キャンパスの制約を受けずに受講することを可能としている。また、すべて選択科目であり、学生の関心に応じた主体的な履修を可能としている。教養科目に関しては順次性を特段求めてはいない。例えば「西洋史(1)」を履修していなくても、「西洋史(2)」の履修は可能となっており、その逆も可としている。

国際化(グローバル化)に対応する教養科目については、教育課程表の中で「G」の記号を付して履修を推奨している。体育の実技科目は基礎から応用へと 2 段階の授業科目を設けている。教職科目も順次性を考慮し開設し、数学、情報の基礎科目も同様である。

外国語科目については、順次性を前提として、「都市大スタンダード 2.0」と称する全キャンパス統一のカリキュラムに基づいて授業科目を開講、実施している。同カリキュラムは、独自の学習・教育到達目標として「外国語を駆使して国際社会で積極的に活動できる人材」「異文化を理解し尊重する姿勢を身につけ、多文化共生社会に順応するための『発想力』『表現力』『対話力』『共感力』『問題解決力』を習得した人材」「将来のキャリアを見据えて、自律的な語学学習を計画しそれを実行できる人材の育成」を掲げている。それに沿って、1 年次には必修科目によって「読む」「書く」「聞く」「話す」の 4 技能の向上を、2 年次以降には英語運用能力の向上を目的とした選択科目、英語以外の外国語科目を選択科目として開講し、2 科目 4 単位の修得を要件としている。

なお、本学では、「TAP(東京都市大学オーストラリアプログラム)」として、独自に開発した留学プログラムを設けている。2015 年から開始した TAP は、西豪州パースの大学に 16 週にわたり留学し、参加条件を問わず、英語に自信が無い場合でも安心して留学することを可能としている。1 年次には準備教育として、前期後期合わせて 100 日間の英会話レッスンがある。留学中の学修、1st クォーターは大学付設の語学学校(能力別クラス)で英語を学び、2nd クォーターは国際人として必要な教養を身に付けるために、教養の科目を英語で学ぶ内容としている(資料 4-21)。

また、本学では 2020 年度から数理・データサイエンスプログラム(資料 4-22【ウェブ】)を導入している。このプログラムは、教育開発機構数理・データサイエンス教育センターを所管組織とし、数理・

データサイエンス分野に関する授業科目で編成するものであり、データサイエンスリテラシーと数理的教養の涵養、多分野での AI 専門家の育成、社会から求められる数理的思考とデータ分析・活用能力の修得を目指している。同プログラムは、数理科学分野とデータサイエンス分野から授業科目を構成し、各学部とも合計 4 単位以上の修得を要している。これにあたって、人間科学部のような文系学部に対しては「文系のための統計基礎」「文系のための数理基礎」を開設し、全学での取り組みとして推進している。これらの取り組みの結果、2021 年 8 月 4 日付で文部科学大臣より「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定された。有効期限は、2026 年 3 月 31 日迄である。

1-8. 文理横断、学修の幅を広げるプログラムの実施【学士】

文理横断や、教養と専門に関して学修の幅を広げる取り組みとして、2020 年 11 月に採択された文部科学省「知識集約型社会を支える人材育成事業」もある。採択された『ゲームチェンジ時代の製造業を切り拓く「ひらめき・こと・もの・ひと」づくりプログラム』は、Society5.0、SDGs、with コロナが叫ばれている中、従来の枠組みやルールから飛び出すことができる次世代の「社会変革のリーダー」を輩出できるよう、本学の人材育成機能を強化する取り組みである。教育プログラムを「AI・ビッグデータ・数理データサイエンス」でつなぎ、統合的な学びへと展開させることで、本学の理念や教育目標に合致する、幅広い教養と深い専門性を両立した「知識集約型社会」を支える人材を育成することを目標としている。当初は理工学部を中心に取り組みを進め、複数のディシプリンを修得し得る教育プログラムとして構築と検証を経て、全学的な展開を計画している。採択以降、2021 年度の理工学部入学生（機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科）から同プログラムを開始し、同プログラムで目指す 5 つの力（ひらめきづくり、ことづくり、ものづくり、ひとづくり、AI・ビッグデータ・数理データサイエンス）の修得を念頭に置いた教育課程の編成を行っている(資料 4-23【ウェブ】)。

1-9. コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【博士前・後期】

博士後期課程では、コースワークに対応する科目区分「講究」を、リサーチワークに対応する科目区分「研究」を設けることで、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を実施している。また、博士前期課程では、コースワークを行う授業科目と、リサーチワークを行う必修科目として実習、文献研究・演習、特別研究等を設けることで、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を実施している(資料 4-24)。

1-10. 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

学士課程における教育課程の編成にあたっては、教育課程を変更する都度、教育開発機構教育開発室による確認を経ることとしている。また、博士前期課程及び博士後期課程の教育課程の編成にあたっては、必要に応じて全学教務委員会で協議することとしている。その後、教授会や研究科委員会における審議を経て、大学協議会で審議することとしている。大学全体の内部質保証を推進する組織である大学評価室との関わりについては、東京都市大学内部質保証組織体制図(資料 4-25)で示している。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するため、全学部でインターンシップ科目(資料 4-26)を設置して、就業体験に対して単位認定を行っている。特に、海外インターンシップについては 1 か月間という長期にわたる海外企業での就業体験であり、グローバル化への対応を兼ねた特色ある社会的・職業的自立を図る取り組みである。加えて、建築都市デザイン学部は「キ

ャリア開発」、情報工学部は「キャリアデザイン」、メディア情報学部社会メディア学科は「キャリアデザイン(a)(b)」、同学部情報システム学科は「キャリアデザイン」、都市生活学部は「キャリアデザイン(1)(2)」を開講し、職業的自立とキャリア支援教育を行っている。また、正課外では、キャリア支援センターにより多様なキャリア支援講座等を開講し、年次進行に応じたキャリア支援教育を行っている(資料 4-27【ウェブ】)。人間科学部では、保育士資格の取得に関わる指定保育士養成施設の修業教科目及び幼稚園教諭一種免許状の取得に関わる教育職員免許法別表第一に規定する教科及び教職に関する科目を開講し、大半の学生は卒業と同時に保育士資格、幼稚園一種教諭免許状を取得し、専門職人材として社会で活躍することができる教育課程を編成している。

各研究科では、毎年、点検している教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成することとしている。

- 点検・評価項目④ ： 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- 責任主体(所管組織)： 教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
1-1	・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
1-2	・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
1-3	・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
1-4	・学習の進捗と学生の理解度の確認
1-5	・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
1-6	・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
1-7	＜学士課程＞・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
1-8	＜修士課程・博士課程＞・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施
1-9	・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)の中で主体的な学習のための施策を設定し、これに則して学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。

学士課程ではクォーター制（前期前半・前期後半、後期前半・後期後半）を導入しており、学生が週 2 回同じ授業科目を受講することによる濃密な学習となるよう運用している。科目の履修登録は、前期前半と後期前半の 2 回行い、前期後半と後期後半の 2 回は履修登録変更ができる期間としている。ただし、科目によってはセメスター開講科目が残っており、クォーター開講科目とセメスター開講科目の併設状況は学生の履修機会を減らす悪影響を及ぼしていることから改善が望まれてきた。

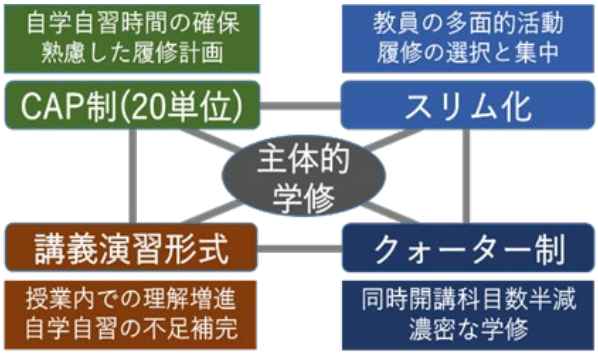

教育施策に関する基本方針2020
（教育課程の編成に関する施策 ~一部抜粋~ ）

そこで、「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)では、例外科目を明確に規定した上で、現在は原則すべての科目をクォーター開講としている。ただし、週 2 回の授業実施が困難な非常勤講師が担当する場合等には、セメスター科目をクォーター開講の 2 科目に分割し、「準クォーター科目」として対応している。博士前期課程においても、クォーター制（前期前半・前期後半、後期前半・後期後半）を導入しており、学生が週 2 回同じ授業科目を受講することによる濃密な学習となるよう運用している。

1-1.各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学生の計画的履修と学習効率を向上させるため、すべての学部で履修科目登録の上限（CAP 制度）を設けて運用している。なお、2021 年度入学生からは、すべての学部で上限を 1 学期 20 単位に統一し、上限を厳格化した(資料 4-28)。

本学では、2014 年度入学者から全学部において、学生が 1 セメスター（1 学期）あたりで履修できる単位数を原則 24 単位とする上限を設け、学習時間を確保するよう努めてきた。しかし、2016 年度の大学評価では、各学部において CAP 制の本来の趣旨にそぐわない上限緩和措置の設定、成績優秀者も含めて緩和措置が適用される学生数が多い学部が存在する等、制度の形骸化につながる運用に関して指摘を受けたことから、大学全体で段階的に改善の取り組みを進めてきた。その第一段階では、各学部教務委員会を所管組織として検討を行い、2018 年度末までに全学部が CAP 制の趣旨にそぐわない上限緩和措置を撤廃した(資料 4-29)（資料 4-30)。

改善の第二段階では、教育開発機構が 2018 年 7 月に「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)の中で、学習効果向上の観点からすべての学部で履修上限単位数を 1 学期 20 単位とすることを提案し、同年 11 月開催の大学協議会で機関決定した。これを受けて、2020 年度入学生に対しては、理工学部・情報工学部の 2 学部では段階的に対応するために上限を 1 学期 22 単位に、環境学部・メディア情報学部・都市生活学部の 3 学部は教育課程や進級条件の変更を慎重に検討するため、また、人間科学部では幼稚園教諭一種免状・保育士資格取得上の理由から上限を 1 学期 24 単位に一時据え置いた。なお、2020 年 4 月に開設した建築都市デザイン学部では他学部に先行して上限を 1 学期 20 単位としていた。こうした経過措置を経て、2021 年度入学生からはすべての学部が上限を 20 単位に統一する準備を完了している。なお、成績評価結果に基づいて f-GPA（ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ）方式により算定した値が 4.0 以上の成績優秀者に対しては、履修上限単位数を 1 学期 24 単位まで緩和しており、2022 年度学修要覧ではその旨を学生に明示している。成績優秀者に対する上限緩和措置について、運用実態を全学教務委員会

において、確認した。その対象者は、最も割合が高い学部で 9.0％であった。成績優秀者の基準として、十分に機能していることを確認した。一方で学部によっては、成績優秀者に対する上限緩和措置の対象者がごく僅かであったことから、全学部共通で定めた成績優秀者の基準（f-GPA 値が 4.0 以上）の緩和については、経年で対象者の割合を見ながら、必要に応じて再検討をしていきたい。

また、理工学部・情報工学部・メディア情報学部・人間科学部では、教員免許が取得可能である。これらの学部では、法令等に基づく免許・資格の取得に必要となるために上限適用の対象外としている科目があるため、履修登録単位数の実態を調査した。具体的には、大学基準協会が『評価に係る各種指針（令和4年度大学評価用）』において、履修登録単位数の上限を「年間 50 単位未満で設定していることを目安とする」と定めていることから、これを基準値として調査した。その結果、理工学部・情報工学部・メディア情報学部において、履修登録単位数が年間 50 単位以上となった学生が、僅かにいることが判明した。履修上限単位数が半期 20 単位であることから、免許・資格の取得に必要となるために適用の対象外としている科目があったとしても、大半の学生の履修登録単位数は年間 50 単位未満であり、現行の制度が単位の実質化を図る措置として十分に機能していることを確認できた。しかし、僅かとは言え、履修登録単位数が過大とも考えられる学生がいることも確認された。全学教務委員会で検討した結果、対象となる学生については、理工学部・情報工学部・メディア情報学部の各学部教務委員会が共通教育部教職教育部門と連携して、学修状況の把握やより一層の履修指導を行うこととしている(資料 4-31)。また、教育開発機構においても状況を把握し、必要な連携を行うこととしている(資料 4-32)。

1-2.シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

すべての学部学科の、全授業科目で共通の仕様(資料 4-33)（資料 4-34)によりシラバスを作成し、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を明示している。

シラバスの作成にあたっては、2010 年度から全学教務委員会でシラバスの入力項目の統一を図り、定められたフォーマットや作成要領に従い、統一的で、共通の認識の下でシラバスを作成している。また、全学共通の取り組みとして、各学科では執筆者以外の教務委員等による第三者チェックを行っている(資料 4-35)。この第三者チェックは 2015 年度から実施しており、次年度のシラバスに対して編集上の点検に留まらず、学科等の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関連性の観点から組織的に点検及び修正を行っている。

シラバスの履行に関して、やむを得ず休講した場合は、該当教員が適宜補講を実施している。また、シラバスと整合性の取れた授業内容を展開し、授業内容・方法がシラバスと整合しているかどうかについては、クォーターごとに実施される「授業評価アンケート」の回答結果等に基づき、点検・評価を行う仕組みとしている。現在のシラバスは、例えば、「毎回 4 時間の自学を必要とする」と書いたところで実質的意味はなく、その有用性を高めていく必要がある。2019 年 4 月に実施した学生実態調査の結果では、シラバスを「活用した」は 39％、「やや活用した」は 40％であり、シラバスを十分に活用している状況とは言い難かった。そこで、毎回の授業を受ける前に読んでおくべき教科書のページの指定や事前事後学習内容等を明記することで、シラバスに記載の情報のみにより、学習方法や学習成果を理解することができるようにシラバスを改善するとともに、授業ごとの学習コンテンツを開示することを「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)において決定した。この決定を受け、

2020 年度のシラバスから記載項目を改訂し、新たな項目として、科目ナンバリング、科目紹介（5 分動画）、評価のフィードバック方法、教育手法（PBL、フィールドワーク、反転授業等）、教育効果、実務家教員に関する事項、SDGs の 17 の目標との関係を記載している。シラバスの内容は、学内外からアクセス可能なホームページ等で、年度開始前に学生に公開している。2022 年 4 月に実施した学生実態調査の結果では、シラバスを「活用した」は 43%、「やや活用した」は 42%であり、微増ではあるが状況が改善している。なお、シラバスの分かりやすさについては、2019 年度の調査時は「分かりやすかった」は 64%であったが、2022 年度は 71%となっており、前述の取り組みにより、分かりやすさは改善している。

1-3. 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

教育目標を達成するための授業形態として講義・演習・実験等を採用し、その内容に応じ、ディスカッション、グループ課題、プレゼンテーション等、学生の主体的な参加を促す授業方法を積極的に採り入れている。

2018 年度からは授業公開週間を前後期に設け、教職員は自由に教室に入って講義を聴講し、アンケートに記載して授業担当教員にフィードバックする等、学生の主体性を引き出すための授業内容、授業方法の実践に対するグッドプラクティス等を共有し、授業改善に活かす仕組みづくりを行っている。こうした組織的な取り組みの結果として、主体的な学習を促す授業の実施割合は全学で 71%を超えている。また、教育手法では PBL 31%、フィールドワーク 17%、協同学習（協働学習）45%、グループワーク 49%、グループディスカッション 47%、ディベート 22%、プレゼンテーション 36%、反転授業等 22%であり、全学で積極的に実施を進めている。さらに、「教育施策に関する基本方針 2020」（資料 4-16）では、すべての科目分類においてアクティブ・ラーニングを実施するとともに、全学共通の必修 PBL 科目として「SD PBL」（Project organized Problem-Based Learning for Sustainable Development）を、2020 年度から順次、1 年次から 3 年次でそれぞれ「SD PBL（1）(2)(3）」として設置する計画としている。この科目を学生の主体的な学習を促す基幹科目に位置付けた上で、2020 年度にはすべての学科で「SD PBL（1）」を、2021 年度にはすべての学科で「SD PBL（2）」を開講した。2022 年度はすべての学科で「SD PBL（3）」を開講することとなっている。

授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための全学共通の取り組みとして、ICT の活用がある。特に、授業支援システム（LMS：Learning Management System）として、インターネットを経由してオンラインで講義資料の提示や配付、レポートの提出、小テストやアンケート等が実施できる e-learning システム「WebClass」を全学で運用している（資料 4-36）。学生にとっては、パソコンからはもちろん、スマートフォン、タブレット等の携帯端末からもアクセスできることから、時間・場所を問わず、いつでも講義資料の閲覧、課題の提出等を可能としている。

なお、2020 年度は、新型コロナウイルス感染拡大によりオンラインによる遠隔授業を余儀なくされたが、これまでも LMS の利用促進を図っていたことで、Zoom、Webex、Microsoft Teams といったオンラインツールとの親和性を考慮した運用によって、遠隔授業においても学生へのメッセージ配信、資料配付、指導、学習管理、試験問題作成等において有効に利用することができた。その際、教育開発機構では「授業開始のための ICT 環境整備活用基本方針」、「授業開始に向けた、教務・ICT に関わる追加方針」、「ICT を活用した授業設計実施ガイドライン」、全学同時利用によるシステムダウン回避のため運用ルール「WebClass 混雑緩和のための 5 か条」等の方針や指針を策定し、各学部・学科、授業科目担当者に提示して協力を要請するというマネジメントを行った。また、授業実施

のための支援として、FD 推進センターが授業づくりに間に合うタイミングでオンライン FD を実施し、加えて継続的に自発的・共同的な相互扶助が行われる仕組みとして、オンライン FD「メディア授業 駆け込み寺」(「Teams 駆け込み寺」、「Zoom 駆け込み寺」、「Webex 駆け込み寺」、「授業デザインや進め方 駆け込み寺」等の 7 チャネル)を開設し、メディア授業に関する知識・情報の提供、教員同士のインタラクティブ・ラーニングの促進を通じて、重大なトラブルを生じさせることなく遠隔授業に移行することができた(資料 4-37【ウェブ】)。

1-4. 学習の進捗と学生の理解度の確認

「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)に基づいて、講義演習形式の科目を増加させることで、授業内での理解を増進し、理解度の向上を図っている。また、授業評価アンケートの設問として、「わからないときに質問をしましたか」「授業の内容を十分に理解できましたか」といった項目を設けていることで、授業担当者が学生の理解度を確認することができる。授業支援システム「WebClass」により、課題の提示やレポートの受け取り、小テストやアンケートを簡便に実施できる体制を整えている。これを活用することで、学習の進捗を確認することが可能となっている。

1-5. 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学科の専任教員によるクラス担任制度(資料 4-38)を導入しており、比較的少人数で構成されるクラスに対して、クラス担任が中心となり履修すべき科目等、学習上の指導を行っている。

その際、「学生カルテ」(資料 4-39)を活用して履修状況、出席状況、成績等に基づいて学習上の指導を行う体制を構築している。また、学生の履修状況や教員の履修指導の状況は専任教員間で共有して、組織的な履修指導に役立てている。クラス担任による履修指導に加えて、理工学部自然科学科、建築都市デザイン学部都市工学科、情報工学部情報科学科ではアカデミックアドバイザ制度を採用し、学修要覧の履修上の「履修上の注意事項」の中で周知した上で、授業内容や履修に関する疑問や相談等に対して常時の指導や助言を行っている(資料 4-40)。

また、2016 年度から 2019 年度までの 4 ヵ年度の事業期間で取り組んできた大学教育再生加速プログラム(AP)のテーマⅤ(卒業時における質保証の取組の強化)では、正課及び正課外における学習活動を学生自身が蓄積する e ポートフォリオ「TCU-FORCE」(TCU-FOR Career Enrollment)と、学習成果を可視化する「ディプロマ・サプリメント」「プレ・ディプロマ・サプリメント」を開発し、2018 年度から 7 学科の学生を対象に試行運用している(詳細記述は P.40 参照)。学生は、学習目標や省察、活動記録等を主体的に入力し、その情報をクラス担任等の担当教員が共有しながら双方向で助言を行うことで主体的学修を促す仕組みを構築してきた。2022 年度には、すべての学部学科の全学年を対象に運用を行っている。

1-6. 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

シラバスの執筆要領(資料 4-35)において、授業外学習に対するフィードバックの方法を明記するよう各科目担当者に求めている。また、シラバスにおいて授業回毎の事前事後学習課題の記入欄を設けることで、量的・質的に適当な学習課題を提示できる環境を整えている。

先述のような学生の学習を活性化し、効果的な教育のための措置を講じてきた結果として、大学全体では 1 週あたりの授業外学習時間は、2016 年度:13.9 時間、2017 年度:14.5 時間、2018 年度:15.4 時間と、この数年は増加傾向にあり 15 時間程度で定着してきた。一方、2020 年 4 月に実施した学生実態調査(資料 4-41【ウェブ】)の結果では、2019 年度は 15.1 時間であり、鈍化していたが、2020 年度は 16.7 時間、2021 年度は 16.9 時間と増加に転じた。

1-7. ＜学士課程＞授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

学士課程では、演習室におけるPCの台数制限のある授業や、語学等のレベル別クラス分けで実施する授業、教養ゼミナール等の少人数教育が効果的な授業等について履修者の人数制限を行っている。また、当該授業科目がその学習・教育到達目標を達成するために、グループワークやディスカッション、フィールドワーク等の授業形態を採る場合には、履修者を数人のグループ単位に分けて授業を実施する等、その授業形態に対して適切な形に編成することで教育効果を高める工夫をしている。

1-8. ＜修士課程・博士課程＞・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

博士前期課程及び博士後期課程では、履修要綱に研究計画書（総合理工学研究科履修要綱 p.145、環境情報学研究科履修要綱 p.79）及び研究指導計画書の様式を開示するとともに、同様式を研究指導教員と学生の面談で活用することによって、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための、指導計画に沿った研究指導となるよう運用している。年間スケジュールについても同様に明示している（資料 4-42）。

1-9. 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

教育開発機構が「教育施策に関する基本方針 2020」（資料 4-16）において履修上限単位数に関する方針を示し、2021 年度入学生からはすべての学部が上限を 1 学期 20 単位に統一した。また、同機構 FD 推進センターでは、FD を企画及び実施することで教育の内容や方法の改善を図っている。同機構では「教育施策に関する基本方針 2020」（資料 4-16）においてシラバスの改善に取り組んでいる。大学評価室では、それに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、自己点検・評価等を通して改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。これらの体制は、東京都市大学内部質保証組織体制図（資料 4-25）で示している。

- 点検・評価項目⑤: 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- 責任主体（所管組織）: 教育開発機構（教育開発機構長）、教務委員会（教務委員長）

評価の視点	
1	○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
1-1	・単位制度の趣旨に基づく単位認定
1-2	・既修得単位の適切な認定
1-3	・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
1-4	・卒業・修了要件の明示
1-5	・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
2	○学位授与を適切に行うための措置
2-1	・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
2-2	・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
2-3	・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
2-4	・適切な学位授与

2-5	・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、以下の措置によって成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

1．成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

1-1．単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学の教育課程は単位制度の趣旨に基づいて編成している。学則第 18 条（教育課程、単位の計算方法及び授業の方法）では、授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間を設定し、週 1 時限（2 時間）の授業に対して与える単位数を定めている。各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて 45 時間として学則第 18 条の基準に従って計算されるが、例えば、講義及び演習については 2 時間の授業に対して 4 時間の自学自習を行わせることを基準としている。

学則（抜粋）
（教育課程、単位の計算方法及び授業の方法）

第 18 条　各学部各学科の教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数は、別表 1 のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。
2　本条に規定する各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ 45 時間とし、次の標準により計算するものとする。
(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 実験、実習、製図及び実技は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
(3) 卒業研究は、30 時間をもって 1 単位とするが、内容を考慮して定める。
3 本条に規定する各授業科目の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、この授業において修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

これを前提として、各授業科目を履修した者に対して、科目試験（中間試験その他の評価を含む）によりその成果を判定した上で単位を与えている。その際、学業成績の評価を、秀・優・良・可・不可の 5 段階に分け、秀・優・良・可を合格とし、当該授業科目の単位を認定している。なお、これらの情報は、学則及び履修要綱に記載し、学修要覧で学生に明示している(資料 4-43)。

1-2．既修得単位の適切な認定

学士課程では、他大学等からの編入学・転入学生に対しては、学則第 19 条（編入学者等の既修得単位の認定）の定めに基づき、既修得科目の科目名称や内容と、入学する当該学部・学科の科目との整合性について、学部教務委員会で旧所属学科のシラバスと当該学部・学科のシラバスを相互に確認している。そして、その内容に十分な互換性が認められる場合に、当該学部教授会の議を経て科目及び単位を認定している。転学部・転学科の学生に対しても学部教務委員会で同様の精査を行い、当該学部教授会の議を経て、科目及び単位を認定している(資料 4-44)。なお、編入

学・転入学生の既修得単位の認定において他大学等で修得した科目を本学の科目として認めたときの評価は、段階別に分けず「認定」と表記している。

1-3. 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価は、履修要綱で予め学生に明示した方法と基準に則して、シラバスにおいて授業科目ごとに明記した成績評価の内容に沿って行っている。履修要綱では、秀（100 点～90 点）、優(89 点～80 点)、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）、不可（59 点以下）の 5 段階に分けて成績を評価すること、また、成績順位の算定方法と、成績順位を f-GPA(ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ)方式により算定し、次の計算式によって成績順位が付されることを明示している。

（履修した各科目の GP×単位数）の合計／履修単位数＝ 評定値

※GP＝（科目の得点－50*）／10　ただし、科目の得点が 60 点未満の場合、GP は 0 とする。

＊2018 年度入学生は 55 を引いている

本学では成績評価と質の保証を目的として、2018 年度入学生から f-GPA を導入している。従前の GPA では同じ成績評価（秀・優・良・可・不可）の範囲内で同じ GP だったものが、f-GPA では素点 1 点毎に細かく GP が算出されることから、成績順位等に素点を忠実に反映させることが可能となり、GPA の信頼性を向上させている。

他大学で修得した単位の認定の方法について、他大学の評価をそのまま本学の評価に組み込み、学生の GPA にも反映させることは、他大学と本学の科目評価の同等性が保証されない以上、適切な取り扱いとはいえない。そのため、全学的に、他大学等で取得した単位については単位の認定のみ行い、GPA に算入しないようにすることを「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)で決定し、評定値算出の対象とはしていない。

大学全体の GPA 平均は、2016 年度から 2019 年度の 4 ヶ年度で 2.32 前後であり、平均値は殆ど変化していない。その後、2020 年度以降入学生から、GP の計算方法を変更したため、これを分けると、2020 年度は、2019 年度以前入学生が 2.38、2020 年度入学生が 3.01、2021 年度は、2019 年度以前入学生が 2.38、2020 年度以降入学生が 2.91 であった。学生の主体性を引き出し、教育成果の向上の結果として GPA 平均の上昇を目指しているが、その前提となる成績評価に対しては教育開発機構を中心として、信頼性向上、成績評価の適正化を重要な課題として取り組んでいる。上述した f-GPA の導入に加え、卒業研究ルーブリックの運用のように基準に基づいて適正に成績評価を行うための方策を導入するとともに、教育開発機構では 2018 年度から、前年度の全授業科目について講義別の成績統計表（講義別に、平均 GP や付与した成績評価の分布が表記された一覧）を学内に開示している。成績評価に対して、他の授業科目や教員の評価との相対比較を可能とし、学科内及び科目担当者間で学習成果の評価に対する妥当性の確認に利用することで、成績評価のより一層の客観性・厳格性向上に取り組んでいる。なお、この講義別の成績統計表は、2019 年度から学生に対しても開示している(資料 4-45)。

成績評価の適正化については、到達目標を踏まえて取り組みを進めている。GPA を利用する前提は、科目ごとの成績評価や担当教員による大きな相違がないことである。そのため、教育開発機構では 2020 年 10 月に、科目ごとの「秀」と「優」の割合の目安を「授業設計の目安」として各学部に示し、2020 年度後期の成績評価から全学的な運用を開始している(資料 4-46)(資料 4-47)。この

施策では、成績優秀者の割合について目安を示すことで、到達目標の適切性等、各授業科目の教育内容及び成績評価の適正化を図ることを目的としている。成績優秀者の割合が継続して高い状況が続いている授業科目では、到達目標を高めることで学生の能力をより高めるような工夫がなされることを想定している。なお、実施形態や規模等の関係でその趣旨に合致しない科目があるが、成績提出の際にその旨コメントを付すことになっている。

1-4. 卒業・修了要件の明示

学則において卒業要件を定め、その内容を学修要覧、履修要綱、ホームページに掲載し、学生に明示している(資料 4-48)。学則第 15 条(履修単位及び年限)で各学部における授業科目区分ごとの単位修得の要件、同 45 条(卒業及び学位)では所定単位を修得し、かつ、卒業試験に合格した者に卒業証書を授与する旨を定めている。また、成績通知書では卒業要件に対する現状の単位取得状況を示している。

1-5. 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

前述のとおり成績評価の適正化等は、全学的な立場から教育開発機構がその役割を担っており、その取り組みを進めている。大学評価室では、それに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、自己点検・評価等を通して改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。これらの体制は、東京都市大学内部質保証組織体制図(資料 4-25)で示している。

2. 学位授与を適切に行うための措置

2-1. 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

博士前期課程及び博士後期課程では、各研究科で学位論文審査基準を定め、履修要綱に掲載している(資料 4-49)。また、本学ウェブサイトの情報公開のページにおいて、公表している(資料 4-50【ウェブ】)。

2-2. 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学士課程では、学則に基づいて、また、各学部の学位授与方針を踏まえて在学期間や卒業に必要な単位数、卒業試験を設定している。また、学則第 39 条(卒業試験)では「卒業試験は、論文、設計又は実績報告書等につき、その作成経過を加味して行う」と定めている。これを前提として、すべての学部・学科では卒業研究を必修として課している。その際、卒業研究ルーブリックを導入し、これを学生に明示した上で指導や評価に活用している。また、前期中間発表、研究室内発表、後期中間発表、最終報告会等での学科教員の確認、学科会議の審議を経て、最終的な学位授与の審議を各学部教授会で行うことで、学位審査の客観性及び厳格性を確保している(資料 4-51)。

博士前期課程及び博士後期課程では、大学院学則(資料 4-52)に基づいて、また、各研究科の学位授与方針を踏まえて在学期間や修了に必要な単位数、学位論文の審査内容を設定している。

学位規程(資料 4-53)において、学位請求の手続きや学位論文の審査方法を規定している。最終的には、学位審査を研究科委員会で行うこととし、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を要することとすることで、学位審査の客観性及び厳格性を確保している。

2-3. 学位授与に係る責任体制及び手続の明示及び 2-4. 適切な学位授与

学士課程では学則第 13 条(教授会)において、各学部に教授会を置き、当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関することを審議する旨を規定している。また、学位規程第 4 条において「学士の学位は、本学に 4 年以上在学し、東京都市大学学則で定める単位を修得し、かつ、卒

業試験に合格し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する」と定め、学位授与に係わる責任と手続きを明らかにしている。こうした措置によって学位授与の適切性を担保している(資料 4-54)。

博士前期課程及び博士後期課程では大学院学則第 9 条(研究科委員会)において、本大学院に総合理工学研究科委員会及び環境情報学研究科委員会を置き、大学院学則第 10 条(審議事項)において、当該研究科における学位の授与に関する事項を審議する旨を規定している。また、学位規程第 4 条において「修士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。」「博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。」と定め、学位授与に係わる責任と手続きを明らかにしている。こうした措置によって学位授与の適切性を担保している(資料 4-55)。

2-5. 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

先述のとおり、学位授与に関わる全学的なルールは、学則に規定している。また、教育開発機構では全学的な立場から「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)において、科目区分毎の卒業要件単位数に関する方針を示している。大学評価室では、それに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、自己点検・評価等を通して改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。これらの体制は、東京都市大学内部質保証組織体制図(資料 4-25)で示している。

- 点検・評価項目⑥ ： <u>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</u>
- 責任主体(所管組織): 教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
2	○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 ≪学習成果の測定方法例≫・アセスメント・テスト ≪学習成果の測定方法例≫・ルーブリックを活用した測定 ≪学習成果の測定方法例≫・学習成果の測定を目的とした学生調査 ≪学習成果の測定方法例≫・卒業生、就職先への意見聴取
3	○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を設定し、また、学習成果を多面的に把握・評価するための方法の開発を進めている。

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

点検・評価項目⑥の 2 で述べたように、2016 年度からすべての学科が卒業研究用のルーブリックを導入している。学士課程での学習の集大成として全学科で必修としている卒業研究に対して、学位授与方針で示している資質・能力に対応したルーブリックを運用することで、学士課程における各分野の特性に応じた学習成果を測定する指標を設定している(資料 4-56)。

2．学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学習成果と、これに基づいて大学の教育成果を把握・評価するにあたって、本学では 2018 年 7 月に「アセスメントポリシー」を策定している(資料 4-57)。同ポリシーでは、大学全体レベル・学部レベル・科目レベルの 3 つのレイヤーで、3 つの方針の達成状況を検証するために必要なツールを多面的に設定している。教育開発機構ではこの内容に沿って、既存のツールに関しては実際の検証活動での活用をしている。実際には、各学部の教務委員会にて、アセスメントポリシーに則り、既存のツールを使用して、カリキュラムポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証およびディプロマポリシーを満たす人材になっているかどうかの検証を行い、その結果を教育開発機構に報告している。

教育開発機構では、それらを把握し、評価の適切性について確認している(資料 4-58)。新たなツールの開発も進めており、学習成果の把握・評価に対する取り組みを強化している。後述するルーブリックのほか、学生個人の学習成果を総括する「ディプロマ・サプリメント」の開発、e ポートフォリオ「TCU-FORCE」の開発と運用に取り組み、学生へのフィードバックや双方向性も強化している。

○ ルーブリック

2018 年度に全学共通の学位授与方針を策定したことに伴い、教育開発機構では卒業研究用の標準ルーブリックの開発に取り組んでいる。全学共通の学位授与方針と各学科が運用している現行ルーブリックを見渡して評価指標を設定し(下図参照)、これに各学科が教育の特色を反映させて重み付け等のカスタマイズを行うことで、実際の卒業研究評価で活用することを念頭に置いている。また、この開発は卒業研究につなぐ学習プロセスとして低年次カリキュラムへのルーブリック評価の導入と連動しており、2020 年度に 1 年次から順次開講していく全学共通の必修 PBL 科目「SD PBL」において、標準ルーブリックと同一の評価指標を用いて、段階的に育成される能力を形成的に評価する計画としている。2019 年度には学部学科に対して素案を提示し、一部学科での試用を経て、従来の卒業研究用ルーブリックによる評価との比較を行った。その結果、全学の学位授与方針との整合性を重視しながらも、各学科の教育の特色を反映させるための評価項目や配点等について整理する必要性が明らかになった。そこで、卒業研究の評価だけではなく、全学ディプロマポリシーにおいて示している資質・能力を念頭に、各学科がカリキュラムと対応づけた評価活動に使えるようにするべく、全学ディプロマポリシーに基づく評価枠組み「都市大力」を構築することとなった(資料 4-59)。

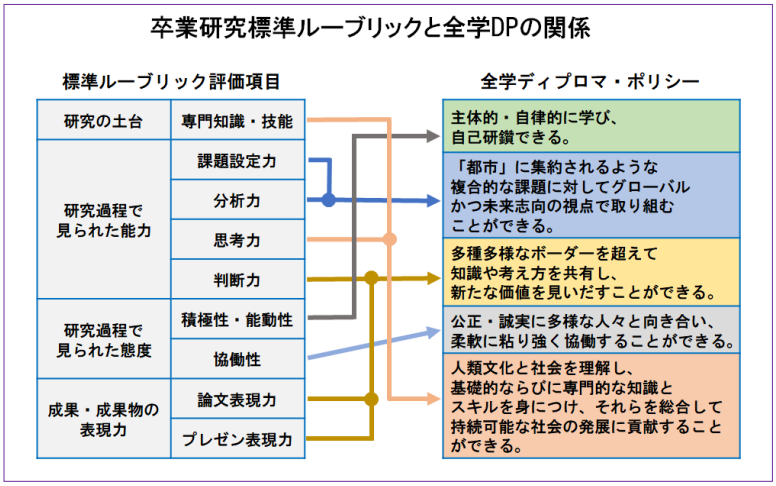

○ ディプロマ・サプリメント

2016 年度からの文部科学省大学教育再生加速プログラム(AP)テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」の取り組みの一環として、「ディプロマ・サプリメント」の開発を進め、その運用を開始している。本学が開発している「ディプロマ・サプリメント」は、欧州のような、当該国の学位システムにおける、当該学位プログラムの位置づけの同等性を説明する目的の「ディプロマ・サプリメント」とは異なり、『卒業時における学生個人の学習成果の達成度を総括し、学生が身に付けた資質・能力を

説明するための文書』としての機能を持たせている(資料 4-60)。また、卒業時だけでなく、各年次の終了時に個々の学生に「プレ・ディプロマ・サプリメント」としてこれを提供して学習の習熟度の確認と目標設定・省察に用いることで、学生の自己理解と成長を促す役割も持たせている。なお、アセスメントポリシーでは、「ディプロマ・サプリメント」と「プレ・ディプロマ・サプリメント」の両方を、学生の学習成果を測定・把握するためのツールとしても位置付けている。

「ディプロマ・サプリメント」と「プレ・ディプロマ・サプリメント」の記載は、定量情報と定性情報に大別される。定性情報では、後述する e ポートフォリオである「TCU-FORCE」に学生自らが登録した学習活動記録を記載し、また、定量情報では開発着手当時の育成人材像を踏まえて設定した 6 つの能力指標(リテラシー基礎力、コンピテンシー基礎力、語学力、基礎学修力、専門学修力、専門実践力)をレーダーチャートで示している。「ディプロマ・サプリメント」は、2019 年 3 月には試行学科の卒業生 48 名に、2020 年 3 月には同 46 名に試験的に発行し、この取り組みに関する PDCA サイクルを稼働させている。一方で、現行の仕様では、各学科教育課程における科目特性(必修/選択必修/自由)の違いにより、特定の評価指標へのポイントが高くなる傾向や、卒業研究評価が反映される「専門実践力」の指標では、学科による評価傾向をチューニングしていく必要性が明らかになった。そのため現在は、可視化する学習成果の妥当性や社会通用性を高めていく観点から、成績評価に関する取り組みや、授業改善と教育改善を行いながら、学習成果として適切に可視化できるよう改善を重ねている段階にある。また、採用中の 6 つの評価指標は全学共通の学位授与方針の策定以前に定めたものであるため、2023 年度入学生から、全学共通の学位授与方針に紐づく「都市大力」を策定し、その評価枠組みをレーダーチャートに組み込んだ新たな TCU-FORCE の運用開始を目指して、準備を進めている(資料 4-61)。

○ e ポートフォリオ「TCU-FORCE」

学生のキャリア形成の意識を涵養し、目標設定・省察を通じて学習成果を蓄積しながら PDCA サイクルを回していくことを可能とするため、e ポートフォリオ「TCU-FORCE」を開発し、2018 年度から導入している。初年度は 6 学部 7 学科の 1 年生を試行対象とし、2020 年度には全学科の 1 年生・2 年生と、当初の試行学科 3 年生で運用に至っており、学生が自ら学習面の PDCA を回し、それを教職員が支援する仕組みを構築している。「ディプロマ・サプリメント」「プレ・ディプロマ・サプリメント」に記載する情報は、この「TCU-FORCE」に蓄積された情報に基づいている。学生は入学直後のキャリアガイダンスから活用を開始するが、キャリアガイダンスは「TCU-FORCE」の導入に合わせてプログラムを見直し、ポートフォリオに記録していくことの重要性と、記録した内容の確認が自己分析につながっていくことを学生に丁寧に伝え、キャリア形成の展望を持たせることを重視して実施している。その後、学生は日常的に「TCU-FORCE」を活用して目標設定と省察を繰り返していくが、その際、入力情報についてはクラス担任等の担当教員に通知が行き、コメントの返信を行う等、双方向でのコミュニケーションを可能としている(資料 4-62【ウェブ】)。すでに一部学科では「TCU-FORCE」で生成される「プレ・ディプロマ・サプリメント」を定期的な面談の際に活用する取り組みが開始されている。2019 年度での 1 年生の利用率は、前年度 7 学科での試行当時の 86%から 98%に向上している。運用における次のステップとして、低学年からの個別学習支援を確実、かつ有効に実施する手法の確立に向けて、キャリアガイダンスに過度に依存しない手法も検討している。その一環として、2019 年度から都市生活学部をモデルに、同学部のキャリア委員会とキャリア支援センターを中心に「キャリアデザイン」科目での活用を中核として、担当教員の確実なコメント返信、キャリア支援センターに在籍するキャリアカウンセラーとの連携を図る取り組みを開始している。

○　アセスメント・テスト

全学部生を対象に外部標準テストであるPROG（Progress Report On Generic Skills）を1・3年次の4月、4年次の2月に実施し、「リテラシー（知識を活用して問題を解決するチカラ）」や「コンピテンシー（人と自分にベストな状態をもたらそうとするチカラ）」といったジェネリックスキル（基礎力）を測定している。その結果は学生にフィードバックを行うとともに、「ディプロマ・サプリメント」「プレ・ディプロマ・サプリメント」で示すレーダーチャート（6 つの能力指標）の「コンピテンシー基礎力」「リテラシー基礎力」の2つの指標で可視化している。

また、外国語（英語）教育における習熟度判定や学習成果の測定をするものとして、2018 年度から基礎学力調査の一環としてTOEIC IPテストを導入している。同テストは、1年次入学時、1年次の後学期終了時および3年次後学期中の計3回実施され、全学生に対して受験を義務付けている。1年次入学時のスコアを1年次の習熟度別必修クラスの編成に、1年次後学期終了時の受験結果のスコアを 2 年次以降の選択科目履修の目安に活用することで、英語教育の効率化、各個人のレベルの向上やモチベーションの向上につなげている。

○　学生調査（学生実態調査）

毎年 4 月に、2・3・4 年生及び卒業予定者に対して「学生実態調査」を実施し、結果を公表している（卒業予定者は2～3月に実施）（資料 4-63【ウェブ】）。同調査では、前年度の学習行動（学習時間、シラバスや学修要覧の活用等）、学科教育に対する評価、各資質・能力に対する成長実感、満足度等、幅広い事柄を対象に学生の実態を確認している。学習成果の把握と評価の観点も踏まえて、2016 年度に調査を改訂しており、全学部の学位授与方針を見渡して、「一般的・基礎的な力」「論理的思考力、問題解決力」「コミュニケーション力」「倫理観、社会的責任」の4つに分類した上で、その中で複数の資質・能力を設定し、学生の自己評価を把握している。Q14「入学して現在までにどのような力が身についたと思いますか」との設問を用意し、ここで得られた回答結果に基づいて、アセスメントポリシーに沿って「学位授与方針で明示している資質・能力を満たす人材になったか・なっているか」「教育課程の編成・実施方針に則って学習が進められたか・進められているか」といった観点から学習成果の把握、評価を行っている。各研究科においても修了予定者を対象とした「学生実態調査」を2～3月に実施している。

○　授業評価アンケート

全学共通の内容で「WebClass」を活用した無記名方式により、原則として全学部の全科目を対象に実施している。学部・学科を検討主体として PDCA サイクルを運用することで、学生の授業に対する意欲・行動、理解度、満足度や、教員の教育手法の適切性や授業計画の履行、施設（教室）面の適切性について組織的に確認を行っている(資料 4-64)。このアンケートによって、個々の授業科目において教育課程の編成・実施方針を踏まえた授業改善とともに、学生の成長実感の把握が可能となっている。これまでは学部を集計単位として結果を学内開示してきたが、2020 年度からは授業科目ごとの結果、自由記述、教員のコメントを学内開示し、学部学科による PDCA サイクルを強化している。各研究科においても、学部と同様に授業評価アンケートを実施している。

3．学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

先述のとおり学生実態調査の回答結果に基づいて、アセスメントポリシーに沿って「学位授与方針で明示している資質・能力を満たす人材になったか・なっているか」「教育課程の編成・実施方針に則って学習が進められたか・進められているか」といった観点から学習成果の把握及び評価を各学部・学科で行っている。これを全学教務委員会において集約した上で、全学的な見地から教育開

発機構で学習成果の把握及び評価を行っている。大学評価室では、それに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、自己点検・評価等を通して改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。これらの体制は、東京都市大学内部質保証組織体制図(資料 4-25)で示している。

- 点検・評価項目⑦ ： 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- 責任主体(所管組織)： 教育開発機構(教育開発機構長)、教務委員会(教務委員長)

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
1-1	・学習成果の測定結果の適切な活用
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

全学レベル、各学部・学科レベル、授業科目の各レベルで、教育課程及びその内容、方法の適切性について検証を行っている。

その際の基本的なフローは、教育開発機構が全学的な方針として決定した内容に則して、学生実態調査結果、授業評価アンケート結果、講義別の成績統計表等の客観的な情報を、事務局を通じて各学部等に開示・提供し、各学部・学科がこれらに基づいて検証を行い、自ら改善・向上サイクルを回す構造としている(資料 4-65)。各学部における教育改善の取り組みは各学部教務委員会(共通教育部では組織構成を考慮して主任教授等会議)が担った上で、アセスメントポリシーで掲げる指標を用いて、学科レベルで検証を行っている(資料 4-66)。学科で検討された結果は、最終的に各学部教務委員会にて学部レベルで取りまとめ、全学教務委員会に報告される。これらの結果を含め、定期的に実施する点検・評価の際に大学評価室に報告がなされ、大学評価室では、それに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、総合的な点検・評価等を行い、改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている(資料 4-67)。

(2)長所・特色

授業科目のアクティブ・ラーニング化を推進する施策と共存し得る、「Problem-Based Learning と Project-Based Learning を効果的に配置して卒業研究へとつなぐ一貫的な PBL カリキュラムの導入」として、1・2・3 年次に重点統合科目となる SD PBL 科目を配置したカリキュラムを構築した。この計画を全学で確実に履行し、卒業研究につなげていくことで、4 年間を通じて段階的な能力育成が可能となってくる。

(3)問題点

各学部とも順次的・体系的な履修に対する配慮がなされ、体系的に履修できるよう、『学修要覧』に丁寧な解説や、「科目ナンバリング」「履修モデル」「学習・教育(到達)目標と各授業科目の関係を示す表」「履修系統図」等の可視化した情報を掲載し、学生の履修の一助としているが、それぞれの情報が本来の役割を十分に備えているかどうかも精査する必要がある。また、一人一人の学生が、教育課程の中で「何を身に付けたか」を自ら説明できるようにしていくためにも、それぞれの資料が何を意味するのかということも含め、低学年の学生にも容易に理解でき、学習活動の中で常に参照・活用されるものとなるように示し方に工夫を要する。また、「学習・教育(到達)目標と授業科目の

関係を示す表」に関しては、学位授与方針と学習・教育到達目標の関係をわかりやすく明示する必要もある。

なお、こうした関係表を明示していない一部学科では、学生に明示する準備を進める。

(4) 全体のまとめ

本学では、理念・目的に基づいて学士課程共通の 3 つの方針を定めて公表している。また、授与する学位ごとに学部学科において学位授与方針を定め、公表している。学部学科ではこの学位授与方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針を定めて公表している。また、学生の受け入れ方針については、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえ、すべての学部で定め、公表している。

2018 年度には、学習成果と教育成果を向上させるために「教育施策に関する基本方針 2020」(資料 4-16)を策定し、学部学科はそれぞれの教育課程の編成・実施方針に沿って、また、この基本方針を踏まえて授業科目を適切に開設し、体系的で順次性のある教育課程を編成している。大学全体としても、副専攻制度、数理・データサイエンス教育等、文理横断や学修の幅を広げるための新たな教育プログラムを順次導入している。また、履修登録単位数の上限設定の厳格運用、シラバスの充実とそれに則した授業の実施、多様な授業形態の導入や ICT の活用等によって学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じている。

成績評価、単位認定及び学位授与は、予め学生に明示した方法や基準に則して、客観性や厳格性を担保した上で行っている。学位授与方針に明示した学習成果の把握・評価に関しては、学士課程の学びの集大成となる必修の卒業研究において学位授与方針や分野の特性を踏まえてルーブリックを作成し、その指標を学生に明示して運用している。また、標準ルーブリックや「ディプロマ・サプリメント」の開発、e ポートフォリオの開発・運用にも取り組みながら、学生実態調査や授業評価アンケート等の実施を通じて、アセスメントポリシーに沿って多面的な方法で学習成果の把握・評価を行っている。点検・評価にあたっては、把握した客観的な情報を活用して学位授与方針に明示した学習成果に基づいて検証を行い、組織的な改善・向上のための PDCA サイクルを回している。また、こうした一連の検証活動の強化も図っている。

第 5 章　学生の受け入れ

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- 責任主体(所管組織)：【学士課程】入学センター(入学センター長)、【博士前・後期課程】各研究科(各研究科長)

評価の視点	
1	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
2	○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
2-1	・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
2-2	・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とし、「公正・誠実さと自己研鑽力をもち、「都市」に集約されるような複合的課題に取り組むことができ、多種多様なボーダーを超えて新たな価値を見出すことで持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成する。」ことを教育目標としている。これらの理念や教育目標等に基づき、「卒業認定・学位授与に関する方針(ディプロマポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」も踏まえた、学士課程、博士課程ごとの「入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)」を策定している。

【学士課程】

学士課程における各方針(いわゆる 3 つのポリシー)の検討と検証については、東京都市大学における三つの方針の策定に関する基本方針(資料 5-1)に明示されているとおり、「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」は教務委員会が、「アドミッションポリシー」(資料 5-2)は入学センター(入学センター運営会議)が行っている(資料 5-3)。管轄は異なるものの、相互に情報を共有するとともに、本学の重要事項を審議する大学協議会の承認を得ることで、各ポリシーの連動性を担保している(資料 5-4)。

また、各学部の「アドミッションポリシー」は各学部の入試委員会で策定されるが、統括組織となる入学センターがこれを総合的に検証し、調整とチェック機能を果たしている(資料 5-5)(資料 5-6)。

「アドミッションポリシー」の構成は「人材養成および教育研究上の目的」「求める人物像」「高校での学習について」の3パートを基本としており、「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」はこれらを総じて理解することができる。また、過年度より「入試制度の主旨と判定方法」という一覧表(資料 5-5)を設定し、学力の3要素と、各入試における試験種類との連動性をより明確にした。

この一覧表は「入学希望者に求める水準等の判定方法」を分かりやすく示したものに当たる。

なお、これらは、入学試験要項(資料 5-7)に記載しているほか、ホームページ(資料 5-8【ウェブ】)でも公表することにより、本学を受験する際の指標とすべく受験生等ステークホルダーに対して周知を図っている。

【博士前・後期課程】

大学院における3ポリシーの検討と検証については、東京都市大学における三つの方針の策定に関する基本方針（資料 5-1)に明示されているとおり、教務委員会が行っている。同一委員会で策定していることや、本学の重要事項を審議する大学協議会の承認を得ることで、各ポリシーの連動性を担保している。

3 つのポリシーは、募集要項（資料 5-9）に記載しているほか、ホームページ(資料 5-10【ウェブ】)でも公表することにより、受験生等ステークホルダーに対して周知を図っている。

- 点検・評価項目② ： 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- 責任主体（所管組織）：【学士課程】入学センター（入学センター長）、【博士前・後期課程】各研究科（各研究科長）

評価の視点	
1	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
2	○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
4	○公正な入学者選抜の実施
4-1	・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
5	○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
5-1	・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

【学士課程】

学生募集活動については、年間を通じて、進学相談会（資料 5-11）、高校でのガイダンス（資料 5-12）、出張授業（資料 5-13）（資料 5-14）およびオープンキャンパス等により、受験生、保護者および高等学校教員等に本学の教育内容や特色等を具体的に周知している。

授業料その他の費用や経済的支援については、学費等の費用のみならず、本学独自の奨学金制度や日本学生支援機構や地方自治体・民間育英団体による奨学金についても大学ガイド（資料 5-15）および、大学ホームページ等（資料 5-16【ウェブ】）で具体的に情報提供している。

入学者の受入れ方針に基づく、入学者選抜についての方法や制度の設定は、各学部の学部長が委員長となっている入試委員会が各学部教授会、大学協議会の承認の下（資料 5-17)（資料 5-18）、責任をもって検討・実施しているほか、独自解釈や独自主義にならないように、大学としての統一性を調整するためにも入学センターが統括組織として存在している（資料 5-19）（図 5-1)。入試の実務に関しては事務局の入試センターが中心となっており、前述の進学相談会等も効果的・効率的に計画して展開している。

こうした教職協働の複層構造の実施体制により、入学者選抜の実施は相互補完およびチェック機能があり、複眼的な考察と実施による公正な実施が担保されている。入試判定の入試委員会に

ついても、キャンパスごとに学部が合同で行う体制をとっているほか、全ての入学試験形態の志願者数、受験者数、合格者数を公表していることも、透明性・健全性・公正性の確保につながっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を入試要項（資料 5-20）（資料 5-21）にて、周知している。

障がいのある学生等合理的な配慮を求めるケースについては、入試センターを相談窓口として、出願開始1か月前までに、受験上の配慮および入学後の対応について定められた書式（資料 5-22）で申請することとしており、入学試験要項においてもその旨記載している。申請された内容については教育研究の観点のほか、学生生活の観点からも併せて調整しており、入学試験実施における特別な措置に加え、入学後の支援に主軸を置き、当該受験生の志望する学部・学科の学部長、主任教授と相談の上、受け入れ方針を決定している。さらに学生の主たるサポート窓口である教育支援センターおよび学生支援センターとも連携して、具体的な対応方法を協議・決定している。

オンラインによる入学者選抜を行う場合は、各種入試要項（資料 5-23）にて、面接実施に伴う留意事項として、オンライン面接へ変更する場合の注意点についてまとめており、試験当日にネットワークトラブル等の不測の事態が発生した場合であっても、受験生が不利益を被ることがないよう、当該受験生の試験時間を繰り下げる等の配慮を行うよう周知している。さらに入試当日は試験本部内にサポートデスクを設置し、トラブルが発生した場合であっても個別対応する体制を整えており、公正な受験機会の確保につながっている。

【博士前・後期課程】

学生募集活動については、本学からの進学者が多いことを踏まえ、学部在籍生を対象としたガイダンス（資料 5-24）（資料 5-25）を通じて、本学大学院の特色や進学のメリット等を具体的に周知している。

授業料をはじめとする経済的支援については、学費軽減措置のみならず、本学独自の奨学金制度を設けており、募集要項（資料 5-9）に記載している。

入学者選抜の方法や制度の設計は、各研究科の教務委員会が担っているが、検討された内容は、大学院の各研究科委員会、大学協議会に諮られることにより、研究科全体、大学全体で確認し、必要に応じて調整をしている（資料 5-26）（資料 5-27）（図 5-1）。事務局の所管部署である教育支援センターは両委員会に参加しており、スケジュール面等で確認を行っている。

こうした教職協働の実施体制により、入学者選抜の実施には相互補完およびチェック機能があり、公正な実施が担保されている。合否判定は各研究科委員会で行う体制をとっているほか、全ての入学試験形態の志願者数、受験者数、合格者数を公表していることも、透明性・健全性・公正性の確保につながっている（資料 5-28【ウェブ】）。

図 5-1　東京都市大学入試に関する組織体制図

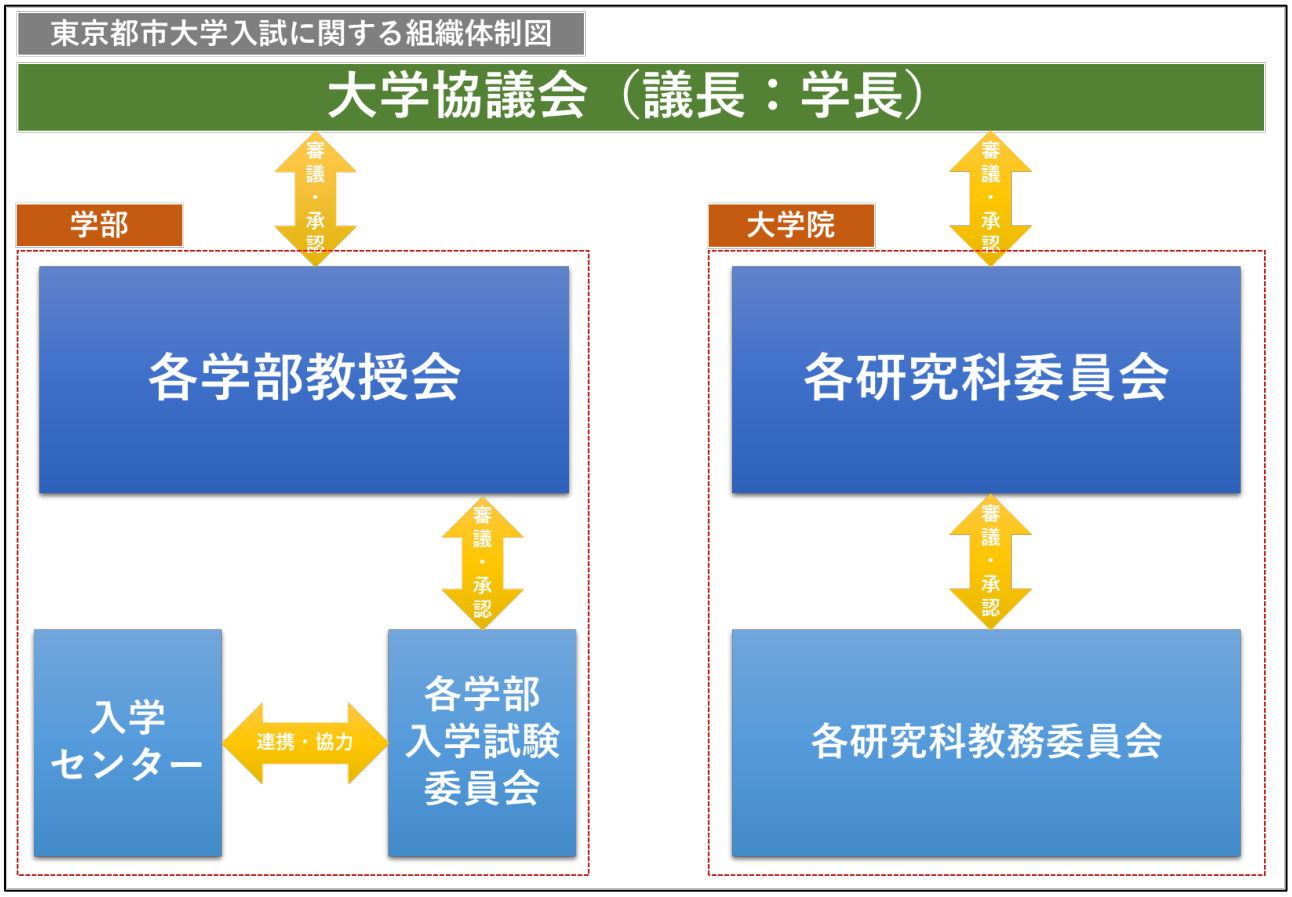

また新型コロナウイルス感染症への対応として、募集要項（資料 5-9）に基づき、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、該当者には、追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を案内している。

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、入学試験の一部をオンラインで実施することもあった。オンラインによる入学者選抜を行う場合があることは、募集要項（資料 5-9）にて案内しているが、総合理工学研究科では、面接試験のみオンラインで実施することとし、学力試験は感染予防対策を万全に行った上で従前どおりに本学試験場で実施した。環境情報学研究科では、学力試験においてもオンラインで実施することがあったが、受験生の手元をカメラで映す等の不正行為防止策を講じた。これらは、受験生の通信状況にも配慮しながら実施されており、公正な入学試験を実施できたものと考えている。

なお、障がいのある学生等合理的な配慮を求めるケースについては、学部と同様である（ただし相談窓口は教育支援センター）。

- 点検・評価項目③ ： 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- 責任主体（所管組織）：【学士課程】入学センター（入学センター長）、【博士前・後期課程】各研究科（各研究科長）

評価の視点	
1	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
1-1	＜学士課程＞・入学定員に対する入学者数比率
1-2	＜学士課程＞・編入学定員に対する編入学生数比率
1-3	・収容定員に対する在籍学生数比率
1-4	・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

【学士課程】

入学定員に対する入学者数比率は、関係政策にまで昇華した定員管理の厳格化方針も踏まえて、重要課題として取り組んでいる。入試委員会の入試判定では過年度の入学手続データに基づき慎重な判断を行っており、大学全体では、2019 年度以降の 4 年間は 1.10 倍未満の入学者数となっている（資料 5-29）。学内では、政策情報の共有とともに、今後数年先までの入学者数計画も共有しており、定員管理に関する意識は高くなっている。

編入学定員は設けていないが、学則第 29 条に、「定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある」旨を規定し、各学部・学科において「若干名」の募集で、毎年数名の実績がある（資料 5-30）。

収容定員に対する在籍学生数（資料 5-31）は多い状況ではあるが、その原因の多くは留年にあるものの、厳格な成績管理による結果でもある。なお、進級条件や卒業要件は、学則や学修要覧等で十分に周知・指導しており、当該学生にはクラス担任等の面談指導等により適切なケアをしている。

【博士前・後期課程】

総合理工学研究科の 2022 年 5 月 1 日現在の入学定員超過率は、博士前期課程で 1.16 倍、博士後期課程では 0.53 倍であった。2021 年度は、博士前期課程で 1.09 倍、博士後期課程では 0.24 倍であった。博士前期課程では、的確な定員管理がなされている一方で、博士後期課程では、定員未充足の状況が続いている。「東京都市大学大学院博士後期課程社会人選抜入学者授業料減免規程」（資料 5-32）により、社会人選抜入学者の授業料を 90％の減免とするとともに、社会人コースの拡充を進め、その改善に努めている。

環境情報学研究科の 2022 年 5 月 1 日現在の入学定員超過率は、博士前期課程で 1.31 倍、博士後期課程では 1.75 倍であった。2021 年度は、博士前期課程で 1.62 倍、博士後期課程では 2.75 倍であった。特に博士後期課程では、入学定員を超過して受け入れている状況が続いているため、入学定員の適切性について 2023 年度より、現状に即した人数に入学定員を見直す方向で、環境情報学研究科委員会にて検討している。

- 点検・評価項目④ ： 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- 責任主体（所管組織）：【学士課程】入学センター（入学センター長）、【博士前・後期課程】各研究科（各研究科長）

評価の視点	
1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

【学士課程】

入試に関するIRは、入試制度と入学後の成績の連動を見るといった学内データだけはなく、進学環境や他大学比較等も取り入れていく必要がある。また、こうした複合的な資料は、データ相互の関連性を多角的に検証する必要がある。

入試に関する統括組織である「入学センター」は 2016 年 7 月に発足（資料 5-3）したが、従来の各学部入試委員会での学部中心の近視眼的検証であった状況を脱却し、大学としての総合的な視点で「入学者選抜方法等に関わる調査・研究・企画・検証及び入学希望者に対する広報活動等を行うとともに本学における入学者選抜試験の円滑な実施を図る」ことを目的としている。

前述のコンセプトに基づく入試データとして 2017 年 9 月には 230 ページに及ぶ「入試関係情報」を、2018 年 5 月には 100 ページを超える「入試分析・戦略情報」を刊行し、学内でも共有した。さらに2019年度には高大接続改革に対応した「高大接続改革対応集」を作成し、2021年度には、「入試関係情報 2021」を刊行した。これらの資料を基に、共通テスト利用入試では、前期５教科基準点型や後期３教科グループディスカッション型など本学ならではの入試制度の導入につながった。また、一般選抜（前期）の理工学部では、数学得点上位者が他の教科の得点に関係なく合格することが出来る「数学インセンティブ判定」など特色ある判定方法の導入にもつながった。本学における入試が大きく変わったのはこうしたデータの裏付けによるものである（資料 5-6）。

学生の受け入れの適切性については、内部質保証方針等に基づき、大学評価室の指示のもと行われる自己点検・評価にて、入学センターが定期的な検証を行っている。

その後、大学評価室から点検・評価の結果に対するフィードバックを受け、入学センターで点検・評価の結果及びフィードバックに基づく改善・向上を行うプロセスを整えている。改善・向上の実例としては、2016 年度認証評価で収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率の平均について指摘を受け、2017 年度、2018 年度、2019 年度に改善状況について大学評価室に報告しフィードバックを受けている。また、2020 年度に大学基準協会に改善報告書を提出している。2022 年 5 月時点のデータにおいても収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率の平均ともに適正な数値となっている（資料 5-31）。

【博士前・後期課程】

学生の受け入れの適切性については、内部質保証方針等に基づき、大学評価室の指示のもと行われる自己点検・評価にて、教務委員会が定期的な検証を行っている。

その後、大学評価室からのフィードバックを受け、教務委員会を中心としてこれに基づく改善・向上を行うプロセスを整えている。改善・向上の実例としては、2016 年度認証評価で、工学研究科（現総合理工学研究科）の収容定員に対する在籍学生数比率が低いとの指摘を受け、2017 年度、2018 年度、2019 年度に改善措置を講じ、状況について大学評価室に報告し、さらにフィードバックを受けている。また、2020 年度に大学基準協会に改善報告書を提出している。これらの取り組みの成果として 2022 年 5 月時点のデータにおいて、総合理工学研究科の収容定員に対する在籍学生数比率については、概ね適正な数値となっている（資料 5-31）。

また、上記に付随して、総合理工学研究科では、入学者の受入れ方針を含む 3 ポリシーの点検を教務委員会で定期的に実施し、その結果を研究科委員会に報告している(資料 5-33)。

環境情報学研究科でも、入学者の受け入れ方針を含む 3 ポリシーを研究科委員会に報告し共有している(資料 5-34)。また、2022 年度実施の一般入試より、留学生に求める出願書類の一部を見直すことで留学生の受験機会を増やす等、改善を行っている。

(2)長所・特色

環境・法令・政策・データ・トレンドを総合的にまとめた情報集として「入試関係情報」・「入試分析・戦略情報」を作成し学内でも共有した。その結果、アドミッションポリシーの進化や入試制度の大幅な見直しに結び付き、志願者の大幅増という実績もあげた。

(3)問題点

大学院について、収容定員に対する在籍学生数比率、特に多様な人材を確保するために、留学生を獲得するには、更なる改善の余地がある。大学院に関する情報発信の強化や、留学生が受験しやすいよう、奨学金制度の見直し、募集要項に英語での指導が可能な教員を掲載する等、入試施策という面から、より戦略的に取り組みを進めて行きたい。また、定員充足率(資料 5-31)についても、適正な学力を有した学生の確保を主眼に置きつつ、大学全体の活性化のためにも入学者増を図りたい。

(4)全体のまとめ

本学では、学生の受け入れ方針を定め、適切に公表し、方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、集約した情報をもとに入試制度等の検討、定員管理等を行っており、入学者選抜を公正に実施し、学生の受け入れを適切に行っている。

一方で、大学院については、入学者の質と量が、大学全体の活性化にリンケージするため、定員未充足の改善とともに受け入れ拡大の工夫も必要である。

第 6 章　教員・教員組織

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：　教員人事委員会(教員人事委員長)

評価の視点	
1	○大学として求める教員像の設定
1-1	・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
2	○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学では、2016 年 11 月に「東京都市大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、大学として求める教員像を明示するとともに、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を示しており、2022 年 9 月に一部改正し、より明確なものとした。

1．東京都市大学の求める教員像

東京都市大学の求める教員は、本学の建学の精神を踏まえ、教育理念の実現及び「自ら学び、社会の発展に貢献する、責任感と実践力を持った人材」を養成するため、本学の「学位授与の方針」、「教育課程の編成方針」、「入学者の受け入れ方針」を十分に理解し、学生と共に考え、学び、行動できる者とする。また、研究は教育の高度化に必須であるため、本学の教員は国際的に通用する成果を挙げるように努め、社会の発展に貢献できる者とする。

2．教員組織の編制方針

東京都市大学は、本学及び各学部・研究科等の教育理念に基づき、以下のとおり教員組織の編制方針を定める。

1. 大学設置基準及び大学院設置基準に定められた必要教員数に基づき、専任教員を適切に配置する。
2. 各学部・研究科等の「学位授与の方針」「教育課程の編成方針」に基づき、組織的な教育を行うための適切な教員組織を整備する。また、学部学科等を構成する専門分野については大学全体の教育研究目標等の枠組みの中で常に適切な状態に保つ。
3. 教員組織については、国際性に留意するとともに、特定の範囲の年齢及び性別に著しく偏ることがないように配慮する。
4. 教育課程や大学運営等において、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究等に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制する。
5. 専任教員の募集・採用・昇格等に関する諸規程、基準及び手続きを明確にし、常に適切、公正、透明な運用を行う。
6. 教員が自らの活性化と資質向上を図るため、組織的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を恒常的に行いスキルアップに努める人材を確保する。

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等については、本学の求める教員像の中で、研究面での成果に言及するとともに、『「学位授与の方針」「教育課程の編成方針」「入学者の受け入れ方針」を十分に理解し、学生と共に考え、学び、行動できる者』であることを求めている。

前述の教員像及び編制方針については、Web 規程集及びホームページ上で明示し、学内構成員で共有するとともに、学外にも公表している(資料 6-1【ウェブ】)。

- 点検・評価項目② ： 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- 責任主体(所管組織)： 教員人事委員会(教員人事委員長)

評価の視点	
1	○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
2	○適切な教員組織編制のための措置
2-1	・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
2-2	・各学位課程の目的に即した教員配置
2-3	・国際性、男女比
2-4	・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスの取れた年齢構成への配慮
2-5	・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
2-6	・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
2-7	・教員の授業担当負担への適切な配慮
3	○教養教育の運営体制

2022 年度の本学全体での専任教員数は 276 名であり、大学設置基準上の必要人数である 217 名を十分充足している。学部ごとの専任教員については、各学科の専任教員数はいずれも必要教員数を上回っており、研究科ごとの専任教員数についても、各専攻の専任教員数は修士課程及び博士後期課程での研究指導担当(㊟)、研究指導補助担当(合)の有資格者によって充足している(資料 6-2)。

適切な教員組織編制のために、教員の適正配置等、人事システムを長期的な視点に立って確立することを目的とする「教員人事委員会」(資料6-3)によって審査を行っている。

教員人事委員会において、 学部・学科ごとに学生数等をもとにした「教員定員ポイント」を定めており、各学部学科等の教員編制は、このポイントをもとにそれぞれの特性に合わせた教育・研究内容を展開できるよう、必要な計画を立案し、学長が委員長を務める教員人事委員会において審議し、承認を得てから行うこととしている。具体的な教員組織は、専任教員以外にも多様な雇用形態の者を含めた編制を可能にしており、教員定数ポイントは、専任教員1 名と比して、職種・職位により一人あたりの係数を定め、各学部等に定めた教員定数ポイントの範囲内で科目編成や教育上の必要性等に応じて教員組織の整備を図っている。

教育上主要と認められる授業科目、とりわけ専門必修科目に関しては、2019年3月発信文書「必修講義科目の担当教員、ならびに、定年退職したのちの旧専任教員による授業担当について」において、基本的に専任教員が担当することとされており、講義の内容上、非常勤講師が担当す

ることが相当であるものや、授業の運営上非常勤講師の任用が必要なものについて、非常勤講師が担当する形としている。そのため、当該科目における専任教員の担当比率は、理工学部においては96.7％、建築都市デザイン学部79.0％、情報工学部93.9％、環境学部94.7％、メディア情報学部73.4％、都市生活学部83.3％、人間科学部100.0％となっている。

また、大学院研究科の担当教員については、総合理工学研究科・環境情報学研究科に共通する資格基準として「大学院担当教員の資格審査に関する申し合わせ」(資料6-4)を定めており、その基準に沿って審査を行い、適正に配置している。

各学位課程の目的に即した教員配置をするために、毎年度教員人事委員会において学科内の専門領域の編成状況と、教員配置の適切性について審査(資料6-5)している。本学では、学科ごとに3領域程度の専門領域を設定し、その領域ごとに教員を配置しているが、その適切性について審査するとともに、学部・学科の枠組みにとらわれず、大学全体を俯瞰して専門分野の設定と教員配置の適切性についても審査している。

「世界標準の大学への進化」を目指す本学においては、外国人教員や女性教員の比率を高めていくことは重要な課題である。2017年に国際センターにおいて外国人の女性教員を特任准教授として採用したことを皮切りに、毎年度海外の協定大学に対して公募を行い、4名程度の外国人教員を1年任期で採用している。また、2020年度からは、総合研究所において研究講師として外国人教員を採用しているほか、電気電子通信工学科において、「国際イノベーター育成オナーズプログラム」を開設し、外国人教員の採用を行っている。これらのことで、2016年と2019年を比較した場合、外国人教員は12名から17名へと増加したが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症による世界的な移動の制限により、特に国際センターにおける外国人教員の採用を見合わせざるを得なくなったため、2022年3月時点においては、14名となっている。なお、その多くが任期を定めた採用形態であることから、今後は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化を待った上で、より積極的に外国人教員の採用を行うとともに、パーマネントでの任用についても検討を進めていく必要がある。

2022年5月1日時点での女性教員の割合は、理工学部6.3％、建築都市デザイン学部6.9％、情報工学部16.7％、環境学部10.0％、メディア情報学部33.3％、都市生活学部10.5％、人間科学部57.1％、共通教育部27.0％、その他学部以外の所属教員を含めた全学での女性教員の割合は16.3％となっている。2019年7月に「東京都市大学男女共同参画推進と人事採用活動に関する基本方針」(資料6-1【ウェブ】)を定め、教員における男女比率の目標値とその達成目標年度を各学部学科等において定めるとともに、公募時の女性研究者の応募促進や、採用時に女性候補者を優先すること、更には女性教員が継続的に就業する上で重要となる、就業環境の改善に努めることとした。

これに加えて、2022年6月27日の学長会議において、『ダイバーシティ推進宣言』(資料6-1【ウェブ】)が採択され、女性教員の増加策について検討されたことを受け、同7月18日の大学協議会にて、「創立100 周年である2029年までに、全学における女性教員の在籍割合を30％以上とする」とした目標のもと、『女性教員比率が15％未満の学科は、2023年4月入職を前提に女性教員を1名以上、必ず採用する』ことが承認され(資料6-6)(資料6-7)、対象となる学科等において女性教員を対象とした採用人事を行うこととなった。

バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置については、2016年度に比して、改善が進んでいる。教員人事委員会では各学科における採用人事を行う上で、募集職位の決定に際して教員組織の年齢構成に偏りがないように留意の上、適切な配置が出来るよう審議を行っている。2019年9月に

は、より若手の教員を採用するべく、テニュアトラック制度を導入し、2021年4月には当該制度によって3名の若手教員を採用した。

教員の授業担当負担への適切な配慮としては、全学的な科目のスリム化の取り組みが挙げられる。「教育施策に関する基本方針2020」(資料6-8)において、「学生の週当たりの受講科目数を減らして、学修効果を高めること、ならびに、教員一人当たりの担当科目を減らして、講義演習形式やアクティブラーニングを推進するために、科目のスリム化をさらに推進する」とあり、学習効果向上と教員の担当科目逓減を両輪の目標として、科目のスリム化が求められている。

例えば、専門科目においては、「専門科目の開講単位数は、選択の余裕を概ね1.2倍～1.3倍程度以下になるように削減する」と示しており、各学科においてこの取り組みを進めることで、長期的には教員の負担軽減となる見込みである。

本学での学士課程における教養教育の運営体制は、全学組織の共通教育部が担っている。共通教育部は人文・社会科学系、自然科学系、外国語共通教育センターの 3 つの組織で構成しており、37 名の専任教員を配置している。その上で、世田谷キャンパス及び横浜キャンパスの各学部・学科と連携して大学全体における人文・社会科学系の関連科目、自然科学系の関連科目、日本語及び外国語の関連科目を開設し、教養教育を運営している。

- 点検・評価項目③ ： 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- 責任主体(所管組織)： 教員人事委員会(教員人事委員長)

評価の視点	
1	○教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
2	○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、2017 年 5 月に「東京都市大学教員選考規程」を制定し、これまでの教員の採用・昇任・大学院指導資格審査に関わる一連のプロセス・手続等の再整備を図った(資料 6-9)。これは、学長ガバナンスのもとで教員組織の編制・教員人事が行われる仕組みづくりを行うことで、第 2 期大学評価において指摘された事項(編制方針で定めた研究指導教員あるいは研究指導補助教員の配置人数や、学部等における年齢構成の偏り)も含めて、検証プロセスをより機能させていくために、学長を委員長とする教員人事委員会を核とした体制づくりによって、「教員の適正配置等、人事システムを長期的な視点に立って確立する」ことを目指した取り組みである。

2017 年度からは、かかる規程に基づき、学部学科等で立案した人事案は、教員人事委員会において、採用希望専門分野・採用予定職種・教員配置上の年齢構成への配慮等の観点から審査した上で募集活動・採用・昇任・資格審査を実施している(資料 6-10)。

教員人事委員会で適切と判断された人事は、「教員審査会」(資料 6-11)によって実際の教員採用のための募集・選考等の諸活動を行う。構成員は教員人事委員会によって指名され、構成員 5 名のうち 2 名は採用を行う学部以外の在籍者から指名されることとなっているほか、模擬講義・面接を行う二次選考では副学長も参加して評価を行う等、客観的で公正な選考を行う体制としている。

採用情報については、ウェブページで公開し、人事に関わるプロセスはフローチャートによって確認できる形とし、手続き書類もすべて公開されている。このように、定められた基準及び規程に沿った手続きに則った教員の募集、採用、昇任等を実施することで、教員任用の適切性及び公正性を確

保している。なお、教員の選考にあたっては、Scival のスコアを活用し、客観的・国際的な基準で審査を行うとともに、当該スコアの対象外となる分野の教員については、独自の学内基準を設けて選考を行い、質の高い教員の確保に努めている。

また、こうしたプロセスの透明化・公正化を進めるとともに、特に任期付き講師から准教授への昇任を控えている対象者に対しては、公募による選考に対応できるよう、研究業績をはじめ、より多くの実績が積み上げられるように、各学科に対して当該者に対する指導・支援を行うよう指導・勧告を行っている。

これらの審査基準に適合できず、昇任が難しくなっている教員については、毎年度の人事計画の確認において、主任教授に対して学科内でのエフォートを確認し(資料 6-5)、役割の明確化や適材適所での人材活用の方策を検討するよう求め、人材の滞留・負荷の偏りが起きないよう対応を行っている。

- 点検・評価項目④ ： ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- 責任主体（所管組織）：【A】教育開発機構（教育開発機構長）、【B】教員人事委員会（教員人事委員長）

評価の視点	
1	○ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動の組織的な実施 【A】
2	○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 【B】

本学では、教育開発機構の下に FD 推進センターを設置している。FD 推進センターでは、年間計画を立て、全学的な FD に関する活動の企画及び立案、その実施までを担い、組織的かつ多面的に FD 活動を実施している。また、各種刊行物を通して、学内外にその内容を広報しており、教育改善に関する情報共有及び理解の浸透を図るとともに、全学的な取り組みと各学部・学科等における独自の取り組みの相互活性化につなげている（資料 6-12【ウェブ】）。具体的な実施内容としては、新任教員向け研修、全学 FD・SD フォーラムの開催(資料 6-13)、教職員と学生との協働 FD 懇談会の開催、授業相互参観週間の実施、教育フロントランナー賞授賞及びその授賞者から学ぶ小規模 FD の実施等があげられる（資料 6-14【ウェブ】）。授業を担当する教員には、年間を通じて 1 回以上の FD 活動への参加を義務付けていることから、参加率は概ね 100％を達成している。なお、大学院では、総合理工学研究科において大学院 FD（資料 6-15）、環境情報学研究科において SDGs セミナー(資料 6-16）等取り組みを行っている。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の活性化を図るための取り組みについては、教育活動においては、各学部(共通教育部を含む)及び大学院各研究科の教育改善やそれに関する論文発表、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく組織的な教育への参画に対する熱意のある取り組みを表彰する「優秀教育者賞」制度、研究活動においては研究や発明等を通して本学を社会にアピールした教職員を表彰する「優秀研究者賞」制度を設けている(資料 6-17)。

また、各キャンパスに設置している教員業績評価委員会が各学部等における教員個人レベルでの自己点検の実施を担い、年に一度、各教員は自己点検を行い、その結果を学科主任に報告している。学科主任は学科の自己点検を行い、次年度の学科の活動を学部長に提出するとともに、各学科での教育活動の評価等 PDCA に役立てている。具体的には、学科の教育研究活動を参考に、

各教員は教育活動、研究業績、社会活動等について各自がどのような活動を行ったかについて自己点検・評価を行う。また、次年度の教育研究活動についてどのような活動を行うかについて記入を行う。これらを基に、各学科では、その学科が強化すべき点、教員の負担の把握等を行い、学科での教育研究活動の活性化に役立てている。各教員の活動については教員業績管理システムに自ら入力することにより継続的に蓄積を行い、ホームページを通して公開している(資料 6-18【ウェブ】)。

なお、2022 年 4 月からのキャンパス統合にあたっては、各キャンパスにおける活動の独自性に配慮し、規程改正によって従来の枠組みを維持することとした。

教員の研究活動や社会貢献等の活性化のための取り組みでは、上述した取り組みに加えて、研究委員会(研究委員会は、研究に関わる全学的な事柄に関し研究協議する本学の継続的な維持発展に貢献することを目的としている(資料 6-19)。)が分野融合研究の提案とマッチング活動の推進のための「東京都市大学イノベーションサロン」を定期的に開催している。また、副学長(研究担当)及び副学長補佐による取り組みとして、大学に社会から要請されている「将来の知」を形成し、その成果を教育に活かすための「科学研究費補助金」や外部機関の公募プログラムへの理解や申請を支援するための講習会を開催している。

また、特に研究業績が顕著な教員を対象として、「研究教授・研究准教授」の制度を設け(資料 6-20)、優れた業績を有する教員を顕彰するとともに(賞与への加算として処遇に反映)、所属学科に対しては、教育や運営のエフォートを減らすように、配慮することを求め、研究が活性化するように配慮している。

- 点検・評価項目⑤ ： <u>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>
- 責任主体(所管組織)： 教員人事委員会(教員人事委員長)

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織については、教員人事委員会を所管組織として、教員組織・教員人事の妥当性を定常的にチェックしている。また、期初では教員人事委員会が人事計画の提出を求め、学長ガバナンスのもとでの改善・向上のための検討及び措置を講じている。

FD 活動については、教育開発機構 FD 推進センターが年間活動を総括し、次年度の活動プログラム等に反映させている。その内容は教育開発機構ニュースレターに掲載し、学内で共有している(資料 6-14【ウェブ】)。

また、教員業績管理システムに登録された情報に基づいて、各キャンパス教員業績評価委員会では教員個人レベルの自己点検・評価を実施し、併せて教員団としての点検・評価も実施している。また、同システムでの研究業績データによるアクティビティの把握を行いつつ、研究力向上や社会貢献に資する講習会等を行い、改善・向上につなげている。

教員・教員組織に関する自己点検・評価では、各所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を全学内部質保証推進組織である大学評価室が行うこととしている。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決

定された評価結果と検討所見のフィードバックを受け、教員人事委員会等所管組織において、改善・向上につなげている。

（2）長所・特色

教員組織の編制、各学部・研究科等の目的に則した教員配置、国際性、男女比、採用、昇任、教員の授業負担等について、人事を行う際に、教員人事委員会においてその適正さを確認しながら必要な対応を進める体制が確立されている（資料 6-21）。

（3）問題点

現在の国内外の情勢及び教育の国際化等、教員の多様化への具体的な対応として、ダイバーシティ、特に女性活躍推進法に関する取り組みとしての男女比の是正等により積極的に取り組む必要がある。特に理工系の学科において女性教員の採用割合が低いなどの問題があることから、「東京都市大学男女共同参画推進と人事採用活動に関する基本方針」（資料 6-1【ウェブ】）に基づく採用を推進し、適正な教員配置を目指していく。

（4）全体のまとめ

本学では、「東京都市大学の求める教員像及び教員組織の編制方針」を定め、大学として求める教員像を明示している。また、これに則って、必要教員数を充足した上で適切な教員組織編制のための措置を講じることで、教育研究活動を展開するために適切な教員組織を編制している。教員の採用・昇任・大学院担当資格の認定等は定められた手続きに基づいて実施しており、適切に行われている。

FD 活動は、年間プログラムを策定して全学レベルと学部等レベルで組織的、かつ階層的に実施しており、教育能力の向上のみならず、研究活動及び社会貢献活動の活性化のための取り組みも行っている。また、教員の教育活動、研究活動、社会活動等は教員業績管理システムで蓄積しており、そのデータを活用した取り組みや、教育面並びに研究面で優れた成果を上げた教員に対する表彰制度も運用している。これらの取り組みについては各所管組織の下で点検・評価を行い、改善・向上につなげている。

第 7 章　学生支援

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- 責任主体（所管組織）：【修学支援に関すること】全学教務委員会・学生部委員会、【学生支援に関すること】学生部委員会、国際センター【キャリア支援に関すること】全学キャリア委員会

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する全学的な基本方針を建学の精神である「公正、自由、自治」に基づいて、「学生支援に関する方針」（以下、「学生支援方針」）として定め、その中で「修学支援」「学生生活支援」「キャリア支援」についての方針（以下、「3 つの支援方針」）を示すことによって、きめ細やかな学生支援を行う姿勢を明らかにしている。また、これらの方針をホームページや Web 規程集（資料 7-1）（資料 7-2【ウェブ】）において明示し、学内で共有している。

- 点検・評価項目②　：　学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- 責任主体（所管組織）：【修学支援に関すること】全学教務委員会・学生部委員会、【学生支援に関すること】学生部委員会、国際センター【キャリア支援に関すること】全学キャリア委員会

評価の視点	
1	○学生支援体制の適切な整備
2	○学生の修学に関する適切な支援の実施
2-1	・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
2-2	・正課外教育
2-3	・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
2-4	・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
2-5	・留学生等の多様な学生に対する修学支援
2-6	・障がいのある学生に対する修学支援
2-7	・成績不振の学生の状況把握と指導
2-8	・留年者及び休学者の状況把握と対応
2-9	・退学希望者の状況把握と対応
2-10	・奨学金その他の経済的支援の整備
2-11	・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

3	○学生の生活に関する適切な支援の実施
3-1	・学生の相談に応じる体制の整備
3-2	・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
3-3	・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
3-4	・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)
4	○学生の進路に関する適切な支援の実施
4-1	・キャリア教育の実施
4-2	・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
4-3	・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
4-4	・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
5	○学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施
6	○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

本学は、「東京都市大学の全学に係わる委員会の設置に関する規程」(資料 7-3)に基づく全学委員会の中で、教務委員会、学生部委員会、キャリア委員会を設置している(資料 7-4)。「学生支援方針」に沿った適切な学生支援を実施するために各委員会は「3 つの支援方針」を踏まえてそれぞれの委員会規程で目的・業務等を定め、これに沿って所管組織として役割を分担し、「修学支援」は全学教務委員会・学生部委員会が主たる役割を、「学生生活支援」は学生部委員会・国際委員会が主たる役割を「キャリア支援」は全学キャリア委員会が主たる役割をそれぞれ担い、相互に連携することで大学全体での学生支援の適切な実施体制を構築している。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

「学生の支援に関する方針・修学支援、学生生活支援」に基づき、全学教務委員会及び学生部委員会にて方針に基づき関連する事項を取り扱っている(資料 7-5)(資料 7-6)。なお、学生部委員会では「課外活動分科会」「生活指導分科会」「厚生分科会」「学生相談室会議」にてそれぞれ所管の学生の修学に関する事項を検討し、連携の上実施している。

2-1. 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

全学部の新入生に対し、入学時に実施する英語 TOEIC テストの結果から、レベル別にクラス編成をし(必修科目)、習熟度に応じた学習支援を行っている。理工学部、建築都市デザイン学部では、入学時に実施する数学のプレースメントテスト低スコア者に対して、「微分積分学(1a)(1b)」において、初修者向けクラス(リメディアルクラス)を設け、習熟度に応じた学習支援を行っている(資料 7-7)。また、学部学生等の教育研究の補助並びに本学の教育研究の充実を図る目的で、ティーチングアシスタントが、実験・実習・演習等の教育的補助業務に従事している。また、世田谷キャンパスラーニングコモンズにおける学習サポート活動では、学生で構成されるラーニングサポーター組織が、主に低学年の学部生をターゲットとして相談およびサポートを行っている。2021 年度は授業形態が完全オンライン、ハイブリッド、原則対面と変化したが、運営を担当する研究助手で構成する幹事会での議論の末、通年 Zoom を利用したリモートでのサポートとなった。サポート活動は例年と同じ授業期間中の昼休みから 5 限終了時刻まで、各学科選出のサポーターが 2 名ずつ交代で行われた。サポーターが担当中に発生した相談を記録した業務日誌によると、4 月の利用者数は延べ 340 件、5 月は 39

件、6 月は 18 件と漸減し、後期は全期間合わせて 18 件となった。特に 1 年生に対する履修相談や基礎科目に関する学習相談が主な相談内容となっている(資料 7-8)。

2-2. 正課外教育

正課外活動(以下、課外活動)については、人間形成に重要な役割を持つ活動であると考え、学生部委員会が 3 つの支援方針に基づいて活動方針を決定しており、学生支援センターが中心となって活動支援を行っている。まず、課外活動への積極的な学生参加を促すため、4 月の入学式から新入生オリエンテーション期間にスプリングフェスティバル、9 月にはオータムフェスティバルを実施し、各キャンパス内での PR イベントや相談ブースの設置等を行っている。また、活動の円滑な実施、課外活動を担う人材育成、安全確保のため、①学生部の方針を伝達し、活動を円滑に進めるための連絡会の開催(4 月、10 月)、②課外活動団体の各リーダーに責任者としての自覚を促すリーダース研修会(11 月)の実施、③玉川消防署・都筑消防署の協力のもと行われる救命講習会の開催等、活動支援を行っている。

2020、2021、2022 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、連絡会やリーダース研修会等はオンラインで実施した(救命講習会は、2020、2021 年度中止した)。また、課外活動団体の活動制限を設定・周知し、対面での課外活動が許可される期間において活動再開を希望する団体には、本学で定めた申請手引き(資料 7-9)の内容を遵守した上で適切な感染予防対策を定め、活動計画を策定するよう指導し、活動再開の支援を行っている。

2-3. 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

自宅等の個々の場所で学習する学生から科目担当者への問い合わせは、授業支援システム「Web-Class」から問い合わせができる。また、Web 会議システム「Zoom」を用いてオフィスアワーを設定している科目担当者については、オフィスアワーの利用も可能である。共通教育部が対応している学習相談においても、メールや Zoom での対応を行っている(資料 7-10)。

2-4. オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)

講義はすべて録画し、オンデマンドで何度も見られるようにプラットフォームに格納・保存することで、再視聴機会の確保を行っている。また、入学時からパソコンを必携としていない入学年度の学生に対しては、情報基盤センターがノートパソコンを貸与する等、オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮を行っている(資料 7-11)(資料 7-12)(資料 7-13)。

2-5. 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する修学支援を専門に行う部署を、学生支援部学生支援センター(学生部委員会留学生分科会)から、国際部に新たに設置した留学生支援センター(国際委員会留学生支援専門委員会)に業務が移管され、各学科クラス担任(資料 7-14)等と協力して支援を行っている(資料 7-15)。

世田谷キャンパスに留学生支援センターを設置し、大学全体の留学生に対する指導を行うとともに、横浜キャンパスにおいては、前担当部署であった学生支援センターに留学生の窓口業務の一部、毎月提出を課している状況報告シートの受付、在留資格更新手続きの書類確認や奨学金手続き書類の受付等の対応を依頼している。併せて、学内における施設設備の活用を中心とした間接的な修学支援(図書館や学習サポーターの活用等)や生活支援、教員への橋渡し等を行っている。

直接的な修学支援(履修に関すること、科目に関すること等)については、各学科のクラス担任が中心となって行っている。

具体的なサポート等留学生指導で必要な事項については、教職員のための学生指導ガイドライン（資料 7-16 P.16～）に掲載（留学生の概況、学内で行われている日本語講座の紹介、宗教文化、入管法等）し、教職員に周知を図っている。また、留学生に対しては、学内における相談窓口等、必要な情報がまとめられている「留学生ハンドブック」（資料 7-17）を留学生ガイダンスで毎年配布し、内容の説明を行っている。その他、留学生サポーター制度（資料 7-18）にて学生同士による修学支援を行い、主に1年生の留学生が学内で修学しやすい環境を整え、孤立を防ぐ取り組みを行っている。

また、本学独自の東急グループ奨学生や国費外国人留学生の優先的配置を行うプログラムで入学する留学生のコミュニケーション言語は英語であるため、学内の大学院学則等の英語版(資料 7-19)を作成して対応し、さらに、それら学生を対象としたオリエンテーションも別途開催している。更に日本国内で生活を始めるにあたり必要な役所での各種申請手続や銀行口座開設等の支援を国際センターが中心となって行っている。

加えて、留学生交流会(2022 年度は 7 月)、留学生就職支援プログラム(2022 年度より 6 月)を開催し（資料 7-20）、イベントの開催を通じて、日本人学生と留学生間の国際交流や留学生間交流やキャリアデザイン支援を行っている。なお、日本人と留学生が混住する国際学生寮を運営し、留学生の生活支援に活用している。

2-6. 障がいのある学生に対する修学支援

本学では、「障害者差別解消法」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づいて、「障がい学生支援に関する基本方針」を定め（資料 7-21【ウェブ】）、「不当な差別的取扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」の学内理解を推進し（資料 7-22）、入試・学生・教育・施設管理等の関係する事務局各部署や教員が連携し、障がいを有する学生が他の学生と同じレベルで講義を受講できるよう、個々の状況に応じて学習等相談支援を行うこととしている。現在の支援内容は以下のとおりとなっている。

- 入学前に障がいを有する学生の相談を受けるとともに、支援方法を検討している（資料 7-23）。
- 面談等を通じて支援が行える講義科目や支援方法を決定している（聴覚障がいを有する学生への支援（ノート・パソコンテイク）、聴覚障がい者への補助支援ツール、肢体障がいを有する学生への支援（教室間の移動の介助））（資料 7-24）。
- 障がいに応じて定期試験及び授業内試験時に配慮している（資料 7-24）。
- 教員への配慮事項の伝達：障がいを有する学生が受講することや学生からの要望点等を担当教員に通知している（資料 7-24）。
- 聴覚障がいを有する学生補助のためのボランティア学生の確保・育成を行っている（資料 7-25）。
- 面談等を通じて、必要な構内設備の改善・充実を図っている（資料 7-26）。

2-7. 成績不振の学生の状況把握と指導

年次進行に従って以下のように指導または措置を行っている（資料 7-16 P.4～）。

- 1年次前期終了時に修得単位が10単位未満の者には、学修意欲の促進と成績向上を目的として、1 年次終了時に修得単位が 20 単位未満の者に対しては、クラス担任が面談を行い、進路変更などを含めた指導を行い、勉学意志等の確認を行う。
- 2年次終了時に修得単位が40単位未満の者に対しては、自主退学勧告を含んだ強力な指導を行う（環境学部・メディア情報学部）。

・ 各年次終了時にGPAが0.6未満(2018～2019年度以降の入学生は、f-GPAが0.3未満)の者には、退学勧告を行う。

また、クラス担任(学部学科によってアカデミックアドバイザー)が個別面談を行い、成績不振者に対して学修指導を行うとともに、「学生カルテ」(資料 7-16 P.6)にその状況や所見を記載して学科教員間で情報共有し、学生指導に活用している。

2-8. 留年者及び休学者の状況把握と対応

「クラス担任制度」を設け、各学科クラス担任の職務として「必要な助言指導」を行うことを規定し、留年者等も含めて状況把握を遂行している。また、学生の動向把握、教育指導上必要な情報の記録と共有を行う「学生カルテ」を用いている。

休学を希望する場合は、事前にクラス担任が面談を行い、状況の把握に努めるとともに、その状況や経緯、「学生カルテ」に蓄積された指導履歴等を把握するために「休学学生に対する対応履歴書」(資料 7-27)の作成をクラス担任に義務付けている。提出された「休学学生に対する対応履歴書」は、休学希望学生作成の「休学願」とともに学生相談室長に回付され、当該学生の状況把握と学生対応の分析に当たる。

(参考:「退学願・休学願関係書類に係る学生相談室長所見の所属専攻、学科へのフィードバックフロー」(資料 7-28)

休学期間中3ヶ月毎に提出される「休学中の状況報告書」(資料 7-29)については、学生支援センター確認後、「休学学生に対する対応履歴書」を作成したクラス担任へ回付し、状況の共有と復学後の備えに役立てている。

なお、学部上級学年となり研究室に配属された学生および大学院の学生に係る対応は、上記のクラス担任に代えて、学生所属研究室の研究指導教員が担当している(資料 7-16 P.4～)。

2-9. 退学希望者の状況把握と対応

退学を希望する場合は、前項のクラス担任が面談を行い、休学の場合と同様に退学を希望するに至った経緯や指導履歴等を「退学学生に対する対応履歴書」(資料 7-30)に記録する。

退学希望学生作成の「退学願」に記述される理由と「退学学生に対する対応履歴書」に加え、学修状況が記録された退学希望学生の「成績通知書」を基にして状況を把握する。

これらの書類を学生相談室長が分析し、所見を作成する。所見は、当該学生所属の学部長、学科主任教授へフィードバックし、退学者削減のための状況改善に役立てている(資料 7-28)。

退学、休学への対応に関し、副学長を推進役に退学者削減のための各種方策を検討する「退学者削減プロジェクト」チームを編成している。この「退学者削減プロジェクト」活動の一つとして、学部3年生以下について、学期当初の履修登録状況および授業の出席確認システムに蓄積された出欠席データを基に、年4回(クォーター毎に1回)「出席率が低く心配な学生および未履修学生」を学科別に抽出し、副学長発信にて全学科を対象に学部長経由でアラートを発信してリスト記載の学生の状況把握を指示している(資料 7-31)。また、退学者削減には家族の関わりも出欠管理上効果が期待されるため、学生の家族が関わる機会を創出する保証人向けの出席状況開示を学部 2 年生以下について実施している(資料 7-32)。

出欠席データを活用したこれらの方策は、学生の動向変化を注視し、特に欠席が増え始めた初期段階において早めの対策を施すことを目的としている。

こうした取り組みの結果、「退学者削減プロジェクト」活動開始以降の中途退学者数(退学と除籍の合計)は減少傾向に転じ、学部の過去 10 年間の中途退学者数のピーク(2013 年度 238 名)に

比して、おおよそ半減した水準を維持している。(例:学部の退学・除籍者数計　2018 年度 129 名、2019 年度 116 名、2020 年度 98 名、2021年度 117 名(資料 7-33))大学院においても、同様の取り組みを行っている。

2-10. 奨学金その他の経済的支援の整備

学生部委員会の厚生分科会・学生支援センターにて、学内奨学金、学費減免等、日本学生支援機構、高等教育の修学支援新制度(2020～2022 年度機関認定承認済)、各都道府県および各種民間育英団体などの奨学金を活用しながら支援を実施している(資料 7-34)。加えて、新奨学金の獲得による経済支援の充実にも力を入れ、実績を上げている(奨学金申請数 2018 年度 22 団体 89 件→2022 年度 32 団体 115 件)。

また、2020 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学として入構制限を行い、遠隔授業を実施した。これに伴い、遠隔授業の受講に際する学生自らによる学修環境の整備を支援すべく、全学生対象に一律 5 万円を給付した(資料 7-35)。

授業料の納付については、家計環境の選択肢の一つとして、「学費公共スマート払い」(クレジットカードによる授業料納入)が利用できる(資料 7-36【ウェブ】)。

なお、留学に関係する奨学金については、国際部を窓口として支援を実施している(資料 7-15)。

2-11. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済的支援に関する相談窓口は、学生支援センターで統括をしており、主たる情報共有は、ポータルサイトを活用(資料 7-37)し、支援に関する情報提供ならびに手続き情報、書類の掲出、説明に関する動画等を提供している。

また、ホームページでは奨学金等の紹介を行い、学生や保証人からの問合せに対応している。特に、高等教育の修学支援新制度については、法律に基づく情報公開等を行うなど広く情報を提供している(資料 7-38)(資料 7-39【ウェブ】)。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

「学生支援方針・学生生活支援」に基づき、東京都市大学学生部委員会規程に則り、「課外活動分科会」、「生活指導分科会」、「厚生分科会」等の分科会で学生支援に関する事項を審議し、学生部委員会へ報告している。

3-1. 学生の相談に応じる体制の整備

クラス担任のもと、教職員のための学生指導ガイドラインに則った指導、相談体制を整えており、必要に応じて関係部署や学生相談室カウンセラーと協力し、問題解決に向けての支援を行っている。

入学直後のオリエンテーションやフレッシャーズキャンプ等で相談しやすい環境を整え、保証人に対しては「保証人対象　大学との連絡会」を毎年実施し、ご家族との懇談や面談等、連携体制を整えている(資料 7-40)。

加えて、各キャンパスに学生相談室を設置し、2018 年度は延べ 2,740 件の相談件数に対し、2019 年度 4,403 件、2020 年度 4,616 件、2021 年度は 4,664 件と増加傾向にある(資料 7-41)。

運営については規程を整備し、学生相談室運営会議にて検討している(資料 7-42)。学生相談室に関する情報は、大学ホームページ・学生相談室パンフレット・学生相談室関連ポスター(資料 7-43)を掲示して、学生やご家族へ周知している。

学生相談室に在籍しているカウンセラーは、心理性格、対人関係、心身健康、進路修学、学生生活等、学生の幅広い問題に対応し、クラス担任、指導教員、学生部委員、教務委員、学生支援

センター、キャリア支援センター及びハラスメント相談室と連携しており、教職員向けにはケアが必要な学生の対応等の研修会や学生相談室全体会を実施している(資料 7-44)(資料 7-45)。

また、在学生向けに「こころの健康調査」(資料 7-46)を行い、支援が必要な学生に学生相談室から連絡し、フォローを行っている。

新型コロナウイルス感染症下においては、オンラインでの Zoom 面談も実施している(資料 7-47)。

3-2. ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

「東京都市大学ハラスメントの防止等に関する規程」(資料 7-48)に基づき、ハラスメント対策室が設置され、下部組織のハラスメント対策委員会、ハラスメント相談室がハラスメント防止のために定期的な会議を行っている(資料 7-49)。なお、問題発生時には、ハラスメント調査委員会が設置され、実情調査を行う。ハラスメント対策室は、ハラスメント調査委員会の報告に基づき、被害者の救済及び加害者への注意、勧告又は処分案を作成する等の対応を行う。

また、学内では専用のハラスメント相談窓口を開設して相談員を配置し、夜間、休日にも対応できるよう外部相談窓口も設置して、被害者を支援できる体制を整えている(資料 7-50)(資料 7-51)。

ハラスメント防止対策活動として、キャンパスライフや教職員のための学生指導ガイドライン(資料 7-52)(資料 7-16 P.34～、47～)にてハラスメント防止体制等に関する情報発信を行っており、ハラスメント対策委員会では以下の啓発、研修活動を行っている。

1. 教職員向けの注意喚起資料作成及び教職員および新任教員対象のハラスメント防止研修を 2021 年度に実施(資料 7-53)
2. 学生へのハラスメント等の注意喚起ポスター作成並びにポータルサイト等による周知(資料 7-54)
3. 課外活動団体への注意喚起資料作成(資料 7-55)
4. 外部相談窓口設置及びリーフレット作成(資料 7-51)

3-3. 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

毎年4月に全学生対象の健康診断を実施して約 9 割の学生が受診し、健康診断結果を配付してフィードバックしている。各キャンパスに医務室を設置し、怪我や病気、事故の医療措置に対応しており、周辺の医療機関一覧も作成し、近隣の医療機関と連携している。また、緊急時の対応については全学の救急対応マニュアルを作成して対応している(資料 7-56)。

学内外でのアルコール事故防止の方策として、新入生へのアルコールパッチテストや課外活動団体、学園祭出展団体に向けた救命講習会を実施し、特に課外活動団体の合宿については救命講習会受講者の参加を義務付けている(資料 7-57)。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた救命講習会は 2022 年度より再開している。

健康相談については医務室を窓口として対応しているが、24 時間対応の外部相談窓口を設置し、学生に限らず保証人等からの相談についても対応をしている(資料 7-51)。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連して、「登学・各種厚生施設使用・飲食に関係するガイドライン」を作成・周知、ワクチンを接種していない学生等へ学内 PCR 検査の実施、抗原検査キットの配布、ワクチン接種会場の案内等を実施した(資料 7-58)。

3-4. 人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

新入生が充実した学生生活を送るための基盤作りを目的に全学的行事である「フレッシャーズキャンプ」を 4 月に実施し、新入生・上級学年の学生・教職員間の人的な交流機会を設けている(資料 7-59)。

また、学生団体連合会による「スプリングフェスティバル」「オータムフェスティバル」等の勧誘企画や、「東京都市大学世田谷祭」「東京都市大学横浜祭」「音楽フェスティバル」「バンドフェスティバル」「体育祭」「チャリティーフェス」等の企画を実施し、学生の交流の機会を確保している(資料 7-60)。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

「学生支援方針・キャリア支援」に基づき、東京都市大学キャリア委員会規程に則り、キャリア支援に関する事項を全学キャリア委員会にて審議し、支援を実施している。また、これらの支援の実施、サポート体制の充実により、学部 97.7%、大学院 98.4%(2021年度)と全国平均を上回る高い就職率を実現している。

4-1. キャリア教育の実施

本学のキャリア形成支援の特徴として、低学年からのキャリア意識の育成と 3・4 年生を主軸とした就職活動の徹底指導が挙げられる。厳選採用が続く就職戦線に対しても、「専門性を活かしたキャリア形成」と「夢や希望を実現する就職活動」のための徹底した支援を実施している。

本学では、就職力を『(基礎力＋専門力)×職業的態度×就職活動力』と捉え、学生個人の特徴を生かした進路選択が実現できるよう、入学時から「基礎力」を高めるカリキュラムと支援を実施している。具体的には、学部により正課授業内で指導を行っている(資料 7-61)ほか、全学的に年 2 回実施するキャリアガイダンスにおいて目標設定と省察の機会を設けている(資料 7-62)。

「専門力」についても、学生全員が卒業研究に取り組むカリキュラムとなっており、その質を担保している。また、卒業生等の協力により現場で活躍する生の声を伝えることで「職業的態度」の向上を図るとともに、就職指導の専門家と構築した支援プログラムにより「就職活動力」が身につくよう指導している。

4-2. 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

本学では、各キャンパスに「キャリア支援センター」を設置し、全学キャリア委員会主導のもと、各学科のキャリア委員と連携して、キャリア形成支援と就職支援を行っている。キャリア支援センターには資格を持ったキャリアカウンセラーを配置し、学生の進路相談等を行っている。その他、キャリア支援センター近くのスペースでは、各種進路に関わる情報や、卒業生の進路概況、就職関連書籍などを閲覧でき、学生の就職活動をサポートしている。

4-3. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリア形成支援としては、キャリア関連授業、キャリアガイダンスや講座、インターンシップを軸とした支援を行っている(資料 7-63)。就職支援としては、就職ガイダンスや業界・企業研究会を軸とし、多様なニーズに対応できる個別相談の体制とスキルをもって支援を行っている(資料 7-62)。また、キャリア形成支援、就職支援のいずれにおいても、オンラインツール等を活用した仕組みを構築し(資料 7-64)、新型コロナウイルス感染症の影響の大きかった緊急事態宣言、あるいはまん延防止等の重点措置下等においても支援を継続した。

併せて、本学では文部科学省による事業である、大学教育再生加速プログラム(AP)テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」に採択された実績があり、キャリア形成と社会で必要とされる能力の獲得を通じた卒業時の質を保証するための取り組みも推進している。その一環として、e ポートフ

ォリオ「TCU-FORCE」を活用し、キャリアガイダンス等での目標設定や学生生活を通じての諸活動を記録し、その内容に基づく教職員による学修支援を開始している（資料 7-65）。

4-4.博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程の単位認定を伴う授業として開講している「講究」において、「3 つの方針」を踏まえた上で、学生が、修了後自ら学識を教授するために必要な能力を培うための機会（いわゆるプレFD）を設けており、成績評価の対象としている（資料 7-66）。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生部委員会課外活動分科会にて課外活動に対する具体的な支援策を検討し、実施している。

また、後援会（在学生の保証人組織）と連携し、課外活動を行うための経済的援助を受けている。

・顧問並びに学外指導者の指導

課外活動団体顧問は団体運営の指導・助言を行い、各種手続(試合・発表会等の届出や会計監査等）を承認し、管理・監督責任者としての役割を担っている。また、学外指導者向けに年1回「技術指導者の方々ならびに大学教職員及び学生団体顧問との懇談会」（資料 7-67）を開催し、情報交換を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症により 2020・2021 年度は中止した。

・課外活動団体への補助

学生団体連合会に所属している団体に対して、大学、後援会からの援助金等(活動費、大会参加費・登録費、保険料、施設使用料等)（資料 7-68）を支援し、課外活動の活性化につなげている。

・課外活動団体への指導

継続的かつ健全な運営ができるよう年 2 回の連絡会(4・10 月)開催時には、「課外活動手続きマニュアル」（資料 7-69）を使用した事務手続等の指導を行うとともに「課外活動団体 会計手続きマニュアル」（資料 7-70）を使用した適正な援助金使用に関する具体的な指導を行っている。また、12 月に新リーダーを対象としたリーダース研修会(講演会や分科会等)（資料 7-71）や会計担当者研修会、テーピング講習会(マネージャー等を対象)を開催して適切な指導をしている。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の声を直接聞く場として、毎年「学生と大学との懇談会」(資料 7-72)を各キャンパスで開催している。2022 年度は世田谷キャンパスで 23 名、横浜キャンパスで 24 名の学生が参加し、大学側の参加者（学長をはじめとする教職員(副学長・学部長・学生部長・教務委員長・事務局等)や学内業者）と意見交換を行った。具体的には、「授業・研究」「課外活動」「生活環境・学生生活」に対して学生から寄せられた要望等に対し、現状説明や対応策等について大学側から回答している。なお、前年度に寄せられた要望に対するフィードバックも行っており、当日の記録は学内のポータルサイトに掲出して、当日出席できなかった学生も確認することができるようにしている。なお、対応について検討を要する案件については、関係各部署で協議し、要望に沿えるよう改善に努めている。

- 点検・評価項目③ ： <u>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>
- 責任主体（所管組織）: 上記の各所管組織

評価の視点

1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

全学教務委員会、学生部委員会、全学キャリア委員会にて修学支援の適切性等について、定期的に点検及び改善・向上に向けた取り組みを実施し、全体の方針を各代表者が集い、点検・検証を実施している（資料 7-73）（資料 7-74）（資料 7-75）。

具体的に、全学教務委員会においては、各種報告に基づいて支援方策を協議し、修学支援の適切性について、定期的に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを実施している（資料 7-76）（資料 7-77）（資料 7-78）。

学生部委員会においては、傘下の各分科会・委員会（厚生、課外活動、生活指導）、学生相談室にて、毎年度期初に検討事項の確認及び年度終わりに実施結果を点検・評価し、次年度への申し送り事項として改善・向上につなげている（資料 7-79）。その他、健康診断の受診依頼及び受診率の報告をフィードバックし、受診率の改善・向上につなげている（資料 7-80）。また、学生と大学との懇談会にて学生の意見を聞き、学生支援の改善と適切性の点検につなげている。学生からの意見等については、生活指導分科会にて検討・点検し改善を行った上で、次年度の懇談会開始時に昨年度の改善状況を報告し、フィードバックしている。

全学キャリア委員会においても、キャリア支援の適切性を定期的に点検・評価を行っており、定期的な就職内定状況の確認を行い、一連の支援が適切に行われているかの現状把握と、今後の対応等について議論を行っている（資料 7-81）。また、本学独自の取り組みである海外インターンシップや東急グループインターンシップについては、キャリア支援センターを主体として参加者数を増加させる対策や質の向上に向けた検討を行っている。

ハラスメント対策委員会においては、毎年度期初に活動計画の確認及び年度終わりに活動報告により点検・評価し、改善・向上につなげている（資料 7-82）。

大学評価室では、これらに対して大学全体の内部質保証を推進する立場から、総合的な点検・評価等を行い、改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。また、大学評価結果における指摘内容についても点検を行っており、障がいのある学生への対応等について改善が行われている（資料 7-83）（資料 7-84）。

（2）長所・特色

学生が順調に学校生活を送るためのサポートを充実させるため、①学生相談室の規程の整備や、長期・短期目標のセッティング、開室時間延長による学生サポート体制の充実、外部相談窓口との契約とそれら窓口の周知徹底により2018 年度は延べ 2,740 件の相談件数に対し、2019 年度 4,403 件、2020 年度 4,616 件、2021 年度は 4,664 件と増加傾向にある、②新奨学金の獲得による経済支援の充実（奨学金申請数 2018 年度 22 団体 89 件→2022 年度 32 団体 115 件）、③学生と大学の懇談会において学生へのヒヤリングを行い、改善された事項を次回の懇談会でフィードバックを行っている。

「退学者削減プロジェクト」の各種方策により、過去 10 年間の中途退学者数のピーク（2013 年度 238 名）に比して、おおよそ半減した水準を維持している（例：学部退学・除籍者数計 2018 年度 129 名、2019 年度 116 名、2020 年度 98 名、2021 年度 117 名）。

本学では、学生のキャリア形成に向けた支援に力を入れている。具体的には、①低学年時からのキャリア教育と効果の高いキャリア支援プログラムの実施、②TCU-FORCE 等による学修成果の可視化による学生の主体的な学びの実現や目標セッティング、が挙げられ、その結果として正課及び正課外における活動の活発化とキャリア形成のさらなる促進が図られている。これらサポート体制の充実の結果として、学部 97.7%、大学院 98.4%(2021年度)となっており、全国平均を上回る高い就職率を実現している。

(3)問題点

本学の学生からのヒヤリングの場として重要である学生と大学との懇談会の参加者数は、学生数に比べると必ずしも多いとは言えず (世田谷キャンパス:23 名横浜キャンパス:24 名)、今後参加者増加に向けた方策を検討したい。

(4)全体のまとめ

本学では、建学の精神を踏まえて学生支援に関する大学としての方針を「東京都市大学学生支援に関する方針」として定め、その中で「修学支援」「学生生活支援」「キャリア支援」の 3 つの支援についての方針を明らかにしている。これらの方針は、ホームページや刊行物等により学内で共有するとともに、学外にも公表している。また、各方針に沿って全学委員会の教務委員会、学生部委員会、キャリア委員会、国際委員会を所管組織とした学生支援体制を整備し、適切な支援を行っている。

これら 4 つの委員会の代表者及び幹事による学生支援合同会議(資料 7-72)(資料 7-73)を開催し、本学の「学生支援方針」として共有している。

「修学支援」では、レベル別クラス編成、初修者向けクラス編成を設け、習熟度に応じた学習支援を行っていることに加え、クラス担任制度による学生一人一人に対するきめ細やかな支援を行い、その実施をサポートする学生カルテによる情報共有や、多様な学生(障がいのある学生、留学生等)に対する支援も行っている。

「学生生活支援」では、クラス担任制度による相談体制のほか、学生相談室やハラスメント対策室等の相談体制を整備し、各部局による連携の上で対応する体制を整えつつあるところである。また、健康診断の確実な実施、周辺医療機関との連携、アルコール事故防止への取り組み、24 時間対応の外部相談窓口の設置など心身の健康、保健衛生、安全配慮への対応を行っている。正課外活動においては、オリエンテーション、リーダース研修会等を通じた活動円滑化に向けた支援を行っている。

「キャリア支援」では、学生のキャリア形成支援を行う体制を整備し、低学年からの多様なキャリア支援プログラムを実施している。

これらの取り組みについては、各所管組織が方針に沿って適切性の検証を行い、学生支援合同会議により共有し、各委員会の有機的連携を図り、本学の学生支援を全体として改善・向上につなげている。

第 8 章　教育研究等環境

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- 責任主体（所管組織）：　キャンパス環境整備委員会（キャンパス環境整備委員長）

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

これまで本学の学生・教員等の教育研究活動に関する環境や条件を整備するための指針は、中長期計画としてアクションプラン 2030 の「キャンパス教育環境向上プロジェクト」により明示してきたが、現在、本学が取り組んでいるキャンパス再整備を含めた環境整備事業では、2022 年 1 月には世田谷キャンパスに 7 号館が竣工、2022 年 8 月には同キャンパスに 10 号館が竣工する等、順調に整備が進んでおり、教育研究環境の充実が図られている。また 2022 年 4 月には等々力キャンパスが世田谷キャンパスに移転し、2 キャンパス化も実現した。

これにあわせて、本学の掲げる理念・目的の実現に向けた人材育成と学術研究を果たすべく、2021 年 3 月に「東京都市大学教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた(資料 8-1【ウェブ】)。

具体的には、1. キャンパス環境の整備・充実、2. ICT 環境の整備及び情報セキュリティ等の遵守、3. 図書館の整備・充実、4. 研究環境等の整備・充実及び研究倫理等の遵守を設定し、学生が主体的かつ安全に各種活動に取り組めるような環境整備を進めるとともに、「都市」に集約されるような複合的課題に取り組むことができ、多種多様なボーダーを超えて新たな価値を見出すことができる教育研究等環境を整備することを目標としている。

なお、施設の新設、並びに廃棄に関する事項や現有施設の維持、管理、整備、運営に特化して設置されていた「施設委員会」について、2022 年 4 月より、「キャンパス環境整備委員会」(資料 8-2)にリニューアルし、ICT、図書館、研究環境等を含めた全ての教育研究等環境に関わる内容について所管することとし、快適なキャンパス環境実現に向けた取り組みを進めている。

以上の通り、これらのポリシー・方針については、理念・目的等に則り、適切に設定されている。なお、上記の方針については、Web 規程集で随時閲覧でき、学内で共有している。また、学外に対しても本学ホームページ（資料 8-1【ウェブ】）で公開している。

- 点検・評価項目②　：　教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- 責任主体（所管組織）：【A、E】情報基盤センター（情報基盤センター所長）、【B、C、D】キャンパス環境整備委員会

評価の視点	
1	○施設、設備等の整備及び管理

1-1	・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保【A】
1-2	・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 【B】
1-3	・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 【C】
1-4	・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 【D】
2	○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み 【E】

本学の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備について、評価の視点ごとに以下に述べる。

1.施設、設備等の整備及び管理

1-1.ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

・ネットワーク環境の整備について

各キャンパスは、ほぼ全ての建屋間に有線及び無線 LAN を構築しており、教員の研究室及び学生が研究で使用する研究室・実験室には有線 LAN を整備している。また、教室・図書館・食堂等では必携 PC の利用を前提とした無線 LAN が整備されており、学生は自身の PC やスマートフォン等で授業支援システムを通じた教材の入手・課題提出のほか、授業収録の閲覧等を行うことができる。

学外のインターネットとの接続については、データセンターを経由して SINET に 10G 専用線で接続しており、学外との通信環境も十分に整備している（資料 8-3）。

・情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

2 キャンパス（世田谷、横浜）の教卓用 PC、遠隔デスクトップ用 PC 等の情報機器の整備は、情報基盤センター及び事務局総合情報システム部が担っている。現在、教卓用 PC や遠隔デスクトップ用 PC 等を世田谷キャンパスに 198 台、横浜キャンパスに 185 台設置している。さらに、印刷機器を世田谷キャンパスに 13 台、横浜キャンパスに 9 台設置している（資料 8-4）。

また、本学では Microsoft Office 365 や Adobe Creative Cloud、MATLAB 等、学生のレポート作成や研究活動等の様々なシーンで活用できるソフトウェアを契約しており、研究室 PC や学生自身の必携 PC にインストールすることができる（資料 8-5）。また、Microsoft OneDrive や Exchange メールシステム等のクラウドサービスを利用することもできる。

・情報セキュリティの確保

大学内システムで利用できる共通アカウントを提供することで、ユーザのパスワード管理リスク・負担低減を実現している（資料 8-6）。また、多要素認証とSSO(シングルサインオン)により不正アクセス防止と同時にユーザの利便性向上を実現している。クラウドセキュリティーサービス（Microsoft A5 Security）の導入により、クラウド、アプリ、エンドポイントの情報資産保護を行っている（資料 8-7）。

1-2.施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備等の維持及び管理については、建築基準法や消防法等の関係法令を遵守し、定期的に点検を実施している。また年に一度、本法人監査室による内部監査にて、施設・設備等の利用及び稼働状況の確認を行っており、必要に応じて改修や補修等に対処していることに加え、設置基準上必要な校地面積、校舎面積を充足している(資料 8-8)。

安全及び衛生の確保については、全キャンパスでの衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的に衛生委員会を設置し、教育研究活動のための就業環境や衛生確保に努めている（資料 8-9）。

また、研究や実験・実習等では薬品、材料や実験機器等を取り扱う場面が多いため、危険を伴う事がある。そのため、「安全に関する知識や考え方」を学生および教職員に対して教育する事に努めている(資料 8-10)。

1-3.バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「バリアフリー法」改正に伴い、ユニバーサルデザインの考え方を念頭においた学校施設のバリアフリー化に努めている。新棟建設においては、自動ドアや多目的トイレ、エレベータの設置等のバリアフリー化への対応を施し、既存建物においても一般のトイレの洗面台やブースには手摺の設置を一部個所に設け、洗浄便座、自動水栓の設置等を計画的に進めている。また、配慮措置の必要な学生対しては、履修科目を確認の上、授業が開講される教室自体を受講しやすい階に変更する等、必要かつ合理的な措置を講じ、修学環境の整備に対応している。さらに、災害発生時には地域の防災拠点としての役割が求められることから、学校全体のバリアフリー化の推進にも努めている。各棟のフロアにはラウンジや自学自習スペースを配し、利用者が快適に休憩や自学自習できるよう環境整備に努めている。

1-4.学生の自主的な学習を促進するための環境整備

3 キャンパスにそれぞれ学生の自主的な学習を促進するためのラーニング・コモンズを整備してきた(資料 8-11【ウェブ】)。世田谷キャンパスでは図書館地階にラーニング・コモンズを設置している。

2019 年に台風で被災し、その機能を停止していた時期はあったが、現在はほぼ復旧している。ラーニング・コモンズでは、授業期間中に世田谷キャンパス理工学部・情報工学部・建築都市デザイン学部の合同教務委員会の所管の下で「スタディ・サポート・デスク」を開設し、大学院生と学部上級生で組織する「ラーニング・サポーター」が、主に低学年の学生を対象とした学習支援を実施している。

横浜キャンパスでは、2017 年度に図書館 1 階をラーニング・コモンズに改修し、グループ学習エリア・学習相談コーナーを設置して学生のアクティブな学習活動を支援している。

また、これまで、世田谷キャンパス 1 号館地階に開設されていた「イングリッシュラウンジ」については、2022 年 1 月に竣工した世田谷キャンパス 7 号館 2 階の「グローバルフロア」や、同じく 3 階の小教室等に拠点を移して進化し、東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)に参加する学生に対するレッスンとチュートリアル、その時間帯以外では全学生がグループ学習や授業の予復習できる環境を整備している。なお、1 号館地階は自学自習スペースとして整備し、同建物のラウンジ等を含め、PC 必携化に伴う修学環境をさらに向上させるために、電源コンセントの増設(150 個)も行っている。

2.教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2013 年に情報セキュリティポリシー(資料 8-12)を策定し、さらにコンテンツ倫理綱領(資料 8-13)、ソーシャルメディア利用ガイドライン(資料 8-14)を 2015 年に策定している。それらに基づいて教職員、学生に対する情報倫理の確立に向けての活動を行っている。これらのポリシー等の周知、遵守については、毎年 4 月に、教職員は新任者ガイダンスや教室会議で説明を受け、学生はオリエンテーション期間に実施される情報基盤センターガイダンスで説明を受けている。また、4月から 6 月の期間に自己点検を全ての教職員、学生に課しており、実施率の上昇に向けた取り組みを続けている。

その結果、2022 年度の回答率は、専任教職員 100%、学生 98.1%となった(資料 8-15)(資料 8-16)。

また、情報セキュリティ監査委員会を設置しており、情報セキュリティポリシーの周知活動や遵守状況について監査し、改善について勧告を行っている(資料 8-17)。その勧告に基づき情報セキュリティポリシー及びその手順について改訂するというPDCAサイクルを確立している。

以上の通り、方針に沿った環境整備を進めており、学生および教員が学習、教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備等の充実に努めている。また、情報セキュリティポリシー等による教職員、学生に対する情報倫理確立のための取り組みについても、PDCA サイクルを確立し実施している。

- 点検・評価項目③ ： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- 責任主体(所管組織)： 図書館(図書館長)

評価の視点	
1	○図書資料の整備と図書利用環境の整備
1-1	・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
1-2	・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
1-3	・学術情報へのアクセスに関する対応
1-4	・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備
2	○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2019 年 10 月の台風 19 号による世田谷キャンパス所蔵資料約 83,000 冊の被災や 2022 年 4 月の等々力キャンパスの世田谷キャンパスへの移転にともなう書架の狭隘化に鑑み、世田谷、横浜キャンパス図書館とも、各専門分野に即した学術資料の収集は、電子ブック・電子ジャーナルを積極的に採用し(資料 8-18)(資料 8-19)、整備を図っている(資料 8-20【ウェブ】)。

学術ネットワークについては、国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT、ILL に継続して加盟し、コンテンツの共有、資料の相互利用を行っている。

他図書館とのネットワークの整備は、世田谷 6 大学コンソーシアム図書館利用専門委員会、私工大懇話会図書館連絡会、横浜市内図書館コンソーシアム等に継続して加盟しており、身分証・学生証の提示のみで加盟館の利用が可能であるため、積極的に活用している。加えて、台風被災による図書館休館期間(2019 年 10 月 13 日～2020 年 3 月 31 日)には、上記コンソーシアム以外にも、慶應義塾大学理工学メディアセンターや玉川大学より、本学学生・教職員の特別利用支援を受けた。

学術情報へのアクセスに関する対応は、台風被災以来「デジタルを駆使した非来館型サービス提供の拡充」を行っている。蔵書検索では、「目次・あらすじサービス」に加え、蔵書検索ではヒットしない資料も視覚的に確認できる「バーチャル図書館(仮想書架)システム」を導入し、来館せずとも、必要な資料を探すことができるよう、検索結果画面に内容詳細の表示と、検索でヒットした資料の前後の資料を眺められるサービスを提供している。また、既に導入しているディスカバリーサービスにはカスタマイズを施し、年々増え続ける電子資料等学術情報へのアクセスをより容易にしている。

外国雑誌の価格上昇には為替相場(円安)の影響もあり苦慮しているが、2017 年 11 月から、研究推進部との連携により、教員を対象に学長裁量間接経費を充当して文献デリバリーサービスの無料利用を開始し、学外文献が迅速かつ簡便に入手できる体制を整え、2018 年 7 月には学生に対し

ても利用料金の無料化を実施した（資料 8-21）。さらに 2021 年 9 月より国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスを導入した。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備において、開館時間については、学生の要望に応えて、2017 年 4 月から授業開始前にも利用できるよう平日（授業日）の開館時刻を繰り上げている。2018 年 8 月には、世田谷キャンパス図書館でノート PC の提供拡大（78 台増）とともにポイント使用のプリンターを設置し、予てからの学生の要望を実現した。ただし新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインによる遠隔授業等への対応として PC 必携とした現在は、ノート PC の提供サービスは休止し、ポイント使用のプリンターのみ利用可能となっている。

座席数は、台風被災以前においては世田谷キャンパス、横浜キャンパスとも学生数に比して 14%以上を備えていたが、2022 年 4 月の等々力キャンパス移転にともない、世田谷キャンパスの座席数は対学生数 12.3%に低下した。しかし同時に新棟が完成し、新たに 410 席のラーニングスペースが配置されたことで、キャンパス全体として学習を目的とした座席数を確保している（資料 8-22）。

これらを踏まえて「図書館の物理的蔵書を使用する学修・研究は図書館」「電子資料やグループ学修のみの使用は図書館外のラーニングスペース」のように、切り分けた利用を促すとともに、さらなる「非来館型サービスの拡充」を推進している。

専門的な知識を有する者の配置については、課の職員 9 名中 5 名は司書有資格者であり、ICT に関して専門的な知識を有している職員も 1 名在籍している。また、閲覧業務を中心に業務委託を行っているが、スタッフの採用には司書有資格者を条件としている（資料 8-23）。

新型コロナウイルス感染症への対応として、本学の定める対策ステージに応じた開館時間等を設定する一方（資料 8-24）、①オンライン授業実施期間中の蔵書および文献無料配送サービスの実施（資料 8-25）（資料 8-26）、②電子資料の学外からのアクセス対応、③ホームページ上に「図書館電子リソースの利用ガイド」の特設ページの開設を行い、台風被災以来推進している非来館型サービス提供の拡張を行った。

- 点検・評価項目④ ： <u>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。</u>
- 責任主体（所管組織）：【A、B、C、D、E（RA に関すること）】研究委員会（研究委員長）、【E（TA に関すること）】教務委員会（教務委員長）、【F】情報基盤センター（情報基盤センター所長）

評価の視点	
1	○研究活動を促進させるための条件の整備
1-1	・大学としての研究に対する基本的な考えの明示【A】
1-2	・研究費の適切な支給【B】
1-3	・外部資金獲得のための支援【C】
1-4	・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等【D】
1-5	・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制【E】
1-6	・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制【F】

1-1.大学としての研究に対する基本的な考えの明示

研究の役割は、先端的な研究開発を推進し持続可能な社会に貢献するとともに、得られた学術的研究成果を学部・大学院双方での専門教育に反映させ、時代に即した高度な教育を提供、維持することである。また、研究は教育の高度化のために必須である。こうした考え方を本学の教員像(資料 8-27【ウェブ】)において明示するとともに、アクションプラン 2030 では、「研究レベルに裏付けられた大学院での人材育成」を掲げ、明示している(資料 8-28【ウェブ】)。

また、分野横断的な新規融合研究の戦略的な立案、体制整備が必要となっており、そのスタートアップ支援策等の新たな支援施策を行っている。具体的には、「研究委員会裁量費」を設置し、研究委員会を中心として事業予算を確保し当該事業に充てている。

学内における分野融合による新たな研究テーマの創出を目指し、分野間の研究交流の活発化と研究者のマッチング活動を推進するため、若手教員、着任間もない教員を招待し、2018 年 9 月に第 1 回の「東京都市大学イノベーションサロン」(資料 8-29)を開催し、2022 年 6 月に至る迄概ね年 4 回、計 15 回(42 名の登壇者)を数えるに至った。その成果として、今日に至る迄 2 件の「分野融合推進研究スタートアップ支援事業」が研究委員会において採択された。

・2019 年:「生体分子積層膜の形成過程解明及び膜形状制御のための物理モデル構築」
研究者:エネルギー化学科黒岩教授/機械システム工学科白鳥講師 (支援金額 100 万円)

・2021 年:「スケーラブル・低消費電力・高信頼性ニューラルネットワークに向けたナノカーボンメモリに関する研究」
研究者:教育開発機構河合教授/電気電子通信工学科三谷教授 (同上金額 100 万円)

研究に関する全学的な事柄は、全学委員会として設置している研究委員会(資料 8-30)において研究・審議している。

1-2.研究費の適切な支給

納付授業料や学生数等を考慮した研究費配分方針に基づいて配分額を決定し、予算を配分している。また、戦略的施策費を設け、計画的かつ重点的に強化すべき施策を実施している(資料 8-31)。

なお、本学では、各学部・学科教員の自発的な研究開発に加え、特色ある研究を大学組織として推進する目的で総合研究所(資料 8-32【ウェブ】)を設置しており、研究力の強化を図るために、重点推進研究の制度を 2009 年に整備し、現在に至っている。重点推進研究のカテゴリは、各学部・学科の研究戦略に沿い提案される学部・学科指定研究と、学長ガバナンスにより大学組織として戦略的にプロジェクト化される学長指定研究に加え、今年度より時代のニーズに対応した研究を実施するために、テーマ指定研究のカテゴリを設けた。初年度は、未来都市研究とサステナビリティ研究をテーマとした。これら重点推進研究には大学より研究費を支給している。

1-3.外部資金の獲得のための支援

総合研究所に RAC(Research Administration Center)を設置した上で、産学官連携コーディネーター、研究推進アドバイザー、URA(University Research Administrator)等専門スタッフを配置し、事務局外部資金課、産学官連携センター等と連携し、様々な外部研究資金獲得のための体制を構築し、支援を行っている。

外部資金のうち公的研究費の獲得に向けては、外部資金課と RAC の共同での科研費の学内公募説明会(新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止のため、説明動画の配信)の開催(資料 8-33)や 2021 年度より副学長(研究担当)補佐会と連携した科研費申請書執筆ワークショップを開催している(資料 8-34)。さらには JST の A-STEP 事業に関しても戦略的な獲得を目指して、

事業紹介や公募内容の説明、加えて過去の採択研究者による経験談及びアドバイスを行う企画として A-STEP セミナーの開催（資料 8-35）や採択実績が豊富な他大学の研究者による獲得戦略と申請書の書き方の講演会を開催している（資料 8-36）。

また、科研費、国プロ、研究助成金の応募にあたっては、採択率向上のために、RAC 所属の専門スタッフ（URA）による応募書類の査読を実施して、応募書類の完成度向上等に取り組んでいる。

上述の公的研究費の獲得に向けての施策をはじめ各種施策等の実施により、科研費の獲得件数・金額は増加傾向にあり、競争的研究資金についても件数は増加している（資料 8-37 ※各年度「文科省科研費」「競争的研究資金」欄参照）。

1-4.研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備では、アクションプラン 2030 の一環として、2018 年 3 月に世田谷キャンパス新 6 号館が竣工した。新 6 号館は、エネルギー化学や自然科学等の教育研究を追求する研究実験棟として計画され、多様な教育研究に柔軟に対応できる設備インフラを有している。また、2022 年 1 月には、世田谷キャンパス 7 号館が竣工した。7 号館は、等々力キャンパスから移転した 2 学部の教育研究の拠点であり、経済産業省 ZEB（net Zero Energy Building）実証事業にも採択された。新型コロナウイルス感染症への対応として自然換気システムも導入している。

研究室の面積については、特に世田谷キャンパスでは同一学科内の研究室が複数の建物に分散され、学部学科間における教員一人当たりの研究室面積に差が生じていた。そのため、キャンパス整備にあたり、学部学科の枠にとらわれない大空間の共用スペースの確保、時代の変化にフレキシブルに対応できる空間の提供、オープンラボ方式の導入等クリエィティブな教育・研究環境を目指し、2018 年 9 月に学部学科に配分する研究室面積に公平・公正な基準面積の提示をした（資料 8-38）。

また、「大型研究機器・設備」導入、共通的実験室の整備、既存実験室等の大規模改修工事事業を研究力の更なる向上と、高度な研究展開を目指して 2017 年度より全学に亘って展開をしている（年総額 1 億円規模(5,000 万円 1 件、2,500 万円 2 件程度)。世田谷キャンパスの再開発にも伴い、2023 年度以降も継続して研究環境の整備に鋭意取り組み、研究環境の脆弱性を克服して行く予定である(資料 8-39)。

研究期間(時間)の確保については、授業開講学期にクォーター制度を導入したことに伴い、クォーターにわたり集中した研究期間の確保が可能となりつつある。また、前述した重点推進研究制度では、代表研究者の授業負担や学内運営業務の軽減措置を学科に求めている(資料 8-40)。

研究専念期間の保障としては、「東京都市大学教員特別長期研修に関する規程」（資料 8-41）を定め、一定の継続勤務年数を有する教員に対して、専門分野に関する能力向上及び本学の教育研究成果の向上を目的とした長期研修制度を設けている。

1-5.ティーチング・アシスタント(TA)等の教育活動支援体制

本学では、武蔵工業大学時代から実践的な教育を行うために実験・実習・演習科目を数多く開設しており、手厚い教育を行うことを目的として、大学院学生を TA（ティーチング・アシスタント）、学部学生を SA（スチューデント・アシスタント）として教育的補助業務において雇用している。特に、近年はコミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力育成を目的とした授業科目でTA・SAの配置を定着化させ、教員の教育活動を支援している。また、ラーニング・コモンズ等の自学自習施設では学習支援スタッフを組織・配置し、主に低学年学生向けに、授業時間割や開講科目を考慮した学習支援活動を行っている。TA・SA 及び学習支援業務に従事する学生に対し

ては、前期と後期開始時に制度の目的、役割及び業務内容等について説明会を開催し、担当教員等の指示の下で適切に業務に従事できるようにしている（資料 8-42）。

RA（リサーチ・アシスタント）等の研究活動支援体制について、本学においては教員が推進する研究活動の支援を行う RA（リサーチ・アシスタント）制度に加えて、研究助手制度を設けている（資料 8-43）。研究助手の任務は指導教授の指示に従い、研究及び教育の補助を行うものと定めている。

本学大学院博士後期課程に在学する者から選考の上で嘱託として採用し、雇用期間は 1 か年以内、最長 3 か年を限度として更新が可能となっており、月手当を支給している。総合理工学研究科で 15 名、環境情報学研究科で 3 名を定員としており、2022 年 7 月現在は総合理工学研究科に 14 名、環境情報学研究科に 3 名が在籍している。昨年度より他に、科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に、本学の「アジア大洋州地域の発展をリードする次世代のグローバル研究者育成プログラム」が採択され、そのプロジェクトで研究奨励費等を受給する学生が、2022 年 7 月現在総合理工学研究科で 8 名、環境情報学研究科で 2 名採択されている。

以上の通り、教員が十分に研究活動に取り組めるよう、方針に沿った研究環境整備を進めている。

1-6.オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

新型コロナウイルス感染症において、完全オンライン授業・ハイブリッド授業（対面型の授業を実施すると同時にオンラインでも配信する方式）・対面授業を切り替えて実施している。実施に際して新任教員に情報機器やネットワークを利用する際の留意点、ICT 関連の情報をまとめた資料を提供している（資料 8-44）。

また、教室設備の利用方法や授業で利用する各種サービスの利用方法等を LMS（WebClass）に掲載している他、オンラインやハイブリッド授業を行うにあたっての悩み事やノウハウの共有を目的として、Microsoft Teams を使った教員共助型のオンライン FD「駆け込み寺」を開設している。ここでは、Zoom や LMS 等のツールに関するものだけでなく、授業デザインに関する話題等についても質問や議論ができる場となっている。

その他技術的支援の一環として、情報基盤センターでは前期と後期の年 2 回、全教員を対象にしたオンライン授業説明会（資料 8-45）を開催し、Zoom を用いたハイブリッド授業での AV 機器やネットワークの接続方法を説明している。さらに授業が始まってからの 2 週間は、情報基盤センタースタッフが各教室を巡回してオンライン授業の支援に当たり、その後も随時、支援を続けている。

なお、学生支援については、各学科から推薦を受けた学生を支援員としてアルバイト採用し、世田谷キャンパス 8 号館 1 階の図書館カウンターと横浜キャンパス 2 号館 1 階のメディアホールに配置し、対面および Microsoft Teams のチャット機能を利用して、質問や相談の対応に当たっている。

なお、2019 年 12 月頃から流行した COVID-19 への対応・対策の措置に関しては、各所への検温器、空気清浄機、サーキュレーター、ウイルス飛散防止スクリーンの設置、各教室入口への手指消毒液の設置、各研究室へのマスク、手指消毒液およびウイルス飛散防止パーテーション配付による感染拡大の防止、PCR検査機器および検査キットを購入し、大学内でのPCR検査が可能となるよう体制整備を行った。

点検・評価項目⑤ ： <u>研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</u>

責任主体（所管組織）： 研究活動の不正防止推進委員会（研究活動の不正防止推進委員会委員長）

評価の視点	
1	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
1-1	・規程の整備
1-2	・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
1-3	・研究倫理に関する学内審査機関の整備

「東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」（資料 8-46）及び「東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」（資料 8-47）等関連規程を整備し、本学における研究倫理、研究活動の不正防止のための運営及び管理体制を構築している。

本学の教職員及び事務局職員に対する研究倫理（コンプライアンス）に対する理解、研究活動の不正行為及び防止法に対する理解を啓発するためのコンプライアンス教育として、研究活動の不正防止推進委員会から各部門等の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者を通じて、部門等構成員に対する研究倫理教育とコンプライアンス教育を実施している。

研究倫理教育については、APRIN（旧 CITI Japan）または JST 研究倫理用映像教材「THE LAB」を用いて、研究者及び学生を対象に実施しており、専任教員については全員が受講している。コンプライアンス教育については毎年度、公的研究費の運営・管理執行に関わる教職員、関連の事務局職員及び研究室の研究員や研究協力学生に受講を義務付けている。

その他、科研費（科学研究費助成事業）の採択者をはじめ、運営・管理執行に関わる教職員等を対象として、科研費の不正使用防止の指導を含む科研費の使用説明会（新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止のため、対面とオンラインのハイブリッド開催）を実施している。また、国プロにおいては個別の使用面談を実施しており、本説明会・面談の中で、公的研究費の不正使用防止については繰り返し注意喚起を行っている。さらには、コンプライアンス教育・啓発活動実施計画に基づき公的研究費の不正使用防止のため、コンプライアンス教育及び理解度を確認するためのテストを実施しており、加えて 2021 年度からは定期的な啓発活動を実施している（資料 8-48）。

生命倫理に関する学内審査機関としては、全学レベルの委員会の1つとして動物実験委員会（資料 8-49）、医学研究に対して研究計画の倫理上の審査を行うために医学研究倫理委員会（資料 8-50）を設置している。さらに、人を対象とする研究に関する研究計画等の倫理上の審査を行うために「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会（資料 8-51）を設置している。

以上の通り、方針に沿って、研究倫理、研究活動における不正防止のための規程、基準等を整備し、研究倫理教育やコンプライアンス教育等を実施し、さらに定期的な啓発活動を実施することで、不正な研究活動を防ぐことができるよう努めている。

- 点検・評価項目⑥ ： 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。
- 責任主体（所管組織）： 上記の各所管組織

評価の視点	
1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境に関する自己点検・評価では、キャンパス環境整備委員会等の各所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を全学内部質保証推進組織である大学評価室が行うこととしている(資料 8-52)。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしており、大学評価結果における指摘内容について、建物の老朽化や狭隘化等に関する内容への対応について改善が行われている(資料 8-53)。

(2)長所・特色

研究基盤整備のため、毎年度総額 1 億円規模の「大型研究機器・設備」等導入の公募を全学にて実施している。また、「東京都市大学イノベーションサロン」(資料 8-29)を開催し、学内における分野横断的な新規融合研究のスタートアップ支援を実施するなど、研究活動の活発化、分野融合研究の推進に力を入れている。

(3)問題点

なし

(4)全体のまとめ

教育研究等環境については、「東京都市大学教育研究等環境の整備に関する方針」に則り、施設・設備と支援等の方策の両面から環境の整備に取り組んでいる。制度の運用や取り組みの過程においては関係法令等を遵守するとともに、必要となる体制を整備・構築した上で倫理教育や不正防止教育等も行っている。また、各所管組織がそれぞれ検証活動を行うことで、取り組みの適切性を担保し、改善策を講じている。

第 9 章　社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- 責任主体（所管組織）:、地域連携・生涯学習推進室（地域連携・生涯学習推進室長）、 産官学交流センター（産官学交流センター所長）、国際センター（国際センター長）

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学が理念としている「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に則り、大学の使命である教育、研究、及びそれらを通した社会貢献を実現するために、本学では「東京都市大学産学官連携ポリシー」（資料 9-1【ウェブ】）、「東京都市大学地域連携基本方針」（資料 9-2【ウェブ】）及び「東京都市大学の国際化方針」（資料 9-3【ウェブ】）を策定している。

「東京都市大学産学官連携ポリシー」は 2015 年度に策定し、以下のように 5 項目を設定し、教育と研究の全ての分野で得られた知の成果を社会に還元するとともに、教育と研究の社会的付加価値を高めるため、全学的に、かつ積極的に産学官連携に取り組むことを明示している。

東京都市大学産学官連携ポリシー

東京都市大学は「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念として掲げ、大学の使命である教育、研究、及びそれらを通した社会貢献を実現するために、以下の産学官連携ポリシーに基づき、教育と研究のすべての分野で得られた知の成果を社会に還元するとともに、教育と研究の社会的付加価値を高めるため、産学官連携に積極的に取り組みます。

1. 産業界等との共同研究・受託研究等を積極的に推進し、社会・経済の発展に寄与するとともに、本学の教育研究活動の基盤向上を図る。
2. 産学官連携により得られた研究成果を分かりやすく情報発信することにより、知識を広く社会に還元する。
3. 産学官連携により創出される研究成果は積極的に知的財産としての権利化を図り、その維持・管理・活用に努める。
4. 産学官連携活動を円滑かつ持続的に促進するための組織を置く。
5. 透明性の高い産学官連携活動を行い、社会に対する説明責任を果たす。

2015 年度に策定した「東京都市大学地域連携基本方針」は、専門的実践教育と研究の実績を踏まえ、その成果を広く社会へ還元し、地域社会の教育力向上や生涯学習の機会創出等、社会に貢献することを目的とした地域社会との積極的な連携を明示している。2021 年度には、さらに大学における地域貢献の役割を明確にし、地域社会との信頼関係および支援体制の強化と教職員ならびに学生の社会貢献活動の活性化を推進するため、全面的な見直しを図り、以下のように改定した。

東京都市大学地域連携基本方針

東京都市大学は、永年の専門的実践教育と研究の実績をふまえ、その成果を広く社会へ還元し、地域社会との信頼関係づくりと連携活動を推進することで、問題解決に貢献する。このため、地域連携の分野では、教職員による社会貢献活動の一層の活性化と学生主体の社会貢献活動を推進するための支援体制の強化を目指し、以下の基本方針を定める。

1. 教育・研究成果の社会への還元
公開講座や講演会等、本学の教育・研究を活かした生涯学習の機会をつくり、あらゆる世代に学びを提供する。
特に子どもたちに大学での学習内容を体験してもらうことで、科学全般に対する好奇心を育てる。
2. 社会の諸機関や地域と連携した活動の推進
地域社会の活性化、課題解決、地域文化の継承・振興を目指し、各自治体、諸機関と連携した活動を行う。
特に地域連携に係る受託事業（本学が学外機関から委託を受けて、特定の事業課題について担当者が行う調査事業等）の推進と諸機関と連携した教育、文化・芸術、スポーツ、産業・経済等の活動や地域の課題解決、活性化に本学の知見を活かして、貢献することにより、地域社会での発展に寄与できるよう努める。
3. 学生の地域活動支援
主体的に学び、社会に貢献する学生を育てる場として、社会貢献活動への参加を支援し、そのための環境整備に努める。
4. 地域連携に係る大学間連携の強化
地域社会に係る大学の役割等について、他大学との情報交換をはじめとした連携を行うとともに、イベント共同開催等の地域交流を展開する。

「東京都市大学の国際化方針」は、2020 年に策定し、本学が理念としている「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に則り、「新しい時代の社会の要請に応える国際標準の大学へと更なる進化」を目指し、国際化を積極的に推進することを目的としたものであり、そのための重点施策を明示している。

東京都市大学の国際化方針

東京都市大学(以下、「本学」という。)は、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とし、「新しい時代の社会の要請に応える国際標準の大学へと更なる進化」を目指し、国際化を積極的に推進する。
本学は、以下の重点施策を通じて、国際的な教育・研究環境を実現し、「高い教養の上にコミュニケーション能力、実践的な専門力を有し、国際的に活躍できる人材(以下、「グローバル人材」※1)を育成し、社会に貢献すること」を目的として、国際化に取り組むこととする。

1. 海外留学プログラムによる国際的流動性の向上
本学は、学部 1・2 年生から博士課程に至る全在学生を対象に、到達レベルや目標を系統的に示した海外留学プログラムを用意し、グローバル人材への段階的成長を企図した「東京都市大学グローバル人材育成プラン」※2 をもとに、各学部において、海外留学※3 の参加者数の目標値を在学生の 50％以上に設定し、各プログラムへの積極的な参加を促進し在学生の国際的な流動性を高める。

2. グローバル人材育成に向けての革新的・先進的な教育課程の提供

本学は、グローバル人材育成目標を掲げ、それを実現する教育課程の改革を図る。各学部において国際通用性を確保した教育課程を実現するとともに、卒業時 TOEIC650 点を目標とした在学生の英語力強化と、それを実現するカリキュラムへの改革を進める。
3. 国際交流、留学生受入を実現する環境整備
本学は、キャンパスの国際化、様々な国際交流及び留学生受入を実現する環境整備を進める。特に、英語による教養科目・専門科目の開講を含め、海外からの留学生の受入態勢整備、入試制度及びカリキュラム改革並びに国際化に対応したキャンパスインフラ整備を行う。
4. 国際的に卓越した教育・研究の推進
本学は、教育・研究力の国際的評価向上に努め、研究成果の国際発信や国際的な研究交流を積極的に推進する。また、教員・研究者・スタッフの海外派遣及び海外からの受入を積極的に進める。

※1 グローバル人材
本学は、育成すべき人材像として、「高い教養の上にコミュニケーション能力、実践的な専門力を有し、国際的に活躍できる人材」を掲げる。本学は、本国際化方針を通して、以下の能力を有するグローバル人材を育成することを目指す。
①国際的な教養や視野を持ち、多様性を受け入れ、かつ、多種多様な背景を持った人たちと協働することができる人材
②専門領域を軸にし、専門用語を英語で使いこなすことができ、かつ、コミュニケーション能力を有する人材
③国際社会でリーダーシップを発揮し、批判的に考え、かつ、自発的に問題解決を図ることができる人材
※2 東京都市大学グローバル人材育成プラン
本学は、グローバル人材育成の導入として、1・2 年次における「東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)」、全学年を対象とする「デラサール大学短期英語研修」及び「毎日学べる英会話」等による基礎的な英語コミュニケーション能力を養成するプログラムを用意している。次に、外国人教員による教養・基礎・専門科目講義を、さらに上位のプログラムとして、海外インターンシップ、及びアジア・大洋州 5 大学連合の留学プログラム(AOFUA プログラム)を用意することで、グローバル人材への段階的な成長を図る。
※3 海外留学
本学は、海外留学を、「一定期間(約 1 か月)以上、海外に滞在し、海外大学等の単位付与を伴う学修活動、海外の教育機関、公的機関又は民間企業等で本学が主催する海外インターンシップ若しくは本学の各学部又は学科が主催する海外研修等であって、本学で単位認定される活動」と定義する。

以上の通り、これらのポリシー・方針については、それぞれ産官学連携、地域連携、国際交流に関して定めており、理念・目的や地域社会等のニーズ等踏まえ、適切に設定されている。なお、上記の方針については、Web 規程集で随時閲覧でき、学内で共有している。また、学外に対しても本学ホームページ(各種方針及び研究・産学連携(及び国際交流のページ)で公開している(資料 9-1【ウェブ】)(資料 9-2【ウェブ】)(資料 9-3【ウェブ】)(資料 9-4【ウェブ】)。

- 点検・評価項目② ： 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- 責任主体(所管組織)： 地域連携・生涯学習推進室(地域連携・生涯学習推進室長)、産官学交流センター(産官学交流センター所長)、国際センター(国際センター長)

評価の視点	
1	○学外組織との適切な連携体制
2	○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

3	○地域交流、国際交流事業への参加

産業界との連携については、産官学交流センターが所管組織となり、産学官連携ポリシーに則り、企業が抱える課題等を本学の研究能力や知見を活用し解決を図るため、企業との橋渡しを行う東京商工会議所や川崎市産業振興財団、横浜企業支援財団等の各自治体等の産学連携支援機関やアンサーゲートの活用促進（企業向け大学研究シーズの総合プラットフォーム）等との連携体制を構築している。これらの連携を通じて優れた研究成果を創出し、得られた研究成果を社会に還元することで社会貢献を広範に展開している。

地域との連携については、2022 年度に地域連携・生涯学習推進室規程の改正を行い、学長会議を上部会議体とする地域連携・生涯学習推進室が所管組織となり、「地域連携基本方針」に則って活動している。本学が所在する世田谷区および横浜市都筑区、学校法人五島育英会の初代理事長・五島慶太翁の生誕地である長野県青木村とは、包括協定を締結し、様々な分野において、人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的発展に資することを目的とした連携体制をとっている（資料 9-5【ウェブ】）。2022 年度に入り、新たに地元地域への社会連携として、地域振興活性化に資することを目的とした尾山台 4 商店会（尾山台商栄会商店街振興組合、尾山台振興会商店街振興組合、二葉会商店会、尾山台東栄会）との連携・協力に関する協定書を締結した（資料 9-6）。さらに移住者と地域住民の相互的な影響関係とまちづくりの推進等、学生のインターシップを通じた共同研究の可能性がある島根県隠岐郡海士町との連携・協力に関する協定書を締結した（資料 9-7）。

企業との連携では、東急(株)、(株)東急キッズベースキャンプと 3 者で未来を育む STEAM 教育や探究の学びの取り組み機会の基盤づくりと創出および拡大を目的とした基本協定書を締結した（資料 9-8）。この連携体制の下で地域社会のニーズを把握しながら、それを地域連携活動に反映させている。

また、2017 年度に「世田谷プラットフォーム（世田谷区、世田谷信用金庫、東急(株)、国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、東京都市大学）」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書を締結し、5 つのビジョンによる事業計画に基づいて活動を行っている（資料 9-9）（資料 9-10【ウェブ】）。

国際交流における学外機関との連携については、国際センターが所管組織となり、「東京都市大学の国際化方針」に則り活動している。本学が所在する世田谷区において、世田谷役所及び区内 5 大学と「世田谷 6 大学国際交流担当者会議」を構成し連携体制を整えている。TAP（東京都市大学オーストラリアプログラムの略称。1 年次の準備教育を経て 2 年次に 16 週間西オーストラリア州パース市のエディスコーワン大学（略称 ECU）に留学する。毎年 200 名以上を派遣している）の運営に際しては、外務省大洋州課、駐日オーストラリア大使館、西オーストラリア州政府（東京事務所を含む）及び在パース日本国総領事館とも連携体制を築いている（資料 9-11【ウェブ】）。

本学では、2018 年 4 月に総合研究所に研究推進 RAC（アドミニストレーションセンター）を開設し、産業界等との連携や学内の研究支援体制の強化を図っている。同センターには産学官連携コーディネーター、リサーチアドミニストレーター、研究推進アドバイザー各 1 名の専門人材を配置しており、産官学交流センターが RAC と連携の上、社会連携・社会貢献に関する教育研究活動を推進している。推進の成果としては、国内最大級の産学マッチングイベントである「イノベーションジャパン」へ

の積極的な出展申請を行い、2021 年度は 3 件、2022 年度は 1 件の研究シーズが採択されている（資料 9-12【ウェブ】）（資料 9-13【ウェブ】）。

地域連携の取り組みでは、自治体及び市民団体や地域との連携を取りながら、様々な共同事業やコンテンツを展開し、本学の教育・研究活動の成果を有効に社会へ還元している。特に、未来を担う子どもたちの科学的思考やものづくりへの意欲を育てるための取り組みに注力している。2002 年度から毎年夏休みに実施している科学体験教室（資料 9-14【ウェブ】）は、例年 1,500 名を超える来場者数があり、本学の子ども向け夏の行事として定着している。しかし、コロナ禍の影響に伴い、2020 年度は休止、2021 年度はオンライン、2022 年度は対面に戻して実施した。また、2020 年度より、子ども向け科学体験教室の動画を制作し、現在は 8 本公開しており、合計で再生回数は 3,400 回を超えている。また、2015 年 6 月に開設した「東京都市大学二子玉川夢キャンパス」も新たな地域連携活動の拠点としつつ、本学の教育研究に特化した講座を実施し、生涯学習機関として社会貢献を果たしている（資料 9-15【ウェブ】）。2015 年度からの 6 年間でのイベント数は約 1700 件、総来場者数は約 95,000 名に達しており、本学地域連携・地域貢献活動の活性化に寄与している（資料 9-16）。

本学では、2006 年度に等々力キャンパスに子育て支援センター「ぴっぴ」を開設している（資料 9-17【ウェブ】）。同センターは、人間科学部の学生が直接親子と触れ合い、実践力を高める「生きた」学びの場である。コロナ禍前は1日平均 100 名の親子が利用して地域に根付くとともに、卒業研究のテーマともなっており、本学の教育に及ぼす効果が大きい。2022 年 4 月、等々力キャンパスが世田谷キャンパスに統合したことに伴い、「ぴっぴ」も移設され、コロナ禍の状況をふまえつつ、6 月 10 日より正式にオープンした。オープン時からの新規利用者は 100 名を超え、延べ数ではあるが、約 1,000 名が利用している（資料 9-17【ウェブ】）。

さらに学内において、地域連携・社会貢献に関する活動を推進するため、「地域連携・地域貢献における重点推進プロジェクト」の募集を開始（資料 9-18）し、また研究室で行なわれる地域に向けた活動（イベント等）にも支援を行っている（資料 9-19）。

世田谷区との連携事業では、2016 年度から「等々力渓谷清流化プロジェクト」を開始している。また、2018 年度から乳幼児を対象とした文化・芸術プロジェクト事業を進め、子どもの発達段階で重要な「触覚」と関わりの深い「粘土」を通じて、研究例の少ない「立体造形」のプロジェクトに取り組んでいる。横浜市都筑区との連携事業では、2003 年度から地域連携調査研究発表会を実施し、卒業研究のテーマとして、地域課題に取り組んでいる。

なお、2017 年 10 月には、地域コミュニティの再生・活性化等、教育研究の向上又は社会への貢献に資するものに該当する受託事業の取り扱いについて定めた「東京都市大学地域連携に係る受託事業取扱規程」（資料 9-20）を制定している。

地域交流では、地元小学校へのワークショップを開催、地元商店街（尾山台商栄会商店街振興組合）フェスティバルへの参画（科学実験に関するワークショップ）、自治体、外部団体から出展要請のあったイベントに参画している。2017 年には、地元住民、小学校、商店街、大学が垣根を越えた活動を行っている「おやまちプロジェクト」が発足し、地域とともに共創してきた実績を基に、ウェルビーイングで持続的な地域の暮らしを生み出している大学地域連携の新しいオープンイノベーション拠点として「おやまちウェルビーイングリビングラボ」が開設され、2022 年 6 月、シンポジウムが開催された（資料 9-21）。

SDGs 関連の取り組みでは、2021 年 10 月に実施された世田谷区との連携・協力による「若者環境

フォーラム」に ISO 学生委員会が参画し、気候危機問題について、SDGs が掲げる「誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けての概要説明とフォーラム全体の進行を行った。2022 年度も引き続き参画している。また、本学が学内外に提供する子ども向け体験教室においても、身近な問題として捉えられるよう、案内チラシ等に SDGs の項目を明記して、学びの機会を創出している（資料 9-22）（資料 9-23）。

国際交流事業については、都筑区との連携事業である「都市大留学生カフェ」（資料 9-24）を開催している。この事業は 2016 年度より開始し、その後 2017 年度に横浜市都筑区と覚書を締結して留学生が母国の暮らしや文化を発信することで、地域コミュニティの活性化や多文化を知り、触れる機会として、2018 年度 3 回、2019 年度 2 回、実施している（資料 9-25）（資料 9-26）。また、2018 年度には、世田谷区主催の「せたがや国際メッセ」にてワークショップや他大学の留学生とともにステージイベントを実施し、2019 年度は、地域住民と英会話を通じたコミュニケーションを図る取り組みに参画している（資料 9-27）（資料 9-28）。コロナ禍の影響により、2020 年度、2021 年度は休止している。

加えて、コロナ禍前まで、ニューコロンボプラン（オーストラリア連邦政府補助金）採択により、エディスコーワン大学（西豪州パース）他から留学生を受け入れている。2 週間の滞在期間中、1 週目は本学生との交流を行い、2 週目は、東急グループを中心に企業インターンシップに参加した。本学は、ニューコロンボプランによる豪州からの留学生を受け入れている日本では数少ない大学であり、TAP と共に、日豪の学生交流の活性化に多大なる貢献をしている。これまでの実績は、2015 年 5 月ウーロンゴン大学（豪）より 15 名、2016 年 10 月エディスコーワン大学より 10 名、2017 年 6 月エディスコーワン大学より 11 名、2017 年 10 月エディスコーワン大学より 6 名、2018 年 6 月エディスコーワン大学より 14 名、2019 年 7 月エディスコーワン大学より 12 名、2020 年 7 月エディスコーワン大学より 15 名の合計 83 名を受け入れている。また、本学より、ＴＡＰのプログラムとして、西豪州パースの大学に 2015 年度 201 名、2016 年度 228 名、2017 年度 254 名、2018 年度 264 名、2019 年度 267 名、2020 年度 238 名、2021 年度 268 名の学生を送り出している。なお、このプログラムは、本邦外務省やオーストラリア連邦政府にも認知されている両国の教育交流を促進するグッドプラクティスとして評価されている。

これまで記載した学外組織との交流や、社会連携・社会貢献に関する活動については、コロナ禍の影響が大きく、近年では中止となっている事業が多いが、コロナ禍の状況を鑑みつつ、再開に向けた検討・準備を行っていく予定である。

- 点検・評価項目③ ： <u>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>
- 責任主体（所管組織）： 上記の各所管組織

評価の視点	
1	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

産官学交流センターでは、産学官連携ポリシーに則り、「産官学交流センター活動計画及び活動報告」（資料 9-29)(資料 9-30）、「東京都市大学の産学連携に関する活動目標・計画及び実績」（資料 9-31）（資料 9-32）を年 1 回、産官学交流センター運営委員会並びに研究委員会に諮り、

年間取り組みの点検・評価を行うことで、その結果に基づく活動内容の見直し等を図り、企業等との連携を通じた優れた研究成果の創出、得られた研究成果を社会に還元するための積極的な取り組みを実施している。こうした取り組みの結果、文部科学省が産学連携等施策の企画・立案に反映させることを目的として行う、大学等における産学連携等の実施状況調査の結果である「令和 2 年度大学等における産学連携等実施状況について」(2022 年 2 月 1 日公表)において、本学は民間企業からの受託研究実施件数が全国 23 位となっている。

地域連携及び地域貢献活動に関しては、地域連携・生涯学習推進室において、地域連携基本方針に則り策定した年間スケジュールや活動内容を基にして取り組みの点検・評価を行っている。また、自治体(世田谷区・都筑区)における外部有識者による評価・意見を踏まえ、連携活動の見直し、改善を図っている(資料 9-33)(資料 9-34)。

国際交流については、本学における全学委員会の一つである国際委員会にて、国際化方針に則った活動計画及び活動報告を適時行っている。あわせて、国際委員会の活動とアクションプラン2030(グローバル)の事業計画は連携しており、アクションプラン事業計画案や予算策定は国際委員会の審議事項として扱い、年間の活動の振り返りも行っている(資料 9-35)。

社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価では、各所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を全学内部質保証推進組織である大学評価室が行うこととしている(資料 9-36)。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしている。

(2)長所・特色

「世田谷プラットフォーム(世田谷区、世田谷信用金庫、東急(株)、国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京農業大学、東京都市大学)」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書を締結し、5つのビジョンに基づき、地域における高等教育の活性化並びに区内産業界等の発展に寄与している。

産官学交流センターと RAC との協働によって、国内最大級の産学マッチングイベントである「イノベーションジャパン」への積極的な出展申請を行い、2021 年度は 3 件、2022 年度は 1 件の研究シーズが採択された。また、企業等との連携を通じた優れた研究成果の創出、得られた研究成果を社会に還元するための積極的な取り組みにより、「令和 2 年度　大学等における産学連携等実施状況について」(2022 年 2 月 1 日公表)において、本学は民間企業からの受託研究実施件数が全国 23 位となっている。

二子玉川夢キャンパスでの活動について、2015 年度からの 6 年間でのイベント数は約 1700 件、総来場者数は約 95,000 名に達しており、本学地域連携・地域貢献活動の活性化に寄与している。

本学が独自に開発した TAP は、2015 年度入学生を対象に開始した。その後、毎年参加者を募集し、多数の学生を西豪州パースの大学に送り出している。このプログラムは、本邦外務省やオーストラリア連邦政府にも認知されている両国の教育交流を促進するグッドプラクティスとして評価されている。

(3)問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学では、理念並びに創立以来の専門的実践教育と研究の実績を踏まえ、その成果を広く社会へ還元することを目的として「東京都市大学産学官連携ポリシー」、「東京都市大学地域連携基本方針」及び「東京都市大学の国際化方針」を策定し、積極的に社会連携・社会貢献に取り組むことを明示している。また、両方針は規程集及びホームページにおいて学内構成員で共有されるとともに、学外に公表している。

本学における社会連携・社会貢献活動は、これらの方針に沿って、産学官連携、地域連携及び国際交流を基軸としながら推進している。産学官連携では産業界等との共同研究・受託研究、技術移転による実用化への積極的な支援等、地域連携では、科学体験教室に代表される未来を担う子どもたちの科学的思考やものづくりへの探究心を育てるための取り組み、子育て支援センター「ぴっぴ」における活動、本学が所在する地方自治体と連携に基づく事業、国際交流では海外政府、大使館等との連携、TAP 等の留学制度、AOFUA 等の複数海外協定大学との交流、東急グループ奨学生、JICA 研修員、国費留学生等、優秀な外国人留学生の受け入れ、国際寮の設置等による国際交流の場の拡充等、各活動を積極的に推進している。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、各所管組織が毎年度に点検・評価を実施しており、その結果に基づく次年度の活動に対する改善・向上の仕組みを整えている。

第 10 章　大学運営・財務（大学運営）

（1）現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2	○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関して、「東京都市大学大学運営に関する方針」として策定し、明示している。

東京都市大学大学運営に関する方針

東京都市大学は、理念・目的及び中長期計画の実現に向けて、以下のとおり大学運営に関する方針を定める。

1. 中長期計画に基づく大学改革の推進
   大学の持続的発展に向けた中長期的な計画を策定し、学内構成員による一体的な大学改革を迅速かつ適切に推進する。
2. 大学のガバナンス強化
   学内の責任の所在と手続き等を明確にし、学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定及び適切な権限執行を行い、教育研究等の機能を最大化するためのガバナンス体制を確立・強化する。
3. 時代の変化に対応した大学運営
   教職協働によって、継続的に大学運営の効率化を図る。また、大学運営を支えるマネジメント力及び専門知識を有する人材の育成・確保・配置を行う。
4. 収支に立脚した財務基盤の確立
   教育研究活動の遂行と財政確保の両立のため、経常収支のバランスを考慮するとともに運営財源の多角化を図り、大学の持続的発展に不可欠となる健全な財務基盤を確立する。

本内容は、従前に本学が大学運営の方針としていた中長期計画であるアクションプラン 2030「大学運営向上プロジェクト」の指針に原点がある。この指針では、アクションプラン 2030 の目的を「現状分析で明らかになった都市大の問題点を克服して「ビジョン」の実現を目指す点にある」とした上で、大学運営では「その実現を可能にするための①PDCA サイクルを有する計画推進組織を設置し、②計画推進のためにガバナンスを強化することに取り組むこととした。同時に、③文部科学省の施策に見られる時代の変化に対応できる学内運営組織(事務組織、学内委員会)を構築し、④大学の長期発展に不可欠な財務基盤の確立を目指すこととした。」と示している。また、これに則って、「中長期

計画に基づくPDCAサイクルの確立と評価」「大学のガバナンス強化」「時代の変化に対応した大学運営組織」「収支に立脚した財務基盤の確立」の 4 つの事業計画並びにこれらに対応する施策を設定しており、それらの内容を踏まえて、2021 年 3 月に「東京都市大学大学運営に関する方針」として策定した。以上のことから、これまでの取り組みと連動した内容となっており、適正な大学運営を図るための方針となっている。

なお、この方針は、方針や規程等は、Web 規程集(資料 10-1-1)で学内教職員が随時確認できるようにしている。また、学外に対してはホームページ(資料 10-1-2【ウェブ】)でも公開している。

- 点検・評価項目② ： 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議(学長)、リスク管理委員会(リスク管理委員長)

評価の視点	
1	○適切な大学運営のための組織の整備
1-1	・学長の選任方法と権限の明示
1-2	・役職者の選任方法と権限の明示
1-3	・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
1-4	・教授会の役割の明確化
1-5	・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
1-6	・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
1-7	・学生、教職員からの意見への対応
2	○適切な危機管理対策の実施

「東京都市大学大学運営に関する方針」に則り、大学運営に関して学内組織が常に最適な編成となるよう努めている。また、本学における意思決定、権限執行等は規程に従って行っている。

1-1.学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法は、「東京都市大学学長に関する規程」(資料 10-1-3)及び「東京都市大学学長選出に関する細則」(資料 10-1-4)に定めている。同規程第 4 条では選出手続を「学長は、学長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という)において推薦された候補者の中から、理事会(資料 10-1-5【ウェブ】)がこれを選定し、理事長がこれを任命する。」とし、これを明示している。学長の権限と役割は、「寄附行為施行細則」(資料 10-1-6、第 8 条)に「本法人の設置する各学校の学長、校長及び園長は、運営に関する基本方針に基づき当該学校の校務を掌り、所属職員を統督する。」旨を定めている。さらに「東京都市大学学長に関する規程」第 2 条で学長の職務を「本学の学務を掌り、その所属職員を統督する。」と規定し、明示している。

1-2.役職者の選任方法と権限の明示

学長は、理事長への具申及び理事長の任命を経て、「副学長」を置くことができる。「東京都市大学副学長に関する規程」(資料 10-1-7、第 2 条)では、副学長の役割と権限を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長事故あるときはその職務を代行する」と規定し、学長の命により権限を委譲できる体制としている。

学部長及び共通教育部長の選任方法は、「東京都市大学学部長等に関する規程」(資料 10-1-8)に規定している。学部長は、「当該学部教授会が推薦する 2 名または 3 名の学部長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」、共通教育部長にあっては「共通教育部長候補者は、共通教育部会議が推薦する 2 名または 3 名の共通教育部長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」し、「学部長等候補者が決定したときは、学長が理事長に具申し、理事長がこれを任命する」と規定している。研究科長の選任方法は、「東京都市大学大学院研究科長に関する規程」(資料 10-1-9)に規定している。「研究科長候補者は、当該研究科委員会が推薦する 2 名または 3 名の研究科長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」し、「研究科長候補者が決定したときは、学長が理事長に具申し、理事長がこれを任命する」と定めている。その権限については、それぞれ当該機関の校務を掌り、所属職員を統督することを規定し、それを明示している。

1-3.学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

2017 年 9 月に、「学長の円滑な意思決定に資するため、本学の運営に関する重要事項を審議する」ための機関として学長会議を設置している。同会議は、学長を議長とし、副学長、事務局長及び学長が指名する者で構成し、学長の円滑な意思決定を支えている(資料 10-1-10)。

大学全体としての機関決定は、「東京都市大学学則」(資料 10-1-11、第 12 条)に従って、「大学協議会」で行う。大学協議会は、学長の求めに応じ、本学の運営に関する重要事項、教学的な重要事項及び複数の学部等に関わる事項で当該学部教授会あるいは当該研究科委員会の間で調整が困難である事項を審議している(資料 10-1-12)。なお、大学協議会は、学長を議長とし、副学長、学部長、共通教育部長、研究科長、事務局長及び部長職等で構成している。

この体制に加えて、「本学全体として取り組むべき事項を効率的かつ効果的に実施する」ことを目的として、「東京都市大学の全学に係わる委員会の設置に関する規程」(資料 10-1-13)に基づいて常設の全学委員会(教務、研究、国際、キャンパス環境整備、キャリア、学生部、リスク管理)を置いている。全学委員会では、全学あるいは複数の学部等に共通する専門的事項で、各学部独自では解決できないことや、大学協議会や学長から諮問された事項を取り扱っている。全学委員会の委員長は、学部長の意見を参考に、学長会議に諮り、学長が任命しており、全学的に学長による意思決定とそれに基づく執行等を可能とする体制を整備している。

1-4.教授会の役割の明確化、1-5.学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

東京都市大学学則第 4 条の3、第 13 条に則り、各学部等に教授会等を置いている。大学院研究科では東京都市大学大学院学則(資料 10-1-14、第 9 条)に則り、総合理工学研究科、環境情報学研究科にそれぞれ研究科委員会を置いている。各教授会及び研究科委員会の役割と権限は、それぞれ学則において、学長が決定を行う一部事項について、審議し、意見を述べるほか、当該学部・研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる旨を定めており、双方の役割と関係を明確にしている。

1-6.教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

本学は、学校法人五島育英会の設置校であり、理事会を最高意思決定機関としている。予算・借入金及び基本財産の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併その他この法人の業務に関する重要事項については評議員会の諮問を受けている(資料 10-1-15)。その上で、寄附行為施行細則第 8 条では、「本法人の設置する各学校の学長、校長及び園長は、運営に関する基本方針に基づき当該学校の校務を掌り、所属職員を統督する。」ことを規定しており、教学組織と法人組織の権限と責任を明確にしている。

1-7.学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見への対応としては、毎年度、全てのキャンパスで「学生と大学との懇談会」を開催し、大学執行部をはじめとする関係教職員が出席して、学生からの意見等を幅広く聴いている。寄せられた意見等の中で対応すべき事案は改善等を図り、その結果を学生にフィードバックしている。

教職員に関しては、大学協議会、主任教授等会議を通じて各組織からの意見を聴取しているほか、毎年 9 月には全学 FD・SD フォーラムのプログラムの一部を「全学教職員意見交換会」とし、タイムリーなテーマを設けて意見を聴き、教職員が共有する機会を設けている。

2.適切な危機管理対策の実施

本学では、それぞれの所管部署が関連規程等に従って危機管理対策を講じている。コンプライアンス意識の徹底では「東京都市大学行動規範」(資料 10-1-16)を制定し、構成員に周知の上、Web 規程集での常時閲覧を可能としている。個人情報の取り扱いは「個人情報保護方針」(資料 10-1-17)「個人情報の保護に関する規程」(資料 10-1-18)、ハラスメントの防止は「東京都市大学ハラスメントの防止等に関する規程」(資料 10-1-19)、また、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合の早期発見及びその是正を図るために必要な対策として「公益通報等に関する規程」(資料 10-1-20)に基づく体制を整備し、公益通報等の連絡先を学校法人五島育英会ホームページで公開している(資料 10-1-21)。

以上のことから、制定されている各規程は権限・役割、意思決定のプロセスを明確にし、適正な大学運営を担保するとともに、規程に基づく適正な運用が行われている。

- 点検・評価項目③ ： 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議(学長)、事務局運営会議(事務局長)

評価の視点	
1	○予算執行プロセスの明確性及び透明性
1-1	・内部統制等
1-2	・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、毎年 11 月に理事長より通達される予算編成方針に基づいて行われる。予算編成方針は、別途策定している事業計画に基づき本法人設置校の収支見込み等を総合的に検証しながら策定されるもので、学校法人全体のバランスを勘案した上で、各設置校が編成目標とすべき事項が示されるものである。学内で予算作成を所管する財務課では、予算編成目標や方針、編成上の注意事項をまとめた冊子を作成し、事務局内の会議体で説明の上、予算作成の依頼を行い、事務局の各部署と協議を重ねながら、予算編成方針に基づいた計画を立案する。予算案は学長会議での審議並びに承認を経て法人本部へ予算原案として提出する。提出後、専務理事、常務理事、法人本部長、財務部長等が出席する法人本部との予算折衝を経て、その予算原案は法人本部の常務会、最終的には評議員会の意見を聴いた上で理事会の審議を諮り、承認されるプロセスとなる。

内部統制として、本学の経理ルールでは、学校法人会計基準に基づいて本法人設置校共通の規程として定められている「経理規程」(資料 10-1-22)及び「経理事務実施要領」(資料 10-1-23)が基盤となる。さらに、大学ではこれらのルールに基づき、「予算執行 GUIDE」を教員用、事務局用

にそれぞれ作成、配付し統一された明確なルールに基づく処理に努めている。2022 年度からは 10 万円以上の支出について、事前申請・承認が必要となり、承認後の発注は原則発注部門が行うよう調達ルールを変更し、併せて検収についても予算種別を問わず全品検収を行い、不正防止、内部統制強化を図っている。また、2021 年度より教員には経費精算用コーポレートカードを導入し、教員による立替金の削減を通し、予算執行の透明性を高めている。各業務の執行については、これらの明確な規程・要領等によって、事務局の検収・検査を通過した執行伝票のみが法人本部へ回付される。本法人では、資金の集中管理により、大学には小口現金相当の資金しか置かず、法人本部の決裁なしでは小口現金を除く現預金の払い出しは不可能な仕組みとし、リスク管理の徹底に努めている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定については、毎年大学の財務課が主体となり、報告をまとめている。この報告は、例年 5 月に学長会議での検証を経た上で、法人本部において決算検証会議として検証が行われる。また、11 月には中長期事業計画協議会として、当期の見込みとともに将来計画をまとめた長期事業計画の執行状況の検証、報告を行うことで透明性も確保している。これらの会議に法人本部からは、理事長、専務理事、常務理事、財務部長等が、大学からは学長、事務局長等が出席し、大学の運営戦略を検討・共有する場となっている。

- 点検・評価項目④ ： 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- 責任主体（所管組織）： 教員人事委員会（教員人事委員長）、事務局長、総務部（人事課）

評価の視点	
1	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
1-1	・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
1-2	・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
1-3	・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
1-4	・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用については、「法人本部就業規則」（資料 10-1-24、第 3 条）、「東京都市大学就業規則」(資料 10-1-25、第 8 条)の定めに基づいて行っており、法人本部総務部人事課が法人全体の人員配置について長期的な視点に立って採用枠・採用方針等を設定した上で実施している。職員の昇格については、資格制度に基づき、各職階に求められる能力や役割を明示した上で、人事評価の結果や人員計画に基づいて行っている。

業務内容の多様化・専門化への対応として、高等教育動向を踏まえて、適宜事務組織を改正し、対応している(資料 10-1-26) (資料 10-1-27)。2022 年 4 月 1 日には、留学生支援センター、教学支援課等を新設し、既存の事務組織についても見直しを行うなど対応している。教職協働に関しては、教学運営、大学運営面にかかわらず各種委員会等の諸活動において事務職員が庶務的業務にとどまらず、委員として参画することが一般的な形態になっており、教育職員と協働して企画立案の中核的役割を担う場面も増えている。また、民間企業や行政への若手職員の在籍出向、グローバル化への対応として語学力を有する職員や国外出身者の採用と配置も行っている。

2021 年 3 月 15 日制定の「東京都市大学大学運営に関する方針」において、「時代の変化に対応した大学運営」として、教職協働によって継続的に大学運営の効率化を図ること、大学運営を支えるマネジメント力及び専門知識を有する人材の育成・確保・配置を行うことを明確にしたことから、今後はかかる方針に基づき、一層の取り組みの強化を進めていくこととしている。

なお、事務局では、事務局長が議長となり、部長職を構成員として「事務局運営会議」を開催し、事務組織としての各種検討や情報共有の機会を設け、円滑な運営に努めているが、その役割と権限をより明確にするため、2021 年 12 月に「東京都市大学事務局運営会議規程」(資料 10-1-28)を制定するとともに、同じく事務局における会議体として、係長職以上の全ての事務局管理職を構成員として開催している「事務局会議」についても、2022 年 1 月に「東京都市大学事務局管理職会議規程」(資料 10-1-29)を制定し、各会議体の役割等を明確化した。

更に、事務局における執行・責任体制を明確にするため、2022 年 6 月に「東京都市大学事務局事務分掌規程」(資料 10-1-30)を改正し、事務局における各職位の役割と権限についても明確化した。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善では、2017 年度における管理職研修において、人事制度に関するより一層の理解・適正な人事評価の実施のための研修を実施した（資料 10-1-31)。さらに、事務局における統一的な業務改善テーマとして「事務局目標」を示すことで、事務局の全体目標をもとにした各部目標の設定、各部目標をもとにした各課目標の設定、これらを踏まえた個人目標の設定という一貫性を持った目標設定が行える形とし、職員の適正な業務評価の基盤となる、「適正な目標設定」が行えるようにしている。

なお、評価のプロセスは毎年度発信している「実施要領」において詳細に示しており、資格毎の評価基準はそれぞれの資格の評価シートに明示されている。評価結果が昇給・賞与へどのように反映されるかについても、「人事制度ハンドブック」に示されており、人事考課における適正な評価と処遇改善に関するルールが全ての職員に周知されている。

- 点検・評価項目⑤ ： <u>大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。</u>
- 責任主体（所管組織）： 学長会議（学長）、事務局長、総務部（人事課）

評価の視点	
1	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施

全学的な取り組みである「全学 FD・SD フォーラム」の実施や、夏期に教職協働により合宿形式で行う「FD・SD ワークショップ」等、教員・職員を問わず、全学的な課題や方針を共有するための SD を実施している。事務職員においては、法人全体で定めた「東京都市大学グループ研修計画概念図」（資料 10-1-32）をもとに、「資格別研修」をはじめとする 4 つの体系に基づく SD を実施するとともに、学生満足度向上のための業務改善とスタッフディベロップメントを包含する取り組みとして「CS 向上推進活動方針」を定め、「次世代リーダーの育成」「中期事業方針の理解」等、年度ごとに設定する重点テーマのもと、学校職員として必須の知見やスキルの獲得に努めている（資料 10-1-33）。

- 点検・評価項目⑥ ： <u>大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>

● 責任主体(所管組織): 学長会議(学長)、(大学評価室(大学評価室長))

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	○監査プロセスの適切性
3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に関する自己点検・評価では、所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を大学評価室が行うこととしている。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしている(資料 10-1-34)。

監査プロセスは、法人全体の「内部監査規程」(資料 10-1-35)に定め、法人本部に内部監査室を設置して業務の遂行を公正かつ客観的な立場で評価している。財務監査については、「経理規程」の第 48 条及び第 49 条に規定している(資料 10-1-22)。また、監事の職務は「寄付行為」に規定し、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を適切に監査している。また、毎年、半期の期中監査を 11 月に、年度末の決算監査として 5 月に会計監査及び事業監査を行っており、例年 5 月の理事会及び評議員会では毎会計年度ごとの監査結果が報告されている。

(2)長所・特色

事務職員においては、体系的な資格別研修を実施し、それを定着させていることは長所といえる。入職後 1・2 年目の若手職員がプロジェクト形式で次年度の新入職員の新人研修を企画立案から実施まで 1 年間かけて実践する研修や、コーチングの手法に基づく選抜型の研修を実施する等、次世代リーダーの育成を図り、組織的な研修を実施している。

(3)問題点

なし

(4)全体のまとめ

本学では、「東京都市大学大学運営に関する方針」に則り、役職者の配置及び選任、学内組織の整備、規程等に従った意思決定、権限執行、危機管理対策及び予算編成・執行等を行っている。また、必要な事務組織を置き、近年の高等教育の動向を踏まえながら、中長期的な SD 計画に基づき、教職協働の意識や大学運営に必要となる資質の向上を図り、多様化、専門化への対応を進めている。

第 10 章　大学運営・財務（財務）

（1）現状説明

- 点検・評価項目①　：　教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）、事務局運営会議（事務局長）

評価の視点	
1	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2	＜私立大学＞○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学は、教育と研究を通じて社会へ貢献することを目的とし、在学生のためにも持続的な発展が求められている。大学が持続的に発展し、社会へ貢献し続けるためには、収入の安定と施設設備の継続的な充実が重要であり、中長期的な視野に立った施策が欠かせない。

本学においても中長期的な視点で、「大学運営に関する方針」に則り、持続的な発展に向けたビジョンである中長期計画としてアクションプラン 2030 を策定し、毎年見直しを行いながら取り組みをすすめている。また、法人全体としても以下の事業計画を策定し、法人全体の目標達成へ向け、全体で取り組みを進めている。

本学が中核をなす学校法人五島育英会では、2017 年度を起点として、14 年後の 2030 年という長期的な視点に立ち、以下の 3 期間に区分した事業方針を決定した。

・第 1 期事業計画【2017 年度～2020 年度】
　「各学校が社会に対して圧倒的な存在感を示すことのできる“個の力”を育む。」
・第 2 期事業計画【2021 年度～2025 年度】
　「個性の強化により、他私学と差別化された各学校の「個の力」を結集し、都市大グループとしての総合力を育む。」
・第 3 期事業計画【2026 年度～2030 年度】
　「都市大グループとして社会に対して圧倒的な存在感を示すことができる「都市大ブランド」を構築する。」

現在は第 2 期事業計画の期間中であり、本学ではアクションプラン 2030 を基軸にして第 2 期事業計画を策定し、この中で事業実施の裏付けとなる財政計画を 2025 年度まで策定している（資料 10-2-1）。

目標とする財務指標の設定については、持続的、永続的な教育研究活動が求められる学校運営において、安定的かつ継続的に施設設備投資を行うためのＫＰＩとして、本法人では経常収支差額比率を採用し、他私学の状況や内部留保の見込み等を勘案し、目標を法人全体で 6.5％に設定している。

大学においては、本法人設置校の予算規模を勘案し、その目標比率を 9％に設定の上、事業計画を策定している。

事業計画を基に策定した2022年度予算についは、コロナ禍の影響を受けた2021年度の反動で支出の増加を見込み、一時的に経常収支差額比率は落ち込むことを想定しているが、2023年度以降は回復し、目標比率を上回る見込みである。

前述のとおり、本学では長期財政計画を策定し、単年度予算については、当然のことながら長期財政計画がベースとなるところではあるが、予算策定時期になると、長期財政計画では見込んでいなかった案件が新たに申請されるケースが散見される。外部環境等の状況の変化に臨機応変に対応することは必要であるが、このような状況が続くと長期財政計画の形骸化につながりかねないため、予算＝長期財政計画額の精査という認識をさらに啓発していく必要がある。

- 点検・評価項目②　：　教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議（学長）、事務局運営会議（事務局長）

評価の視点	
1	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
2	○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3	○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

大学における財政基盤の確立は、収入の根幹である学生数の安定的な確保が前提となる。本学は、独自の留学プログラムや本学の特色を活かした入試制度改革等の積極的な取り組みにより近年入学志願者数が増加傾向にあり、学生の安定的な確保に結びついている。また、入学後の学生フォローも充実させ、退学者削減プロジェクト等の施策により中途退学者の低減につながっていることも学生数の確保に大きく寄与している。

学生生徒等納付金比率は 75％前後で安定的に推移しているが、その一方で授業料に依存する体質改善にも取り組んでいる。補助金の獲得や科研費・受託研究費等の獲得に向けたバックアップ体制を強化することで、外部資金の獲得につなげ、財政基盤の更なる安定化を目指している。

このように財源確保施策が安定的に行われることにより一定の経常収支差額の確保につながり、ひいてはサスティナブルに発展していくための内部留保の確保につながっている。

指標としている経常収支差額比率は、2019 年度に台風災害の影響等により低下したものの、その後は回復傾向となり、第 2 期事業計画の最終年度となる2025年度においても10％を超える水準を見込んでいる。

積立率（運用資産/要積立額）については、2021 年度世田谷キャンパス再整備事業により、施設引当特定資産の取り崩しを行ったため多少の低下をみたが、私学平均を上回る水準で安定的に推移している。

経常収支差額比率 5 カ年推移

年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
本法人	9.2	5.1	4.7	7.9	11.7
私学平均※1	3.9	4.5	4.2	4.6	―
本大学	9.5	5.6	5.0	7.3	11.7
私学平均※2	7.3	8.0	7.9	7.6	―

※1「今日の私学財政令和 3 年度版」5 カ年連続財務比率表（医歯系法人除く）大学法人より
※2「今日の私学財政令和 3 年度版」5 カ年連続財務比率表（医歯系大学除く）大学部門より

積立率 5 カ年推移

年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
本法人	90.8	94.2	99.1	99.6	89.1
私学平均※3	78.6	79.3	78.5	78.0	―

※3「今日の私学財政令和 3 年度版」5 カ年連続財務比率表（医歯系法人除く）大学法人より

本学では現在、2014 年に策定したアクションプラン 2030 の具現化に向け、全学的に教育・研究改革に取り組み、それに伴う教育・研究施策の実施を優先的に進めている。その結果、2021・2022 年度はコロナ禍により一時的に減少したものの、経常収入に対する教育研究経費の割合は年々増加傾向となっている。

また、その一方で収入を増やす方策として、補助金の獲得や科研費・受託研究費等の獲得のバックアップ体制を強化することで外部資金の更なる獲得を目指している。

補助金の獲得は、2015 年度に初めて私立大学等改革総合支援事業タイプ 3 に選定以降、全学的に獲得への取り組みを強化し、2016 年度、2018 年度、2020 年度、2021 年度は全タイプに採択となった。

（単位：千円）

改革総合支援事業	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
採択タイプ数/全タイプ数	1/4	4/4	4/5	5/5	3/4	4/4	4/4
補助金受入額	9,000	36,117	73,400	95,700	48,000	62,000	63,000

2017 年度には、「都市研究の都市大：魅力ある未来都市創生に貢献するエイジングシティ研究および実用化の国際フロンティア」事業が、私立大学研究ブランディング事業に選定され、私立大学等改革総合支援事業と合わせ、国庫経常費特別補助の大幅増加につながった。

施設設備関連の補助金では、世田谷キャンパス新 6 号館棟の新築工事を耐震改築未実施建物の取り壊しと合わせて実施することで、2017 年度に耐震改築事業として私立学校施設整備費補助金の交付を受けることができた。2020 年度には、大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択され 5 か年にわたる補助金交付の内定を受けた。2021 年度には、「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門人材育成事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に選定、また世田谷キャンパス新 7 号館が経済産業省の ZEB（net Zero Energy Building）実証事業に大学として唯一採択された。2022 年度には、大学教育再生戦略費

「大学の世界展開力強化事業～インド太平洋地域との大学間交流形成支援～」に選出された。私立大学は本学を含め 14 件中 3 件である。

外部資金の獲得は、本学の最重点課題として捉えており、RAC(Research Administration Center)に産学官連携コーディネーター、URA(University Research Administrator)、研究推進アドバイザー等を配置し、外部資金の獲得に向けた支援体制の強化を図っている。科学研究費助成事業においても、研究費支援制度を設け、獲得へ向け積極的な取り組みを行っている。具体的には、前述の RAC との連携による A-STEP セミナーの開催、公募情報の収集及び提供、公募事業とのマッチング支援、応募書類の査読制度の拡充等種々施策を行っている。

（単位：千円）

年度		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
文部科学省 科学研究費助成	件数	75 件	91 件	101 件	104 件	101 件	112 件
	金額	142,350	143,292	163,600	217,610	182,410	192,790
受託・共同研究費	件数	223 件	230 件	228 件	226 件	192 件	203 件
	金額	535,077	949,384	850,317	674,620	745,655	659,215
研究助成金	件数	18 件	17 件	18 件	12 件	20 件	28 件
	金額	29,532	22,731	20,839	9,950	29,116	56,422

なお、本学ではこれまで周年事業を除き、積極的な募金活動に取り組めていないのが現状であるため、寄付金収入の増加に向けた重点的な取り組みが必要である。

さらに支出の節減に関しては、一般業務予算にシーリングを用いる等、経常的経費の抑制に努め、経常収支のバランスを考慮することにより、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

2017 年度からは、学科・研究室へ配分する教員予算額の算出方法を見直し、学科等への配分額を圧縮する一方で、公募型の共通施策予算や大型研究基盤設備導入等の戦略的な予算を設定する等、メリハリをつけた予算配分としている。

(2) 長所・特色

18 歳人口の減少による将来的な定員確保の厳しさが増す中、本学では授業料依存度を下げ、収入の多様化を図るべく補助金、外部資金の獲得へ積極的な取り組みを行っている。具体的には、私立大学等改革総合支援事業、私立大学研究ブランディング事業、私立学校施設整備費補助金、大学教育再生戦略推進費、ZEB(net Zero Energy Building)実証事業等があげられる。また、外部資金獲得支援体制の拡充を進めている。具体的には、RAC(Research Administration Center)に産学官連携コーディネーター、URA(University Research Administrator)、研究推進アドバイザー等を配置し、産学連携支援機関等との連携並びに産学連携イベント等への積極的な出展、学内予算である重点推進研究予算の配分変更等による多数の研究プロジェクト支援施策等を行っている。その結果、2021 年度には、競争的研究資金、受託研究、共同研究、助成金等含め契約ベースで7億 1500 万円となった。

こうした取り組みにより得た資金が学納金を補完し、安定した財政基盤の確立に大きな役割を果たしている。

（3）問題点

なし

（4）全体のまとめ

本学では中長期計画のアクションプラン 2030 をベースにした長期財政計画を策定し、教育研究活動を安定的に遂行するための取り組みを進めている。財政基盤の根幹となる学生数は、志願者数の増加に伴い安定的に定員を確保し、順調に推移している。またその一方で、学納金に依存する構図を少しでも改善すべく取り組む収入の多様化についても、積極的な補助金、外部資金（受託研究等）の獲得等により、着実に増加している。

アクションプラン 2030 等の改革費用の増加もみられるが、今後も外部資金獲得の促進や 2021 年度に実施した学費改定等も含め経常収支の改善を通してさらなる財政基盤の確立を図っていく。

終章

東京都市大学は、建学の精神である「公正」「自由」「自治」を活かしながら、「創立時における学生の熱情」を大切にする私立大学として、人材育成と学術研究により持続可能な社会発展をもたらすことを役割・使命としている。それらの基本理念の下で、7 学部 17 学科、2 研究科 8 専攻を有し、科学技術から生活福祉まで広い分野を網羅する大学となっている。

今年度の自己点検・評価においては、2018 年度自己点検・評価、2020 年度自己点検・評価、2021 年度自己点検・評価の結果を踏まえた改善に向けた取り組みが行われているか確認するとともに、大学基準に準拠したすべての基準において、本学の理念等に基づいた活動が行われているか、PDCA サイクルが機能しているか検証を行った。その結果、一部の基準において改善を要する事項が見られるものの、概ね適切に学内の取り組みが行われていることを確認した。

それら自己点検・評価を中心とした内部質保証の体制としては、前回の認証評価の指摘を受けて、2017 年 10 月に自己評価・教員業績評価委員会を廃止し、大学執行部で構成する学長会議（議長：学長）の下に「大学評価室」を設置・整備したことに端を発し、2020 年 10 月に自己点検・評価に責任を負う組織並びに実施に関する詳細を定めた「自己点検・評価に関する規程」の策定、2021 年 4 月には自己点検・評価結果の客観性・妥当性に関する評価及び内部質保証の有効性に関する評価を行う外部評価に関する詳細を定めた「外部評価の実施に関する細則」を策定するなど改善を進めている。また、2022 年度 4 月には、学部の自己点検・評価に責任を負う組織である学部・研究科等点検・評価委員会を「自己点検・評価に関する規程」の改正により設置している。こうした改善により、自己点検・評価に責任を負う組織が明確化され、学長によるマネジメントのもとで内部質保証を推進する体制が構築されている。

これらの体制については、2017 年度から様々な改善が重ねられた結果として、内部質保証体制に関する一つの結論を導き出したと考えているが、2022 年度の外部評価においては「自己点検・評価を行った結果を総合的に確認し必要な改善を促す仕組みがやや明確ではない印象も受けた。」との指摘をいただいている。

今後の展望として、上記の外部評価における指摘等も参考に、内部質保証体制をより明瞭かつ効果的な体制とすべく検討を進めたいと考えており、すでに、大学評価室内にワーキンググループを設置し、検討を始めたところである。具体的には、（1）組織面における改善（評価室のあり方、全学的体制の再構築）、（2）自己点検・評価の効率化、評価作業の簡略化、（3）情報発信の強化を中心に検討を進めている。

今後も、さらなる教育研究活動、内部質保証体制等の充実に向けて、学長のリーダーシップの下、認証評価結果や外部評価等の結果も踏まえた改善活動に引き続き取り組んでまいりたい。

超える、つながる、その夢に。

東京都市大学

TOKYO CITY UNIVERSITY

SINCE 1929